

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 4 8 号
発行日 令和 6 年 1 0 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○条 例

- 綾部市ハート交流センターの設置及び管理に関する条例の制定
(市民協働課)・・・1
 - 綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正
(障害者支援課)・・・5
 - 綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正
(定住・地域政策課)・・・6
 - 綾部市国民健康保険条例の一部改正
(市民・国保課)・・・7
 - あやべハートセンターの設置及び管理に関する条例の廃止
(市民協働課)・・・8
 - 綾部市市民ホールの設置及び管理に関する条例の廃止
(商工労政課)・・・9
- ### ○規 則
- 綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部改正
(税務課)・・・10
 - 綾部市ハート交流センターの管理及び運営規則の制定
(市民協働課)・・・29
 - 綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改

正

- (市民協働課)・・・34
 - あやべハートセンターの管理及び運営規則の廃止
(市民協働課)・・・35
 - あやべハートセンター入館団体選考委員会規則の廃止
(市民協働課)・・・36
 - 綾部市市民ホール管理運営規則の廃止
(商工労政課)・・・37
- ### ○告 示
- 令和 6 年度綾部市定額減税補足給付金(調整給付)支給事務実施要綱の制定
(社会福祉課)・・・38
 - 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示
(市民・国保課)・・・45
 - 綾部市健康診査及びがん検診事業実施要綱の制定
(保健推進課)・・・46
 - 綾部市公共下水道供用開始告示
(下水道課)・・・49
 - 令和 6 年 9 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領の公表
(財政課)・・・51
- ### ○公 告
- I・Tビルリニューアル基本計画策定業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について
(商工労政課)・・・52
 - 綾部農業振興地域整備計画の軽微な変更について
(農政課)・・・69

・西部地域消防防災拠点施設・ 地域振興センター整備工事（電 気設備工事）条件付一般競争 入札について （監理課）・・・70	（監理課）・・・204
・市道上野試験場線外1線改良 工事と市道上野試験場線改良 工事条件付一般競争入札につ いて （監理課）・・・80	・八幡1・2農地復旧工事条件 付一般競争入札について （監理課）・・・214
・公共下水道舗装復旧（6-2） 工事と公共下水道関連舗装復 旧（6-2）工事条件付一般 競争入札について （監理課）・・・91	・こども家庭センター整備工事 （建築本体工事）条件付一般 競争入札について （監理課）・・・224
・保健福祉センターE S C O事 業に関する公募型プロポーザ ルの実施について （保健推進課）・・・102	・公共下水道舗装復旧（6-3） 工事条件付一般競争入札につ いて （監理課）・・・234
・公示送達 （税務課）・・・164	・公示送達 （税務課）・・・244
・旧農業経営基盤強化促進法に 基づく農用地利用集積計画の 縦覧について （農業委員会）・・・165	・公示送達 （税務課）・・・245
・綾部市就職情報ウェブサイト 導入及び運用業務に関する公 募型プロポーザルの実施につ いて （商工労政課）・・・166	・公示送達 （税務課）・・・246
・後山道路、吉国水路、小畑大 池復旧工事条件付一般競争入 札について （監理課）・・・184	・インフルエンザ予防接種の実 施について （保健推進課）・・・247
・栗町防火水槽新設工事条件付 一般競争入札について （監理課）・・・194	・新型コロナウイルス感染症予 防接種の実施について （保健推進課）・・・248
・下山岡1・2、茶ノ木ヶ鼻農 地復旧工事条件付一般競争入 札について	○教育委員会告示 ・令和6年度第7回（9月）綾 部市教育委員会会議招集告示 ・・・249

綾部市ハート交流センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和6年9月25日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第37号

綾部市ハート交流センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、綾部市ハート交流センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 まちづくりに重要な役割を担う市民活動を支援するため、綾部市ハート交流センターを次のとおり設置する。

名 称	位 置
綾部市ハート交流センター	綾部市新宮町91番地

(業務)

第3条 綾部市ハート交流センター（以下「センター」という。）の業務は、次のとおりとする。

- (1) 市民活動を行う団体等への各種講座、研修、会議、事務所等の場所の提供
- (2) センターに事務所等を置いた団体への会議場所の提供
- (3) 市民活動に関する相談
- (4) その他市長が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第4条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

3 市長は、管理上特に必要があると認めるときは、前2項に規定する開館時間及び休館日を変更することができる。

(使用の許可)

第5条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用の不許可等)

第6条 市長は、センターを使用する者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可せず、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 公益を害し、又は風紀を乱すおそれのあるとき。

- (2) 他の来館者に危害を及ぼし、又は他の来館者の迷惑になるおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設、附属設備、器具その他工作物（以下「施設等」という。）を破損するおそれのあるとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則、条件若しくは指示に違反するとき。
- (6) センターの管理上支障のあるとき。
- (7) 前各号に規定するもののほか、市長が特にその使用を不相当と認めるとき。

（使用料）

第7条 別表第1に掲げる施設（以下「貸館施設」という。）を使用しようとする者は、同表に定める使用料を使用許可と同時に納付しなければならない。

2 貸館施設以外の部分を占用しようとする者は、毎月末日までに、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

3 前2項の使用料は、市長が特に必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用者の禁止事項）

第9条 使用者は、使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用者等に対する指示）

第10条 市長は、センターの施設等の保全その他センターの管理上必要がある場合は、使用者その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

（原状回復の義務）

第11条 使用者は、センターの使用が終わったとき、使用の許可を取り消されたとき又は使用を中止させられたときは、直ちにセンターを原状に回復しなければならない。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用は使用者が負担しなければならない。

（損害賠償責任）

第12条 使用者は、センターの施設等を破損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

（市の免責）

第13条 センターの施設等の使用により、又は第6条の規定に基づく処分によって使用者に生じた損害については、市は、一切の責任を負わない。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 7 条関係）

セ ン タ ー 使 用 料

時間 使用区分	(午前半日)	(午後半日)	(昼間 1 日)	(夜間半日)	(全 日)
	午前8時30分 ～正午	正午 ～午後5時	午前8時30分 ～午後5時	午後5時 ～午後10時	午前8時30分 ～午後10時
大会議室	円 800	円 1,100	円 1,900	円 1,100	円 3,000
中会議室	600	800	1,400	800	2,200
小会議室	300	400	700	400	1,100

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の2分の1の額を加算する。
- 3 使用者が市外居住者である場合（法人にあってはその所在地が市外である場合）の使用料は、基本額の2倍の額とする。

別表第 2（第 7 条関係）

セ ン タ ー 使 用 料

使用区分	1 m ² 当たりの月額使用料
貸館施設以外の部分	240円

備考

- 1 期間を算定する場合において、1月未満の端数が生じたときは1月とする。
- 2 使用料を算定する場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

条 例

綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月25日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第38号

綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年綾部市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第2の27の項を次のように改める。

27 市長	障害者自立支援医療特別対策費支給事業の実施に関する事務	(1) 医療保険給付関係情報 (2) 障害者関係情報 (3) 地方税関係情報 (4) 住民票関係情報
-------	-----------------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月25日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第39号

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例（平成23年綾部市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1に次のように加える。

有安定住支援住宅	綾部市睦寄町古井2番地の1
鍛冶屋定住支援住宅	綾部市鍛冶屋町前地9番地

別表2に次のように加える。

有安定住支援住宅	令和7年度	1戸	30,000円
鍛冶屋定住支援住宅	令和7年度	1戸	30,000円

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月25日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第40号

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例

綾部市国民健康保険条例（昭和34年綾部市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「6か月以内の期限」を「6か月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）以内の期間」に改める。

第29条中「国民健康保険法」を「法」に、「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

第30条中「国民健康保険法」を「法」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第24条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

条 例

あやべハートセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年9月25日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第41号

あやべハートセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

あやべハートセンターの設置及び管理に関する条例（平成14年綾部市条例第42号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

綾部市市民ホールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年9月25日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第42号

綾部市市民ホールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

綾部市市民ホールの設置及び管理に関する条例（昭和59年綾部市条例第5号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 6 号

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則（昭和 4 0 年綾部市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 号（表）を次のように改める。

京都府綾部市		京都府綾部市		綾部市納付金納付書兼領収証書	
納付書		納付済通知書		綾部市会計管理者 加入者名	
口座番号 01000-0-960056	加入者名 綾部市会計管理者	合計金額	納付区別	口座番号 01000-0-960056	加入者名 綾部市会計管理者
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分	期別	
指定期限	納付番号	通知書番号			

金額	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

税額	円	督促手数料	円	延滞金	円	
納付者	領 收 日 付 印					
CVS収納用	上記のとおり納付します。					

主管課名	京都府綾部市	領収日付印	
------	--------	-------	--

上記の金額を領収したので通知します。 綾部市会計管理者様 (綾部市控え)

〔取りまとめ金融機関〕
 ゆうちょ銀行 公金QR受押貯金事務センター
 京都銀行 綾部支店

※証券による納付の場合

の支払が

領収証書は失効

お問い合わせ窓口、納付場所などは、裏面に記載しております。
 ※領収証書は5年間大切に保管してください。 収納代行業者 地銀ネットワークサービス(株) (納入者保管)

以下の金額を指定期限までに納付してください。 下記のとおり領収しました。

指定期限	通知書番号	備考	領収日付印
納付番号	備考		
合計金額	円		
税 額	円		
督促手数料	円		
延滞金	円		

様式第6号(表)を次のように改める。

様式第6号

<p style="text-align: center;">京都府綾部市 納付書 ㊟ 京都府綾部市</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">口座番号</td> <td style="width:20%;">01000-0-960056</td> <td style="width:20%;">加入者名</td> <td style="width:20%;">綾部市会計管理者</td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td></td> <td>納付番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定期限</td> <td></td> <td>期別</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">税額</td> <td style="width:15%;">督促手数料</td> <td style="width:15%;">延滞金</td> <td style="width:15%;">合計金額</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">納付者</td> <td style="width:15%;">督促手数料</td> <td style="width:15%;">延滞金</td> <td style="width:15%;">合計金額</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td>CYS収納用</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <div style="text-align: right;"> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:100%;">額収日付印</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">上記の金額を領収したので通知します。 綾部市会計管理者様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[取りまとめ金融機関]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ゆうちょ銀行 公金QR受取専用事務センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">京都銀行 綾部支店</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(綾部市控え)</p> </div>	口座番号	01000-0-960056	加入者名	綾部市会計管理者	収納機関番号		納付番号		指定期限		期別		税額	督促手数料	延滞金	合計金額			円	円	円	円	円	円	納付者	督促手数料	延滞金	合計金額			CYS収納用	円	円	円	円	円	額収日付印	[取りまとめ金融機関]	ゆうちょ銀行 公金QR受取専用事務センター	京都銀行 綾部支店	<p style="text-align: center;">綾部市納付金納付書兼領収証書 ㊟</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">口座番号</td> <td style="width:20%;">01000-0-960056</td> <td style="width:20%;">加入者名</td> <td style="width:20%;">綾部市会計管理者</td> </tr> <tr> <td>期別</td> <td></td> <td>通知書番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td></td> <td>納付者氏名</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">指定期限</td> <td style="width:15%;">通知書番号</td> <td style="width:15%;">標識番号</td> <td style="width:15%;">合計金額</td> <td style="width:15%;">税額</td> <td style="width:15%;">督促手数料</td> <td style="width:15%;">延滞金</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">額収日付印</td> <td style="width:15%;">額</td> <td style="width:15%;">督促手数料</td> <td style="width:15%;">延滞金</td> <td style="width:15%;">合計金額</td> <td style="width:15%;">税額</td> <td style="width:15%;">督促手数料</td> <td style="width:15%;">延滞金</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <div style="text-align: right;"> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:100%;">額収日付印</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">上記のとおり領収します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:100%;">額収日付印</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">お問い合わせ窓口、納付場所などは、裏面に記載しております。</p> <p style="font-size: x-small;">※領収証書は5年間大切に保管してください。 収納代行業者 地銀ネットワークサービス(株) (納入者保管)</p> </div>	口座番号	01000-0-960056	加入者名	綾部市会計管理者	期別		通知書番号		納付番号		納付者氏名		指定期限	通知書番号	標識番号	合計金額	税額	督促手数料	延滞金				円	円	円	円	額収日付印	額	督促手数料	延滞金	合計金額	税額	督促手数料	延滞金									額収日付印	額収日付印	<p style="text-align: center;">京都府綾部市 納付書 ㊟ 京都府綾部市</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">口座番号</td> <td style="width:20%;">01000-0-960056</td> <td style="width:20%;">加入者名</td> <td style="width:20%;">綾部市会計管理者</td> </tr> <tr> <td>期別</td> <td></td> <td>通知書番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td></td> <td>納付者氏名</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">税額</td> <td style="width:15%;">督促手数料</td> <td style="width:15%;">延滞金</td> <td style="width:15%;">合計金額</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">額収日付印</td> <td style="width:15%;">額</td> <td style="width:15%;">督促手数料</td> <td style="width:15%;">延滞金</td> <td style="width:15%;">合計金額</td> <td style="width:15%;">税額</td> <td style="width:15%;">督促手数料</td> <td style="width:15%;">延滞金</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <div style="text-align: right;"> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:100%;">額収日付印</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">上記のとおり領収しました。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:100%;">額収日付印</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">お問い合わせ窓口、納付場所などは、裏面に記載しております。</p> <p style="font-size: x-small;">※領収証書は5年間大切に保管してください。 収納代行業者 地銀ネットワークサービス(株) (納入者保管)</p> </div>	口座番号	01000-0-960056	加入者名	綾部市会計管理者	期別		通知書番号		納付番号		納付者氏名		税額	督促手数料	延滞金	合計金額			円	円	円	円	円	円	額収日付印	額	督促手数料	延滞金	合計金額	税額	督促手数料	延滞金									額収日付印	額収日付印
口座番号	01000-0-960056	加入者名	綾部市会計管理者																																																																																																																													
収納機関番号		納付番号																																																																																																																														
指定期限		期別																																																																																																																														
税額	督促手数料	延滞金	合計金額																																																																																																																													
円	円	円	円	円	円																																																																																																																											
納付者	督促手数料	延滞金	合計金額																																																																																																																													
CYS収納用	円	円	円	円	円																																																																																																																											
額収日付印																																																																																																																																
[取りまとめ金融機関]																																																																																																																																
ゆうちょ銀行 公金QR受取専用事務センター																																																																																																																																
京都銀行 綾部支店																																																																																																																																
口座番号	01000-0-960056	加入者名	綾部市会計管理者																																																																																																																													
期別		通知書番号																																																																																																																														
納付番号		納付者氏名																																																																																																																														
指定期限	通知書番号	標識番号	合計金額	税額	督促手数料	延滞金																																																																																																																										
			円	円	円	円																																																																																																																										
額収日付印	額	督促手数料	延滞金	合計金額	税額	督促手数料	延滞金																																																																																																																									
額収日付印																																																																																																																																
額収日付印																																																																																																																																
口座番号	01000-0-960056	加入者名	綾部市会計管理者																																																																																																																													
期別		通知書番号																																																																																																																														
納付番号		納付者氏名																																																																																																																														
税額	督促手数料	延滞金	合計金額																																																																																																																													
円	円	円	円	円	円																																																																																																																											
額収日付印	額	督促手数料	延滞金	合計金額	税額	督促手数料	延滞金																																																																																																																									
額収日付印																																																																																																																																
額収日付印																																																																																																																																

様式第7号(表)を次のように改める。

様式第7号

綾部市 個人市民税 個人府民税 森林環境税 領収証書 ㊦

綾部市 個人市民税 個人府民税 森林環境税 納入書 ㊦

綾部市 個人市民税 個人府民税 森林環境税 納入済通知書 ㊦

市町村コード	座番	号加	入者名
262030			
年	月分	指	号納入金額(1)
			円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 一括徴収 分を含む	億 千 百 十 万 千 百 十 円
		退 職 所 得 分	
		延 滞 金	
納 入 金 額 (2)		督 手 数 料	
納 期 限	年 月 日	合 計 額	
(特別徴収義務者)		領 収 日 付 印	
住 又 所 在 地		様	
氏 又 名			

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

市町村コード	座番	号加	入者名
262030			
年	月分	指	号納入金額(1)
			円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 一括徴収 分を含む	億 千 百 十 万 千 百 十 円
		退 職 所 得 分	
		延 滞 金	
納 入 金 額 (2)		督 手 数 料	
納 期 限	年 月 日	合 計 額	
(特別徴収義務者)		領 収 日 付 印	
住 又 所 在 地			
氏 又 名			

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

市町村コード	座番	号加	入者名
262030			
年	月分	指	号納入金額(1)
			円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 一括徴収 分を含む	億 千 百 十 万 千 百 十 円
		退 職 所 得 分	
		延 滞 金	
納 入 金 額 (2)		督 手 数 料	
納 期 限	年 月 日	合 計 額	
(特別徴収義務者)		領 収 日 付 印	
住 又 所 在 地		様	
氏 又 名			

上記のとおり通知します。(受付店→京都銀行綾部支店(取りまとめ店)→綾部市)(綾部市保管)

様式第8号を次のように改める。

市町村コード 262030	京都府	法人市民税領収済通知書 (公)
綾部市	口 座 番 号 01000-0-960056	綾部市会計管理者
所在地及び法人名		
年度	※ 処理事項	管理番号
事業年度	申告区分	
から	まで	中予確修更決 間定正正定 他 ()
法人税割額 01	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
均等割額 02		
延滞金 03		
督促手数料 04		
合計額 05		
納期限	年 月 日	領 収 日 付 印
指定金融機関名 (印のまが印)	京都銀行綾部支店	
取りまとめ局	大阪貯金事務センター 〒539-8794	
上記のとおり通知します。(市町村保管)		

市町村コード 262030	京都府	法人市民税納付書 (公)
綾部市	口 座 番 号 01000-0-960056	綾部市会計管理者
所在地及び法人名		
年度	※ 処理事項	管理番号
事業年度	申告区分	
から	まで	中予確修更決 間定正正定 他 ()
法人税割額 01	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
均等割額 02		
延滞金 03		
督促手数料 04		
合計額 05		
納期限	年 月 日	領 収 日 付 印
日 計	口 円	
上記のとおり納付します。 〔金融機関又は郵便局保管〕		

市町村コード 262030	京都府	法人市民税領収証書 (公)
綾部市	口 座 番 号 01000-0-960056	綾部市会計管理者
所在地及び法人名		
年度	※ 処理事項	管理番号
事業年度	申告区分	
から	まで	中予確修更決 間定正正定 他 ()
法人税割額 01	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
均等割額 02		
延滞金 03		
督促手数料 04		
合計額 05		
納期限	年 月 日	領 収 日 付 印
上記のとおり領収しました。(納税者保管)		
◎ この領収書は、3枚1組となっておりますので、切り離さずに提出してください。		
〔小切手納付の場合は小切手金額支払の あつたとき本領収書の効力を生じます。〕		
※ 本書は7年間保存してください。		

規 則

様式第 33 号を次のように改める。

様式第 33 号

年 月 日

様

綾部市長

印

還付（充当）通知書

あなた様の納付された下記の税金が過誤納になりましたので、次のとおり還付（充当）します。

記

調定年度	科目	通知書番号	支払額
			円
還付理由			
備考			

過誤納額の内容

賦課年度	期別	過誤納額	督促手数料	延滞金	合計額

過誤納額
円

加算金
円

年金保険者への還付金
円

充当額
円

充当額の内容

調定年度	賦課年度	期別	未納額	督促手数料	延滞金	充当額	督促手数料	延滞金

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。令和6年度以降、個人市府民税に関しては充当又は委託納付としています。

様式第41号（裏）を次のように改める。

（裏）

1 納付方法等について

- ◎京都銀行 ◎京都北都信用金庫 ◎京都丹の国農業協同組合 ◎ゆうちょ銀行・郵便局
- ◎近畿労働金庫 ◎綾部市役所（※閉庁日を除く毎週木曜日は午後7時まで納付できます。）
- ◎QRコード（※1）に対応した金融機関（※2）
- ◎コンビニエンスストア全国各店舗（納付書裏面をご確認ください。）
- ◎スマートフォンアプリ（50音順）／au PAY／J-Coin Pay／d払い／PayPay／LINE Pay 請求書
支払／QRコードに対応したスマートフォンアプリ（※3）

※1 QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2、3 利用可能な金融機関、スマートフォンアプリなどの最新の情報は、
「地方税お支払サイト」のよくある質問をご確認ください。

◎上記の他、「地方税お支払サイト」からの納付も可能です。

「地方税お支払サイト」URL <https://www.payment.eltax.lta/go.jp>

2 延滞金、督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金……納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、地方税法及び綾部市財務条例の規定に基づき、次の割合（平成26年1月1日以降）で計算された金額

- ・納期限後1か月以内：延滞金特例基準割合（※1）に年1%を加算した割合（上限年7.3%）
- ・納期限後1か経過後：延滞金特例基準割合（※1）に年7.3%を加算した割合（上限年14.6%）

※1 適用される延滞金特例基準割合については、納期限の翌日から納付の日までの期間により異なりますので、詳細については、綾部市のホームページでご確認ください。

督促手数料…督促状（納付書）1通につき100円

3 不服の申立て

この督促状の記載事項に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月を経過する日と、地方税法第19条の4に規定する日とのいずれか早い日までに市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第44号を次のように改める。

様式第44号

(表)

通知書番号	

〒
住所

氏名 様

年度市・府民税・森林環境税 納税通知書

年度の市・府民税及び森林環境税を次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

年 月 日

綾部市長

印

市・府民税決定の明細

扶養親族該当区分						本人該当区分						専従者		他
控	老	配	特	同	老	未	特	他	寡	ひ	勤	配	そ	家
配	配	特	定	老	人	成	障	障	婦	と	学	偶	の	屋
						年				り		者	他	敷

(単位：円)

所得金額の内訳 ①				所得控除の内訳 ②			
総所得金額	給与	収入金額		短期譲渡所得		雑損	
		所得金額(所得金額調整控除後)		長期譲渡所得		医療費	
	雑	公的年金収入金額		土地等		社会保険・小規模	
		公的年金所得金額		株式等の譲渡所得		生命保険料	
		その他雑所得		山林所得		地震保険料	
		営業等所得		その他の所得		寄附金	
		農業所得				障・寡・ひ・勤	
		不動産所得		前年繰越損失		配偶者・配偶者特別	
		配当所得				扶養	
		利子所得				扶養障害	
	総合譲渡・一時				基礎		
			合計所得金額		所得控除の合計		

課税標準額①-②		算出所得割額		市民税	府民税
		市民税	府民税		
総所得金額					
短期譲渡所得金額					
長期譲渡所得金額					
山林所得金額					
その他所得					
備考	減税控除済額(市町村分) : 円 (道府県分) : 円				
	控除外額 : 円				

所得割より控除することができなかった配当割額・株式等譲渡所得割額控除額

◎各納期の納付額及び納期限

期別	納付額	充当額	充当後納付額	納期限

納付方法

◎公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月

徴収月	特別徴収税額
年10月	
年12月	
年2月	

◎特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称

公的年金の種類
支払者の名称
法人番号

◎公的年金からの特別徴収について

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金支払の際に、上記の公的年金からその支払者が徴収します。また、あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。

なお、あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の額を特別徴収の方法によって徴収します。

◎来年度に公的年金から特別徴収の方法によって徴収する税額及び徴収月

徴収月	仮特別徴収税額
年4月	
年6月	
年8月	

◎昨年度に通知した公的年金から特別徴収の方法によって徴収する税額及び徴収月

徴収月	仮特別徴収税額
年4月	
年6月	
年8月	

規 則

(裏)

この税金の課税の根拠などについて

この「納税通知書」による 年度分の市民税・府民税及び森林環境税の課税の根拠等は次のとおりです。

- 課税の根拠 地方税法、綾部市市税条例、京都府府税条例並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定によって課されたものです。
- 納税義務者 年1月1日現在、市内に住所を有する個人又は市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有し市内に住所を有しない個人です。
- 税 率 均等割 市民税 3,000円 府民税 1,600円 (府民税均等割額のうち600円は豊かな森を育てる府民税分)
所得割 市民税 6% 府民税 4% (総合課税分)
森林環境税 1,000円

○分離課税による所得割の税率

区 分	市民税	府民税
課税長期譲渡所得金額	3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
一般株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得等	3.0%	2.0%
先物取引	3.0%	2.0%

○配当控除

種 類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
			市民税	府民税	市民税	府民税
利 益 の 配 当 等			1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証 券 外貨建等以外の証券投資信託			0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
投資信託等 外貨建等証券投資信託			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

○寄附金税額控除

- ①1月1日現在の住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金
(①の寄附金額-2千円) × 10%
- ②都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
(特例控除対象の寄附金はAとBの合計額、対象外の寄附金はAの額を税額控除)
A (②の寄附金額-2千円) × 10%
B (②の寄附金額-2千円) × [90 - (0~45) × 1.021] %
- ※Bの下線部は、寄附者に適用される所得税の限界税率
- ※Bの額については、個人住民税所得割額の2割を限度
- ③京都府、綾部市が条例で指定する団体に対する寄附金
京都府 (③の寄附金額-2千円) × 4%
綾部市 (③の寄附金額-2千円) × 6%
- ※京都府、綾部市ともに条例指定している場合は
(③の寄附金額-2千円) × 10%
- (注) 寄附金税額控除の対象となる寄附金の額の合計額は、総所得金額等の30%が上限となります。

○調整控除

- ①合計課税所得金額が200万円以下の場合
ア又はイのいずれか少ない金額の5% (市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額
- ②合計課税所得金額が200万円を超える場合
アからイを控除した金額 (5万円未満の場合は、5万円) の5% (市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額
- (注) 合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用対象外となります。

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	府民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

(注) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、算出税額から控除されます。(差引年税額下欄に控除額を記載しています。)

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額			
ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額			
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)			
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)			
市民税	3/5	府民税	2/5

4 納 期

期 別	納 期		納 期 限
第1期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第2期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第3期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第4期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日

(注) 市・府民税及び森林環境税の額が5,600円以下の場合の納期は、第1期分(全期分)のみとなります。

5 延滞金、督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金……納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、地方税法及び綾部市財務条例の規定に基づき、次の割合(平成26年1月1日以降)で計算された金額

- ・納期限後1か月以内 : 延滞金特例基準割合(※1)に年1%を加算した割合(上限年7.3%)
- ・納期限後1か経過後 : 延滞金特例基準割合(※1)に年7.3%を加算した割合(上限年14.6%)

※1 適用される延滞金特例基準割合については、納期限の翌日から納付の日までの期間により異なりますので、詳細については、綾部市のホームページでご確認ください。

督促手数料…督促状(納付書)1通につき100円

6 滞納処分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。(地方税法第463条の27第1項第1号)

7 不服の申立て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この普通徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

8 納付方法等について

○綾部市役所○京都銀行○京都北都信用金庫○京都丹の国農業協同組合○ゆうちょ銀行・郵便局○近畿労働金庫

○QRコード(※1)に対応した金融機関(※2)

○下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。(50音順)

○次のスマートフォンアプリ(50音順)

QRコードに対応したスマートフォンアプリ(※3)

※1 QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。

※2、3 利用可能な金融機関、スマートフォンアプリなど最新の情報は、「地方税お支払サイト」のよくある質問をご確認ください。

○上記のほか、「地方税お支払サイト」からの納付も可能です。

「地方税お支払サイト」URL [https:// www. payment. eltax. lta. go. jp](https://www.payment.eltax.lta.go.jp)

9 お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当

- ・住所、氏名等の間違いやご不明な点がございましたらご連絡ください。
- ・領収書は5年間保存してください。
- ・この通知書では納付できません。

年度 給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)

京都府綾部市

様式第45号を次のように改める。 様式第45号	
----------------------------	--

特別徴収税額		課税人員		非課税人員	
月	割	額	人数	納付額	額
6月分					
7月分					
8月分					
9月分					
10月分					
11月分					
12月分					

地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びに綾部市市税条例第36条の規定によって、給与所得等に係る市民税、府民税及び森林環境税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求めるときは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市長を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分取消しの請求は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でも裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの請求を提起することができます。

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	氏名	個人番号	納付額	人数	納付額	月	年	月	日	綾部市長 (摘要)
							6月分			10月分		2月分		
							7月分			11月分		3月分		
							8月分			12月分		4月分		
							9月分			1月分		5月分		
							変更月							

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	氏名	個人番号	納付額	人数	納付額	月	年	月	日	綾部市長 (摘要)
							6月分			10月分		2月分		
							7月分			11月分		3月分		
							8月分			12月分		4月分		
							9月分			1月分		5月分		
							変更月							

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	氏名	個人番号	納付額	人数	納付額	月	年	月	日	綾部市長 (摘要)
							6月分			10月分		2月分		
							7月分			11月分		3月分		
							8月分			12月分		4月分		
							9月分			1月分		5月分		
							変更月							

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	氏名	個人番号	納付額	人数	納付額	月	年	月	日	綾部市長 (摘要)
							6月分			10月分		2月分		
							7月分			11月分		3月分		
							8月分			12月分		4月分		
							9月分			1月分		5月分		
							変更月							

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	氏名	個人番号	納付額	人数	納付額	月	年	月	日	綾部市長 (摘要)
							6月分			10月分		2月分		
							7月分			11月分		3月分		
							8月分			12月分		4月分		
							9月分			1月分		5月分		
							変更月							

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	氏名	個人番号	納付額	人数	納付額	月	年	月	日	綾部市長 (摘要)
							6月分			10月分		2月分		
							7月分			11月分		3月分		
							8月分			12月分		4月分		
							9月分			1月分		5月分		
							変更月							

(問い合わせ先)

特別徴収義務者	氏名又は名称	個人番号又は法人番号
---------	--------	------------

様式第46号を次のように改める。
様式第46号

年度給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	主たる所得以外の所得計	所得金額①
所得	給与所得 (所得区分別)	
所得	その他の所得計	
総所得金額①		

所得控除	障害・寡・ひ・勤	
所得控除	配偶者特別	
所得控除	扶養親族	
所得控除	小規模企業共済	
所得控除	生命保険料	
所得控除	地震保険料	
所得控除	所得控除合計②	

年度給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額通知書 (納税義務者用)

課税標準	山林所得③	
課税標準	分離短期譲渡	
課税標準	分離長期譲渡	
課税標準	株式等の譲渡	
課税標準	上場株式等の配当等	
課税標準	先物取引	

課税標準	控除親族等	本人該当区分
課税標準	特別寡親族	本人該当区分
課税標準	その他寡親族	本人該当区分

年度給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	主たる所得以外の所得計	所得金額①
所得	給与所得 (所得区分別)	
所得	その他の所得計	
総所得金額①		

所得控除	障害・寡・ひ・勤	
所得控除	配偶者特別	
所得控除	扶養親族	
所得控除	小規模企業共済	
所得控除	生命保険料	
所得控除	地震保険料	
所得控除	所得控除合計②	

年度給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額通知書 (納税義務者用)

課税標準	山林所得③	
課税標準	分離短期譲渡	
課税標準	分離長期譲渡	
課税標準	株式等の譲渡	
課税標準	上場株式等の配当等	
課税標準	先物取引	

課税標準	控除親族等	本人該当区分
課税標準	特別寡親族	本人該当区分
課税標準	その他寡親族	本人該当区分

年度給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	主たる所得以外の所得計	所得金額①
所得	給与所得 (所得区分別)	
所得	その他の所得計	
総所得金額①		

所得控除	障害・寡・ひ・勤	
所得控除	配偶者特別	
所得控除	扶養親族	
所得控除	小規模企業共済	
所得控除	生命保険料	
所得控除	地震保険料	
所得控除	所得控除合計②	

(表)

税	税額控除前所得割額④	所得割額	納付額
市民税	税額控除前所得割額④	所得割額	6月分
市民税	所得割額	所得割額	7月分
市民税	均等割額⑦	均等割額	8月分
市民税	税額控除前所得割額④	所得割額	9月分
市民税	税額控除額⑤	所得割額	10月分
市民税	均等割額⑦	所得割額	11月分
市民税	均等割額⑦	所得割額	12月分
市民税	森林環境税⑧	所得割額	1月分
市民税	特別徴収税額⑨	所得割額	2月分
市民税	控除不足額⑩	所得割額	3月分
市民税	既充当・既委託納付額⑪	所得割額	4月分
市民税	既納付額⑫	所得割額	5月分
市民税	差引納付額⑬	所得割額	変更月

問合せ先

年 月 日 綾部市長

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定に基づき3か月以内に出張に對して審査請求をすることから起算して6か月以内に市を被告として訴えを提起することになります。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に出張に對して審査請求をすることから起算して6か月以内に市を被告として訴えを提起することになります。なお、処分の取消しを求めるときは、前記の審査請求に対する裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続を履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決をしないことに基づき正当な理由があるときは、裁決をしないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額通知書 (納税義務者用)

受給者番号	氏名	指 定 番 号
住	所	宛 名 番 号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定に基づき3か月以内に出張に對して審査請求をすることから起算して6か月以内に市を被告として訴えを提起することになります。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に出張に對して審査請求をすることから起算して6か月以内に市を被告として訴えを提起することになります。なお、処分の取消しを求めるときは、前記の審査請求に対する裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続を履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決をしないことに基づき正当な理由があるときは、裁決をしないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

問合せ先

年 月 日 綾部市長

給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額通知書 (納税義務者用)

受給者番号	氏名	指 定 番 号
住	所	宛 名 番 号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定に基づき3か月以内に出張に對して審査請求をすることから起算して6か月以内に市を被告として訴えを提起することになります。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に出張に對して審査請求をすることから起算して6か月以内に市を被告として訴えを提起することになります。なお、処分の取消しを求めるときは、前記の審査請求に対する裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続を履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決をしないことに基づき正当な理由があるときは、裁決をしないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

問合せ先

年 月 日 綾部市長

特別徴収義務者名

様式第47号を次のように改める。

様式第47号

(表)

通知書番号	
-------	--

年度 市民税・府民税・森林環境税 税額変更（納税）通知書

あなたの市・府民税及び森林環境税を、下記のとおり変更（決定）しましたので通知いたします。

綾部市長



◎市・府民税・森林環境税変更（決定）の明細

賦 課 年 度					単位（円）				
種 類		変更前	変更(決定)後	差引増減	種 類	変更前	変更(決定)後	差引増減	
所得金額の内訳①	給与	収入金額			課税標準額③	総所得			
		所得金額(所得金額調整控除後)				短期譲渡所得			
	雑	公的年金収入金額				長期譲渡所得			
		公的年金所得金額				山林・退職所得			
		その他の雑所得				その他の所得			
	営業等所得			算出所得割額④	総所得	市民税			
	農業所得				府民税				
	不動産所得				短期譲渡所得	市民税			
	配当所得				府民税				
	利子所得				長期譲渡所得	市民税			
	総合譲渡・一時				府民税				
	分離所得金額	短期譲渡所得				山林所得	市民税		
		長期譲渡所得				府民税			
		土地等				その他の所得	市民税		
株式等・先物・分離配当					府民税				
山林所得			税額控除⑤	市民税					
その他の所得				府民税					
前年繰越損失			住宅借入金等特別税額控除	市民税					
合計所得金額				府民税					
控除金額の内訳②	雑損			均等割額⑥	市民税				
	医療費				府民税				
	社会保険・小規模			森林環境税額					
	生命保険料			年 税 額⑦					
	地震保険料			所得割より控除できなかった配割・株割控除額					
	障・寡・ひ・勤			普通徴収合計充当額					
	配偶者・配偶者特別			特別徴収合計充当額					
	扶養								
	基礎								
	所得控除の合計								
備考	減税控除済額（市町村分）		：	円（道府県分）	：	円	控除外額	：	円

◎充当又は委託納付前の納付額及び納期限 単位（円）

期 別	変 更 前	変 更 (決 定) 後	差 引 増 減	納 期 限

◎納付書

--

◎特別徴収を行う公的年金の支払者の名称

公的年金の種類	
支払者の名称	
法人番号	

◎充当又は委託納付後の納付額及び納期限 単位（円）

期 別	変 更 前	変 更 (決 定) 後	差 引 増 減	納 期 限

◎今年度の公的年金からの特別徴収額 単位（円）

徴収月	変 更 前	変 更 (決 定) 後	差 引 増 減

◎来年度の公的年金からの仮特別徴収額 単位（円）

徴収月	変 更 前	変 更 (決 定) 後	差 引 増 減

◎変更（決定）の理由等

--

規 則

(裏)

この税金の課税の根拠などについて

この「納税通知書」による 年度分の市民税、府民税及び森林環境税の課税の根拠等は次のとおりです。

- 課税の根拠 地方税法、綾部市市税条例、京都府府税条例並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定によって課されたものです。
- 納税義務者 年1月1日現在、市内に住所を有する個人又は市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有し市内に住所を有しない個人です。
- 税 率 均等割 市民税 3,000円 府民税 1,600円 (府民税均等割額のうち600円は豊かな森を育てる府民税分)
所得割 市民税 6% 府民税 4% (総合課税分)
森林環境税 1,000円

○分離課税による所得割の税率

区 分	市民税	府民税
課税長期譲渡所得金額	3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
一般株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得等	3.0%	2.0%
先物取引	3.0%	2.0%

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	府民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

(注) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、算出税額から控除されます。(差引年税額下欄に控除額を記載しています。)

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額) ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)			
市民税	3/5	府民税	2/5

○配当控除

種 類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
			市民税	府民税	市民税	府民税
利 益 の 配 当 等			1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証 券	外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
投資信託等	外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

○寄附金税額控除

- 1月1日現在の住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金
(①の寄附金額-2千円)×10%
 - 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
(特例控除対象の寄附金はAとBの合計額、対象外の寄附金はAの額を税額控除)
A (②の寄附金額-2千円)×10%
B (②の寄附金額-2千円)×[90-(0~45)×1.021] %
※Bの下線部は、寄附者に適用される所得税の限界税率
 - Bの額については、個人住民税所得割額の2割を限度
 - 京都府、綾部市が条例で指定する団体に対する寄附金
京都府 (③の寄附金額-2千円)×4%
綾部市 (③の寄附金額-2千円)×6%
 - 京都府、綾部市ともに条例指定している場合は
(③の寄附金額-2千円)×10%
- (注) 寄附金税額控除の対象となる寄附金の額の合計額は、総所得金額等の30%が上限となります。

○調整控除

- 合計課税所得金額が200万円以下の場合
ア又はイのいずれか少ない金額の5% (市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額
 - 合計課税所得金額が200万円を超える場合
アからイを控除した金額(5万円未満の場合は、5万円)の5% (市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額
- (注) 合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用対象外となります。

4 納 期

期 別	納 期		納 期 限
第1期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第2期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第3期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第4期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日

(注) 市・府民税額及び森林環境税の額が5,600円以下の場合の納期は、第1期分(全期分)のみとなります。

5 延滞金、督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金……納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、地方税法及び綾部市財務条例の規定に基づき、次の割合(平成26年1月1日以降)で計算された金額

- ・納期限後1か月以内 : 延滞金特例基準割合(※1)に年1%を加算した割合(上限年7.3%)
- ・納期限後1か経過後 : 延滞金特例基準割合(※1)に年7.3%を加算した割合(上限年14.6%)

※1 適用される延滞金特例基準割合については、納期限の翌日から納付の日までの期間により異なりますので、詳細については、綾部市ホームページでご確認ください。

督促手数料…督促状(納付書)1通につき100円

6 滞納処分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。(地方税法第463条の27第1項第1号)

7 不服の申立て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この普通徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

8 納付方法等について

○綾部市役所○京都銀行○京都北都信用金庫○京都丹の国農業協同組合○ゆうちょ銀行・郵便局○近畿労働金庫

○QRコード(※1)に対応した金融機関(※2)

○下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。(50音順)

○次のスマートフォンアプリ(50音順)

QRコードに対応したスマートフォンアプリ(※3)

※1 QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。

※2、3 利用可能な金融機関、スマートフォンアプリなど最新の情報は、「地方税お支払サイト」のよくある質問をご確認ください。

○上記のほか、「地方税お支払サイト」からの納付も可能です。

「地方税お支払サイト」URL [https:// www. payment. eltax. lta. go. jp](https://www.payment.eltax.lta.go.jp)

9 お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当

- ・住所、氏名等の間違いやご不明な点がありましたらご連絡ください。
- ・領収書は5年間保存してください。
- ・この通知書では納付できません。

様式第48号を次のように改める。

様式第48号

(表)

通知書番号	
-------	--

年度 市民税・府民税・森林環境税 徴収方法変更通知書

あなたの市・府民税及び森林環境税を、下記のとおり変更（決定）しましたので通知いたします。

綾部市長



◎市・府民税・森林環境税変更（決定）の明細

賦 課 年 度					単位 (円)				
種 類		変更前	変更(決定)後	差引増減	種 類	変更前	変更(決定)後	差引増減	
所得金額の内訳①	給与	収入金額			課税標準額③	総所得			
		所得金額(所得金額調整控除後)				短期譲渡所得			
	雑	公的年金収入金額				長期譲渡所得			
		公的年金所得金額				山林・退職所得			
		その他の雑所得				その他の所得			
	営業等所得			算出所得割額④		総所得	市民税		
	農業所得					短期譲渡所得	市民税		
	不動産所得					長期譲渡所得	府民税		
	配当所得					山林所得	市民税		
	利子所得					その他の所得	府民税		
	総合譲渡・一時					山林所得	府民税		
	短期譲渡所得					その他	市民税		
	長期譲渡所得					の所得	府民税		
	土地等					税額控除⑤	市民税		
株式等・先物・分離配当			府民税						
山林所得			住宅借入金等特別税額控除	市民税					
その他の所得			均等割額⑥	府民税					
前年繰越損失			森林環境税額						
合計所得金額			年 税 額⑦						
控除金額の内訳②	雑損			所得割より控除できなかった配割・株割控除額					
	医療費			普通徴収合計充当額					
	社会保険・小規模			特別徴収合計充当額					
	生命保険料								
	地震保険料								
	障・寡・ひ・勤								
	配偶者・配偶者特別								
	扶養								
	基礎								
	所得控除の合計								
備 考	減税控除済額(市町村分) : 円 (道府県分) : 円 控除外額 : 円								

◎充当又は委託納付前の納付額及び納期限

単位 (円)

期 別	変 更 前	変 更 (決 定) 後	差 引 増 減	納 期 限

◎納付書

--

◎特別徴収を行う公的年金の支払者の名称

公的年金の種類	
支払者の名称	
法人番号	

◎充当又は委託納付後の納付額及び納期限

単位 (円)

期 別	変 更 前	変 更 (決 定) 後	差 引 増 減	納 期 限

◎今年度の公的年金からの特別徴収額

単位 (円)

徴収月	変 更 前	変 更 (決 定) 後	差 引 増 減

◎来年度の公的年金からの仮特別徴収額

単位 (円)

徴収月	変 更 前	変 更 (決 定) 後	差 引 増 減

◎変更(決定)の理由等

--

規 則

(裏)

この税金の課税の根拠などについて

この「納税通知書」による 年度分の市民税・府民税及び森林環境税の課税の根拠等は次のとおりです。

- 課税の根拠 地方税法、綾部市市税条例、京都府府税条例並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定によって課されたものです。
- 納税義務者 年1月1日現在、市内に住居を有する個人又は市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有し市内に住居を有しない個人です。
- 税 率 均等割 市民税 3,000円 府民税 1,600円 (府民税均等割額のうち600円は豊かな森を育てる府民税分)
所得割 市民税 6% 府民税 4% (総合課税分)
森林環境税 1,000円

○分離課税による所得割の税率

区 分	市民税	府民税
課税長期譲渡所得金額	3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
一般株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得等	3.0%	2.0%
先物取引	3.0%	2.0%

○配当控除

種 類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税	市民税	府民税
利 益 の 配 当 等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%
証 券 外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%
投資信託等 外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	0.2%	0.15%

○寄附金税額控除

- ①1月1日現在の住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金
(①の寄附金額-2千円) ×10%
- ②都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
(特例控除対象の寄附金はAとBの合計額、対象外の寄附金はAの額を税額控除)
A (②の寄附金額-2千円) ×10%
B (②の寄附金額-2千円) × [90 - (0~45) ×1.021] %
- ※Bの下線部は、寄附者に適用される所得税の限界税率
- ※Bの額については、個人住民税所得割額の2割を限度
- ③京都府、綾部市が条例で指定する団体に対する寄附金
京都府 (③の寄附金額-2千円) ×4%
綾部市 (③の寄附金額-2千円) ×6%
- ※京都府、綾部市ともに条例指定している場合は
(③の寄附金額-2千円) ×10%
- (注) 寄附金税額控除の対象となる寄附金の額の合計額は、総所得金額等の30%が上限となります。

○調整控除

- ①合計課税所得金額が200万円以下の場合
ア又はイのいずれか少ない金額の5% (市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額
- ②合計課税所得金額が200万円を超える場合
アからイを控除した金額 (5万円未満の場合は、5万円) の5% (市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額
- (注) 合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用対象外となります。

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	府民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

(注) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、算出税額から控除されます。(差引年税額下欄に控除額を記載しています。)

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額 (前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額 (97,500円を限度) を超える場合には、当該金額) に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和3年まで (地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで) であって、特定取得、特別特定取得 (特例取得及び特別特例取得を含む。) 又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額 (特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額) ②前年分の所得税の額 (住宅借入金等特別控除等適用前の金額)	3/5	2/5	
市民税	3/5	府民税	2/5

4 納 期

期 別	納 期	納 期 限
第1期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
第2期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
第3期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
第4期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日

(注) 市・府民税及び森林環境税の額が5,600円以下の場合の納期は、第1期分 (全期分) のみとなります。

5 延滞金、督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金……納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、地方税法及び綾部市財務条例の規定に基づき、次の割合 (平成26年1月1日以降) で計算された金額

- ・納期限後1か月以内 : 延滞金特例基準割合 (※1) に年1%を加算した割合 (上限年7.3%)
- ・納期限後1か経過後 : 延滞金特例基準割合 (※1) に年7.3%を加算した割合 (上限年14.6%)

※1 適用される延滞金特例基準割合については、納期限の翌日から納付の日までの期間により異なりますので、詳細については、綾部市ホームページでご確認ください。

督促手数料…督促状 (納付書) 1通につき100円

6 滞納処分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。(地方税法第463条の27第1項第1号)

7 不服の申立て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この普通徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

8 納付方法等について

○綾部市役所○京都銀行○京都北都信用金庫○京都丹の国農業協同組合○ゆうちょ銀行・郵便局○近畿労働金庫

○QRコード (※1) に対応した金融機関 (※2)

○下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。(50音順)

○次のスマートフォンアプリ (50音順)

QRコードに対応したスマートフォンアプリ (※3)

※1 QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。

※2、3 利用可能な金融機関、スマートフォンアプリなど最新の情報は、「地方税お支払サイト」のよくある質問をご確認ください。

○上記のほか、「地方税お支払サイト」からの納付も可能です。

「地方税お支払サイト」URL [https:// www. payment. eltax. lta. go. jp](https://www.payment.eltax.lta.go.jp)

9 お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当

- ・住所、氏名等の間違いやご不明な点がありましたらご連絡ください。
- ・領収書は5年間保存してください。
- ・この通知書では納付できません。

規 則

様式第51号（裏）を次のように改める。

（裏）

この税金の課税の根拠などについて
この「納税通知書」による 年度分の固定資産税及び都市計画税の課税の根拠等は次のとおりです。

1. 課税の根拠 地方税法及び綾部市市税条例の規定により、本市に所在する固定資産（土地・家屋・償却資産）に対して固定資産税が、本市の用途地域内に所在する土地及び家屋に対して都市計画税が課税されます。
都市計画税は都市計画事業（道路・公園・下水道などの都市施設の設備）又は土地地区画整理事業に要する費用に充てるため、目的税として固定資産税と併せて納める税金です。
2. 納税義務者 年1月1日現在の固定資産の所有者です。
3. 税 率 固定資産税 課税標準額×1.5% 都市計画税 課税標準額×0.1%

期 別	納 期					
第1期分	年	月	日から	年	月	日まで
第2期分	年	月	日から	年	月	日まで
第3期分	年	月	日から	年	月	日まで
第4期分	年	月	日から	年	月	日まで

口座振替日は納期限となります。（全期分は第1期分と同じ。）

なお、納期限が休日その他政令で定める日のときは、その翌日が納期限となります。

5. 延滞金、督促手数料、滞納処分

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金…納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、地方税法及び綾部市財務条例の規定に基づき、次の割合（平成26年1月1日以降）で計算された金額です。

- ・納期限後1か月以内：延滞金特例基準割合（※1）に年1%を加算した割合（上限年7.3%）
- ・納期限後1か月経過後：延滞金特例基準割合（※1）に年7.3%を加算した割合（上限年14.6%）

※1 適用される延滞金特例基準割合については、納期限の翌日から納付の日までの期間により異なりますので、詳細については、綾部市ホームページでご確認ください。

督促手数料…督促状（納付書）1通につき100円

滞納処分…督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。（地方税法第463条の27第1項第1号）

6. 不服の申立て

この納税通知書の記載事項（固定資産の価格以外）に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

固定資産の価格について不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月以内に、文書をもって、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。この処分については、前記の審査の申出に対する固定資産評価審査委員会の決定に対してのみ、その決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、取消しの訴えを提起することができます。

7. 納付方法等について

○綾部市役所○京都銀行○京都北都信用金庫○京都丹の国農業協同組合○ゆうちょ銀行・郵便局○近畿労働金庫

○QRコード（※1）に対応した金融機関（※2）

○下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。（50音順）

○次のスマートフォンアプリ（50音順）

QRコードに対応したスマートフォンアプリ（※3）

※1 QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2、3 利用可能な金融機関、スマートフォンアプリなど最新の情報は、「地方税お支払サイト」のよくある質問をご確認ください。

○上記のほか、「地方税お支払サイト」からの納付も可能です。

「地方税お支払サイト」URL [https:// www.payment.eltax.lta.go.jp](https://www.payment.eltax.lta.go.jp)

8. お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当

○住所、氏名等の間違いやご不明な点がございましたらご連絡ください。

○領収書は5年間保存してください。

○この通知書では納付できません。

様式第60号(裏)を次のように改める。

(裏)

この税金の課税の根拠などについて

この「納税通知書」による 年度分の軽自動車税(種別割)の課税の根拠等は次のとおりです。

1. 課税の根拠

この税金は、地方税法及び綾部市市税条例の規定に基づいて原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車に対し、別表により 年4月1日の所有者に課せられます。

2. 申告

廃車・購入又は機械・所有者の変更等があったときは、市税条例の規定による申告をしてください。

3. 延滞金、督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金……納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、地方税法及び綾部市財務条例の規定に基づき、次の割合(平成26年1月1日以降)で計算された金額

- ・納期限後1か月以内 : 延滞金特例基準割合(※1)に年1%を加算した割合(上限年7.3%)
- ・納期限後1か月経過後 : 延滞金特例基準割合(※1)に年7.3%を加算した割合(上限年14.6%)

※1 適用される延滞金特例基準割合については、納期限の翌日から納付の日までの期間により異なりますので、詳細については、綾部市ホームページでご確認ください。

督促手数料…督促状(納付書)1通につき100円

4. 滞納処分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。(地方税法第463条の27第1項第1号)

5. 不服の申立て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

6. 減免

障害者手帳等の交付を受けている方は、減免になる場合がありますので、納期限(年 月 日)までに申請してください。

※軽自動車税(種別割)の減免を受けている方が普通自動車に乗り換えられた場合、同一年度内に自動車税種別割の減免を受けることはできませんので、ご注意ください。

7. お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当

- ・住所、氏名(名称)等の間違いやご不明な点がありましたらご連絡ください。
- ・領収書は5年間保存してください。
- ・この通知書では納付できません。

(別表)

◆原動機付自転車及び二輪車等の税率 ◆三輪及び四輪の軽自動車の税率

◆三輪及び四輪の軽自動車の軽減税率

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市ハート交流センターの管理及び運営規則をここに公布する。

令和6年9月25日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第27号

綾部市ハート交流センターの管理及び運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、綾部市ハート交流センターの設置及び管理に関する条例（令和6年綾部市条例第37号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、綾部市ハート交流センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営方針)

第2条 市長は、条例第2条に規定する設置の趣旨を基本として施設を運営しなければならない。

(受付日時)

第3条 センターでの受付日時は、月曜日から金曜日まで（条例第4条第2項に規定する休館日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

2 市長は、特に必要と認めるときは、前項の受付日時を変更することができる。

(使用の予約)

第4条 綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則（令和元年綾部市規則第46号）の規定によりセンターの利用者登録をしている者は、事前に同規則に基づく使用の予約を行うことができる。

(使用許可の申請等)

第5条 条例第7条に規定する貸館施設を使用しようとする者は、使用する日の属する月の3か月前から1週間前までに綾部市ハート交流センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請を行った者は、センターを使用する日までに使用料を納付し、許可を受けなければならない。

3 貸館施設以外の部分の占用については、市長が別に定める。

(使用の許可)

第6条 市長は、前条第1項の申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、綾部市ハート交流センター使用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

(使用料の減免手続)

規 則

第7条 使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、綾部市ハート交流センター減免申請書（様式第3号）を使用許可の申請と同時に提出し、市長の承認を受けなければならない。

（使用料の還付）

第8条 市長は、条例第8条ただし書の規定により、使用者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の使用料について、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額を還付することができる。

還付するとき	還付する割合
自己の責によらない理由で使用できなくなったとき。	100分の100
使用日の10日前までに使用の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めたとき。	100分の50
使用の許可の変更を認められた場合において、既納使用料に過納金が生じたとき。	過納金の全額

（準備等に係る使用時間）

第9条 使用時間は、実際に使用する時間のほか、その準備及び設備等の原状回復に要する時間を含めたものとする。

（入館の制限）

第10条 市長は、管理上必要と認めたときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

（使用者の義務）

第11条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 条例、規則及び係員の指示に従うこと。
- (2) 許可を受けた場所以外の場所を使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外において、火気を使用しないこと。
- (4) 使用が終わったときは、直ちに原状に復し、係員の点検を受けること。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（施行日前における使用許可手続）

2 この規則によるセンターの使用許可手続については、施行日前においても行うことができる。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

綾部市ハート交流センター使用許可申請書

綾部市

宛

申請者 住所
氏名 (団体名)
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用会館名					
使用目的					
催事名					
人数	名				
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用施設名	使用付帯設備名	数量 (時間)	使用料
					円
使用料の合計					
施設使用料					円
付帯設備使用料					円
小計					円
加算・減免額					円
使用料の合計					円
加算・減免理由等					

様式第 2 号 (第 6 条関係)

綾部市ハート交流センター使用許可書

申請者 住所
 氏名 (団体名)
 代表者 氏名
 責任者 住所
 氏名

予約申請番号					
使用会館名					
使用目的					
催事名					
人数	名				
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用施設名	使用付帯設備名	数量 (時間)	使用料
					円
使 用 料 の 合 計					
施設使用料					円
付帯設備使用料					円
小 計					円
加算・減免額					円
使用料の合計					円 (消費税率 % 円)
加算・減免理由等					

--	--

年 月 日

綾部市 印

登録番号 : T 3 0 0 0 0 2 0 2 6 2 0 3 0

様式第 3 号（第 7 条関係）

綾部市ハート交流センター減免申請書

綾部市

宛

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用会館名					
使用目的					
催事名					
人数	名				
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用施設名	使用付帯設備名	数量 (時間)	使用料
					円
使 用 料 の 合 計					
施設使用料					円
付帯設備使用料					円
小 計					円
加算・減免額					円
使用料の合計					円
加算・減免理由等					

規 則

綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月25日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第28号

綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則（令和元年綾部市規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

綾部市ハート交流センター	市内	団体 個人	なし	なし	利用期日の属する月の3か月前の月から利用期日の1週間前まで
	市外	団体 個人	なし	なし	利用期日の属する月の3か月前の月から利用期日の1週間前まで

附 則

この規則は、令和7年2月1日から施行する。

あやべハートセンターの管理及び運営規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 9 号

あやべハートセンターの管理及び運営規則を廃止する規則

あやべハートセンターの管理及び運営規則（平成 1 5 年綾部市規則第 4 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

あやべハートセンター入館団体選考委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 0 号

あやべハートセンター入館団体選考委員会規則を廃止する規則

あやべハートセンター入館団体選考委員会規則（平成 1 5 年綾部市規則第 5 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

規 則

綾部市市民ホール管理運営規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 1 号

綾部市市民ホール管理運営規則を廃止する規則

綾部市市民ホール管理運営規則（昭和 5 9 年綾部市規則第 1 0 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 1 7 2 号

令和 6 年度綾部市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 9 月 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

令和 6 年度綾部市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金」という。）の支給事務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において支給される調整給付金は、前条の趣旨を達するために、本市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第 3 条 調整給付金の支給の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であって、令和 6 年 1 月 1 日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者を含む。）とする。ただし、第 1 号においては、令和 5 年分所得税に係る合計所得金額が 1, 8 0 5 万円を超える者を除き、第 2 号においては、令和 6 年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が 1, 8 0 5 万円を超える者を除く。

（1）アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）上の居住者に限る。）

ア 3 万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和 5 年 1 2 月 3 1 日時点で国外に居住する者を除く。）の数に一を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和 6 年分所得税額として推計した額（令和 5 年分所得税額）

（2）アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者

ア 1 万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和 5 年 1 2 月 3 1 日時点で国外に居住する者を除く。）の数に一を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和 6 年度分個人住民税所得割の額

2 前項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和5年分所得税額又は令和6年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。

3 第1項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）及び同項第2号イの規定における令和6年度分個人住民税所得割額は、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前、当該特別税額控除以外の税額控除後の額をいい、復興特別所得税は含まない。

（支給額）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する調整給付金の金額は、次の各号に掲げる額の合算額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）とする。

（1）アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）

ア 前条第1項第1号アに掲げる額

イ 前条第1項第1号イに掲げる額

（2）アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）

ア 前条第1項第2号アに掲げる額

イ 前条第1項第2号イに掲げる額

2 前項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和6年9月2日とする。

3 事務処理基準日以降に生じた第1項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金の金額に反映しないものとする。ただし、当該修正等により調整給付金の支給対象者でなくなった場合は、この限りでない。

（受給権者）

第5条 調整給付金の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

（支給の方式）

第6条 調整給付金の支給を受けようとする者は、定額減税補足給付金（調整給付）支給確認書（様式第1号。以下「確認書」という。）を提出するものとする。

2 確認書の提出は、次に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号及び第4号に掲げる方式は、確認書の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

（1）郵送方式 提出者が確認書を郵送により提出し、市長が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

- (2) 窓口方式 提出者が確認書を窓口へ提出し、市長が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 提出者が確認書を郵送により、又は窓口において提出し、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- (4) 現金書留送付方式 提出者が確認書を郵送により、又は窓口において提出し、市長が現金書留等により現金を送付する方式

- 3 提出者は、確認書の提出に当たり、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。
- 4 市長は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から定額減税補足給付金（調整給付）支給確認書送付先変更届（様式第2号。以下「届出書」という。）の提出があったときは、当該届出書に記載された送付先に確認書を送付するものとする。
（代理による確認書の提出等）

第7条 支給対象者に代わり、代理人として前条の規定による確認書又は届出書（以下「確認書等」という。）の提出及び調整給付金の受給を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

- (1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として委任状を提出する。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 第1項第1号及び第2号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（確認書提出等の期限）

第8条 確認書の提出受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書の提出期限は令和6年11月30日（窓口方式にあつては令和6年11月29日）とし、届出書の提出期限は令和6年10月31日とする。

（支給の決定）

第9条 市長は、第6条の規定により確認書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金を支給する。

（調整給付金の支給等に関する周知等）

第10条 市長は、給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、確認書提出の方法、確認書の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（確認書の提出等が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期限までに確認書の提出等が行われなかった場合は、支給対象者が調整給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条の規定による支給の決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った調整給付金の返還を求める。

2 調整給付金の支給を受けた者から、修正申告等により新たに要件を満たすこととなる給付の申立てがなされ、当該給付を支給する場合は、調整給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 調整給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年9月5日から施行する。

様

綾部市長

定額減税補足給付金（調整給付）（※）支給確認書

※ 調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

令和6年の所得税（推計）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、年 月 日までに、この確認書と本人確認書類等を返送してください。
 審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法
支給日
支給口座
口座名義人
支給額
 ※空欄の場合は、右面で振込口座を選択してください。

（1）調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額 ①
	□ 円	□ 円	= □ 円 (<0の場合は0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額 ②
	□ 円	□ 円	= □ 円 (<0の場合は0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額 ①	住民税所得割分の 控除不足額 ②	控除不足額 計 ③ (①+②)
	□ 円	□ 円	= □ 円
			↓ 調整給付金支給額 (上記③を1万円単位に切上げ)
			□ 円

(注) 「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

※ 「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額を記載しており、**令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定**です。

※ **令和6年中に市外に転居される方又は転居された方は**、本確認書が追加給付に際して必要となることがあるため、**写し（コピー）を取って大切に保管ください。**

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類（源泉徴収票、確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書等）の写し（コピー）を添えて返送期限までに提出ください。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄（□）にレを入れてください。

【 私は、給付金を受給しません。□ 】

上記記載内容に異議ありません。

※意図的に虚偽の確認をした場合は、返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

氏名		確認日	年	月	日	連絡先電話番号	
----	--	-----	---	---	---	---------	--

(2) 給付金の振込先口座の変更等

告 示

左面上部の口座欄が空欄の場合や、別の口座への振込みを希望する場合には、以下いずれか1つのチェック欄(□)にレを入れてください。

- ① マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込みを希望します。(通帳等の写しは不要)
② 下記の現に使用している申請者名義の口座への振込みを希望します。(通帳等の写しは不要)
③ 下記の口座への振込みを希望します。(通帳等の写しを別紙の本人確認書類等貼付用紙に添付する必要があります。)

Financial institution form with columns for name, branch, category, account number, and name of account holder.

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方は、綾部市役所(0773-42-3280)までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

Proxy confirmation form with fields for agent name, relationship, date of birth, and residence.

提出書類

- Adjustment payment payment confirmation document
Personal (proxy) confirmation document copy
Document copy that can confirm the receiving account
Source tax receipt, determination declaration, tax notification, special tax amount notification document copy

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本人（代理人）確認書類

※マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証、障害者手帳等顔写真付きのもの（いずれか1つ）

上記以外は、健康保険証、年金手帳、介護保険証、後期高齢者医療証等からいずれか2つ以上を添付

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

1枚目左面上部に記載の口座以外の口座で、「（2）給付金の振込先口座の変更等」の③に記入した口座への振込みを希望される場合は、記入した振込みを希望する口座の確認書類を提出してください。

※ 1枚目左面上部に記載の口座、①公金受取口座又は②現に使用している口座への振込みを希望される場合は不要

綾部市告示第173号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和6年9月10日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号・枝番
令和6年4月1日	綾0905-15056・05

綾部市告示第174号

綾部市健康診査及びがん検診事業実施要綱を次のように定める。

令和6年9月18日

綾部市長 山崎善也

綾部市健康診査及びがん検診事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の生活習慣病及びがんの早期発見・早期治療のため、健康診査及びがん検診（以下「健診等」という。）事業（以下「事業」という。）を実施することにより、市民の健康の保持及び増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、綾部市とする。ただし、事業の全部又は一部を、市長が指定した医療機関（以下「指定医療機関」という。）に委託して実施することができる。

(健診等の種類)

第3条 健診等の種類は、別表のとおりとする。

(対象者)

第4条 健診等を受けることができる者は、市内に住所を有する者であつて、健診等の種類ごとに別表に定める対象基準及び年齢に該当するものとする。

(費用の負担)

第5条 事業の利用者（以下「受診者」という。）は、健診等に要する費用の一部として、別表に定める金額を負担しなければならない。

(費用負担の免除)

第6条 市長は、受診者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による費用負担を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（以下「生活保護世帯」という。）に属する者
- (2) 市民税非課税世帯に属する者
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に規定する後期高齢者医療の被保険者
- (4) がん検診（胃内視鏡検査を除く。）受診者のうち年度末時点での満年齢が70歳以上の者
- (5) 子宮がん検診受診者のうち福祉医療費受給者証を有する者
- (6) その他市長が必要と認めた者

(制度の周知)

第7条 市長は、事業の実施に当たり、制度の意義、実施方法その他必要な事項について、

広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

健診等の種類	対象基準及び年齢（年度末時点）	金額
特定健康診査	国民健康保険被保険者で 40歳以上75歳未満の もの	1,000円
長寿いきいき健診	後期高齢者医療制度被保険 者	無料
胃がん検診（胃部X線検査）	50歳以上の者で市長が必 要と認めるもの	500円
胃がん検診（胃内視鏡検査）	50歳以上の者で市長が必 要と認めるもの	50歳以上70歳未満の者 3,000円
		70歳以上の者 1,500円
大腸がん検診	40歳以上	500円
結核健診	19歳以上	無料
肺がん検診（胸部X線検査）	40歳以上	無料
肺がん検診（ <small>かくたん</small> 喀痰検査）	40歳以上	500円
乳がん検診	40歳以上の女性で市長が 必要と認めるもの	1,200円
子宮頸がん検診	20歳以上の女性で市長が 必要と認めるもの	800円
前立腺がん検診	55歳以上の男性	300円
肝炎ウイルス検診	40歳以上の者で市長が必 要と認めるもの	700円

綾部市告示第175号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

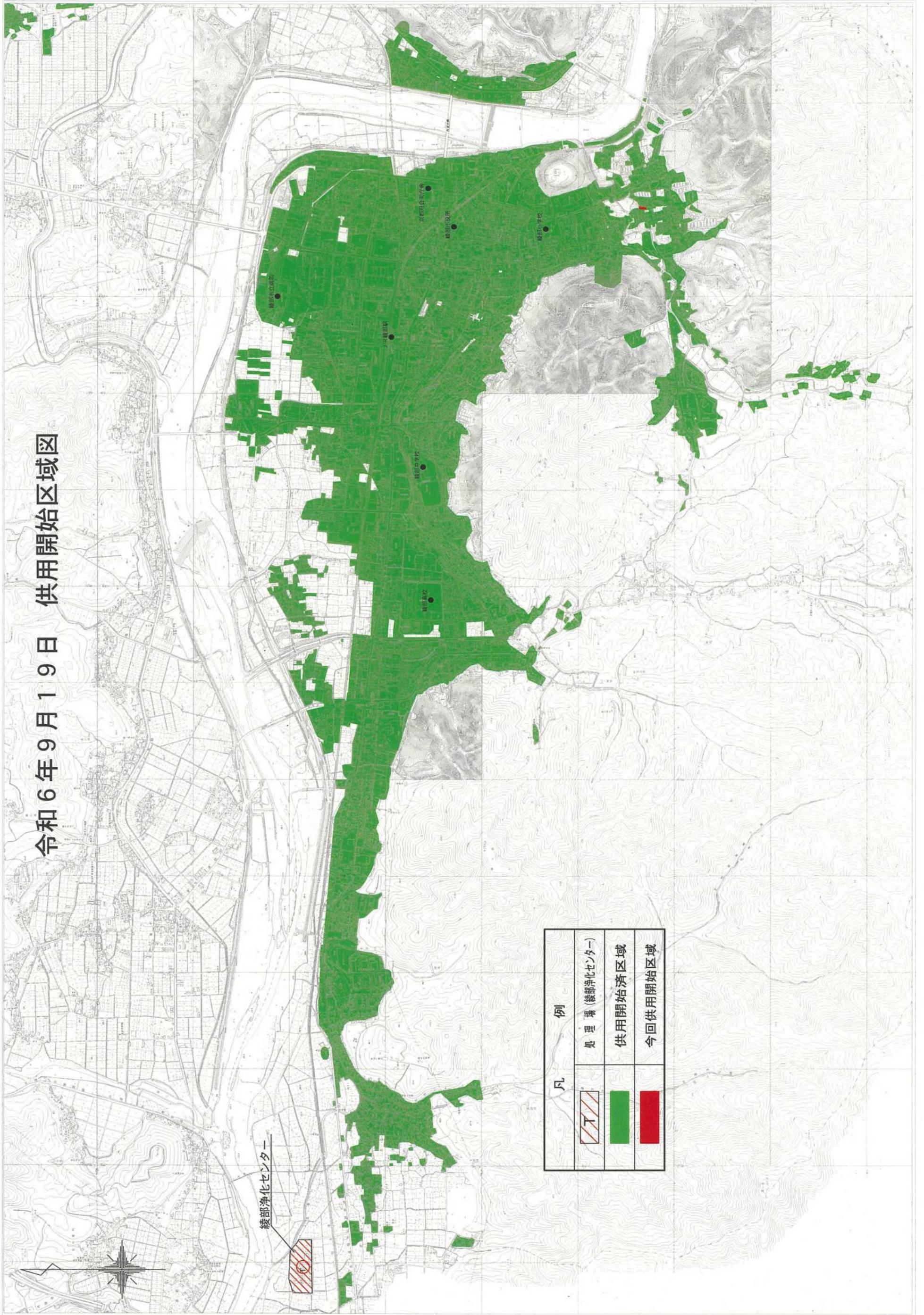
なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

令和6年 9月19日

綾部市長 山崎善也

- 1 供用を開始すべき年月日 令和6年 9月19日
- 2 下水を排除すべき区域 寺町の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置 寺町の一部
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 下水の処理を開始すべき年月日 令和6年 9月19日
- 6 下水を処理すべき区域 寺町の一部
- 7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
 - (1) 位置 高津町横枕8番地
 - (2) 名称 綾部浄化センター

令和6年9月19日 供用開始区域図



綾部市告示第 1 7 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年 9 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 6 年 9 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 6 年度綾部市一般会計補正予算（第 2 号）
- 2 令和 6 年度綾部市農林業者労働災害共済特別会計補正予算（第 1 号）
- 3 令和 6 年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 4 令和 6 年度綾部市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 5 令和 6 年度綾部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 6 令和 6 年度綾部市駐車場特別会計補正予算（第 1 号）
- 7 令和 6 年度綾部市病院事業会計補正予算（第 1 号）

綾部市公告第120号

I・Tビルリニューアル基本計画策定業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和6年9月3日

綾部市長 山崎善也

I・Tビルリニューアル基本計画策定業務委託について、委託業者の選定にあたり別添「I・Tビルリニューアル基本計画策定業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領」により実施します。

I・Tビルリニューアル基本計画策定業務委託 に関する公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

この実施要領（以下「要領」という。）は、綾部市（以下「本市」という。）が発注するI・Tビルリニューアル基本計画策定業務委託に関し、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

I・Tビルリニューアル基本計画策定業務委託（以下「本業務委託」という。）

(2) 業務内容

I・Tビルリニューアル工事に係る基本計画策定

※別添1「I・Tビルリニューアル基本計画策定業務委託仕様書」のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年2月14日（金）まで

(4) 委託料上限額

1,650,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 発注者

綾部市

3 各種資料の提出先（問い合わせ先）

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市農林商工部商工労政課商業担当

電 話：0773-42-4263（直通）

ファクス：0773-42-4406

メー ル：syokorosei@city.ayabe.lg.jp

4 委託予定者の選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式

5 参加資格要件

参加者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務委託の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

(1) 建築物の新築・改築等の基本計画策定に十分な実績を持ち、かつ、その実績を確認及び証明できる契約書類等を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 次のアからオの要件に該当する者でないこと。
 - ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (5) 国税及び本市市税等を滞納していないこと。
- (6) 都道府県または市町村から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触しないこと。

6 スケジュール（予定）

期 日	項 目	備 考
令和6年9月 3日（火）	公 募 開 始	ホームページ及び公告
令和6年9月13日（金）	質 問 書 提 出 期 限	電子メール
令和6年9月20日（金）	質 問 書 回 答 期 限	電子メール（必要に応じホームページ）
令和6年9月30日（月）	参 加 申 請 書 類 提 出 期 限	持参又は郵送
令和6年10月 1日（火）	一 次 審 査（書類審査）	参加者が4者以上あった場合のみ
令和6年10月 3日（木）	一 次 審 査 結 果 通 知 及 び 二 次 審 査 案 内	郵送及び電子メール
令和6年10月16日（水）	二 次 審 査 （プレゼンテーション 及びヒアリング）	綾部市役所まちづくりセンター2階第2会議室
令和6年10月下旬	二 次 審 査 結 果 通 知	郵送及び電子メール
令和6年10月下旬	契 約 協 議 ・ 契 約 締 結	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合があります。

7 質問書の提出

本業務の内容について質問のある場合は、質問書（様式4）を電子メールで提出すること。

- (1) 提出期限：令和6年9月13日（金）午後5時15分【必着】
- (2) 提出先：上記3の定めるところとする
- (3) 回答方法：電子メールアドレス及びホームページ

8 参加方法

- (1) 提出書類、様式、提出部数等

別添2「I・Tビルリニューアル基本計画策定業務委託の公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧」のとおり

- (2) 提出方法等

- ① 提出期限：令和6年9月30日（月）午後5時15分【必着】
- ② 提出方法：持参又は郵送による。

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

- ③ 提出先：上記3に定めるところとする

9 配布物の内容及び配布方法

- (1) 配布物及び配布方法

< 配布物（参考資料含む） >

- 1) 本実施要領
- 2) I・Tビルリニューアル基本計画策定業務委託仕様書
- 3) I・Tビルリニューアル基本計画策定業務委託の公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧
- 4) 提出様式（様式1～4）
- 5) 配置図及び参考図

< 配布方法 >

- ① 本市ホームページよりダウンロード
- ② 事務局での直接配付

(2) 配布期間

令和6年9月3日（火）から9月30日（月）まで

ただし、直接配付は平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

10 一次審査及び二次審査の概要

一次審査

(1) 選定方法

参加者が4者以上の場合、選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類をもとに書類審査し、上位3者を選定する。

(2) 審査基準

① 審査項目・配点

項 目	配 点
①会社概要	10点
②業務実績、業務遂行能力	10点
③業務の全体フロー、スケジュール等の適格性	10点
④提案内容等の適格性	10点
⑤見積金額	10点
合 計	50点

② 審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
10点	10	8	6	4	2

(3) 審査結果の通知

審査結果は、参加者に対して文書及び電子メールで通知する。なお、参加者が3者以下のため、一次審査を行わなかった場合もその旨通知する。

*通知予定日：令和6年10月3日（木）

第二次審査

(1) 選定方法

一次審査通過者（参加者が3者以下の場合は参加者）の中から、提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会において審査し、最高得点を得たものを最優秀提案者として選定する。

(2) 実施日

令和6年10月16日（水）

*詳細は、一次審査結果と併せて通知する。

*状況によってはオンライン開催とする。

(3) 時間配分

参加者ごとに約30分以内

① 企画提案書等の説明・プレゼンテーション（20分以内）

② 質疑応答・ヒアリング（10分以内）

(4) 出席者

3人以内とし、本業務を実際に行う担当者を主とすること。

(5) その他

提案説明の際、プロジェクターの使用は可能。スクリーン、プロジェクターは本市で用意する。パソコンは各参加者で準備すること。

(6) 審査基準

①審査項目・配点

審査項目・審査の視点	順位（1位～3位）		
	A社	B社	C社
① 実施体制について			
・組織内の役割分担が明確で、経験豊かな有資格者が参画する体制が整っているか。			
② 受注実績について			
・本件の類似業務の過去の受注実績は十分か。			
③ 計画策定の過程について			
・計画策定を進めるに当たり、根拠に基づき着実に段階を踏んで検討する過程があるか。			
④ 魅力について			
・他施設にはない魅力を打ち出し、利用者満足度を高める着眼点を持った提案であるか。			
⑤ 実現可能性について			
・内容・スケジュールが実現可能な提案であるか。			

⑥ 見積額			
・ 見積額が契約上限金額以内か。			
順位合計数			

②審査項目ごとの採点基準

3者より順位付けを行い、最も合計数が少ない者が優先交渉権を得る。

最も合計数が少ない応募者が複数となった場合、委員全員による投票によって選定する。

なお、投票によっても同得票となり、決しない場合は、選定委員会委員長が決する。

(7) 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書で通知する。

*通知予定日：令和6年10月下旬

11 契約の締結

(1) 10により選定された最優秀提案者と契約の締結の交渉を行う。

(2) 本プロポーザルは、最優秀提案者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結後において、最優秀提案者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

*この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

12 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 不誠実な行為により提出書類が作成され、そのことが審査結果に影響を与える恐れがある場合又は影響を与えたと判断される場合
- (4) その他委員会が不適切と認めた場合

13 その他

(1) 提出書類の作成、プレゼンテーション等本企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返却しない。

(3) 提出された書類等は、提出者に無断で本業務委託以外に使用しない。

(4) 提出された書類等は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。

(5) 企画提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。

ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の承認を得なければならない。

- (6) 企画提案書、見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は原則認めない。
- (7) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとする。
- (8) 参加申請後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（様式任意）を必ず提出すること。
- (9) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- (10) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

I・Tビルリニューアル基本計画策定業務仕様書

1 業務名

I・Tビルリニューアル基本計画策定業務

2 背景

I・Tビルの利用は減少傾向にあり、指定管理者の収入となる利用料も以前に比べると低迷しています。

このため、令和5年度に本市と指定管理者でアンケート調査を行い、駐車場が十分でないことや貸会議室を備えた類似施設が整備されたこと、施設・設備の老朽化等の課題整理、解決手法の検討を行いました。これらを踏まえ、一定のコンセプトのもとに施設を見直し、他施設とは異なる独自の機能・魅力をもたせるリニューアルを詳細に検討し、方針を決定する必要があります。

3 業務目的

本業務は、I・Tビルの現状と課題を明確にした上で、導入機能や事業費等について調査・検討し、基本計画を策定することを目的とする。

4 業務内容

本市のこれまでの検討内容等を踏まえ、次の項目を例として、I・Tビルの利用者増に向けたリニューアルに関する資料作成を行う。

- (1) 施設関係者の意向、老朽化等の現状や課題を踏まえた望ましい施設改修の在り方、機能等のコンセプト
- (2) 概算事業費
- (3) リニューアル内容を可視化する平面図やパース

5 履行期間

契約締結の翌日から令和7年2月14日まで

6 施設概要

- (1) 名称 I・Tビル
- (2) 所在地 綾部市西町一丁目49番地の1
- (3) 敷地面積 1, 144.24㎡
- (4) 建築面積 852.73㎡
- (5) 延床面積 3, 139.53㎡
- (6) 建物等概要
 - ・構造 鉄筋コンクリート造地下1階・地上5階・PH階

- ・ 建築年月日 平成8年3月29日
- ・ 施設内容
 - B1階：機械室（57.87㎡）
 - 1階：受付、ものづくり館（企業展示）、貸会議室（2室）、物置等（617.97㎡）。駐車場（182.23㎡）
 - 2階：多目的ホール、多目的スペース等（793.90㎡）
 - M3階：映写室等（265.86㎡）
 - 3階：貸事務所（3室）、貸会議室（4室）等（380.40㎡）
 - 4階：綾部商工会議所事務室等（380.40㎡）
 - 5階：綾部市男女共同参画センター、貸会議室（1室）（380.40㎡）
 - PH階：機械室、階段室（80.50㎡）

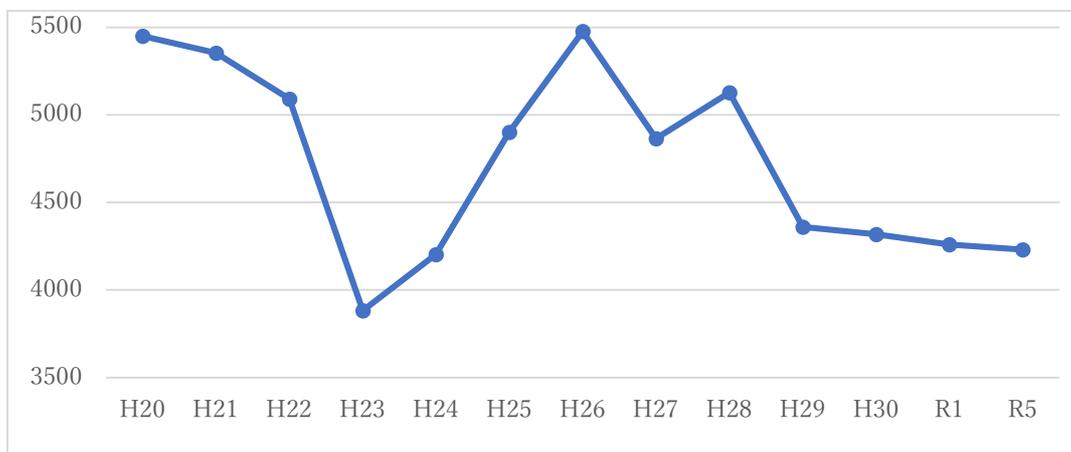
(7) 設置目的 商工業の振興と住民の文化の向上を図り、地域社会の発展に資する。

(8) 指定管理者
綾部商工会議所

(9) 施設の開館時間等

- ・ 開館時間 午前9時から午後10時まで
- ・ 休館日 1月1日、12月31日

(10) 貸館の利用料金収入の推移 (単位：千円)



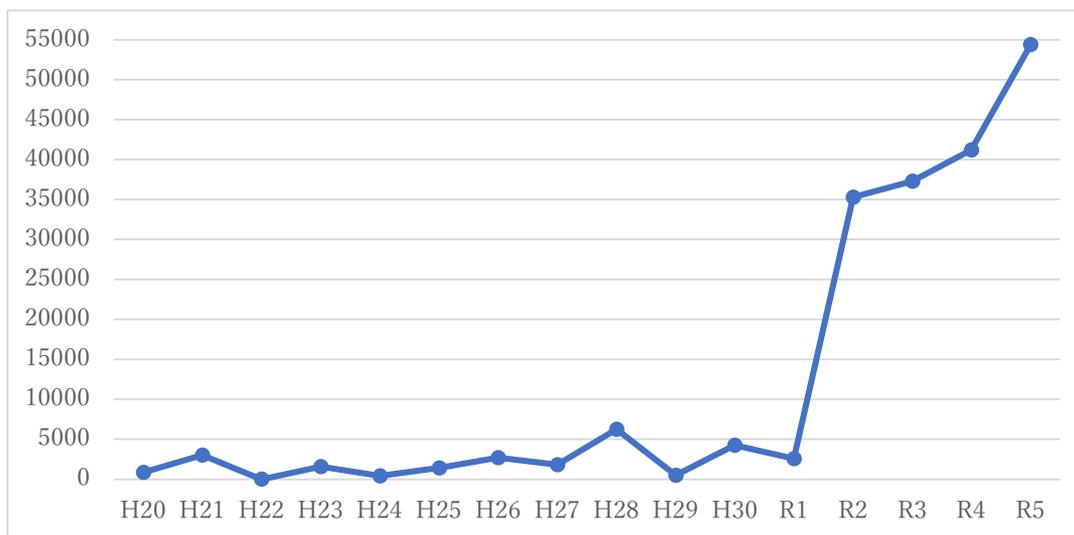
※コロナ禍のR2～R4は割愛しています。

(11) 貸館利用状況の比較

階層	名 称	平成 26 年 度		令和 5 年 度		
		件 数	人 数	件 数	人 数	
1 階	コミュニティルーム	23 件	292 人	83 件	1,748 人	
	多目的スペースA	—	—	64 件	77 人	
2 階	多目的スペースB	39 件	1,752 人	41 件	1,240 人	
	ホール	全面	119 件	11,752 人	114 件	8,173 人
		舞台	33 件	747 人	59 件	732 人
		半面+舞台	35 件	884 人	9 件	226 人
半面		37 件	1,004 人	13 件	379 人	
3 階	研修室A	147 件	1,713 人	65 件	631 人	
	研修室B	77 件	824 人	58 件	687 人	
	研修室C	40 件	529 人	79 件	557 人	
	研修室D	164 件	1,080 人	121 件	611 人	
5 階	会議室	75 件	1,255 人	35 件	564 人	
計		789 件	21,832 人	741 件	15,625 人	

(12) 改修・修繕等の事業費の推移(綾部市実施分)

(単位:千円)



※上記のほか、25万円以下の小修繕は指定管理者で実施

7 関係者との協議

プロポーザル方式において決定した業者は、発注者及び指定管理者と詳細について十分に打ち合わせを行い、できるだけ基本計画に反映させるよう努力するものとします。

8 その他

今回のプロポーザルは基本計画策定業務のみ発注するものであり、施工にあたっては綾部市の入札制度に基づき施工業者を決定していくことから、受注者が施工業者等を指定する、もしくは設計業務や工事を受注することを前提としたものではありません。

■ 1・Tビルリニューアール基本計画策定業務委託の公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧

提出書類	様式等	提出部数	記載事項、留意事項	審査項目との対比
1 参加表明書	【様式1】	正本1	○必ず代表者印押印のこと ○配置予定の担当者について記載してください ①経験年数、保有資格 本業務委託の遂行に関連する実務の経験年数、保有資格を記載してください ②同種又は類似業務の実績 過去3年以内に従事した本業務委託と同種又は類似業務について記載してください ③担当する業務内容など 本業務委託の遂行に係る業務内容などを適宜記載してください	一次審査③ 二次審査①
2 業務を行う者の資格、経歴及び実績	【様式2】	正本1・副本6	○下記の事項について記載してください ① 受注者の業務の実施体制 ② どのような基本計画を、どのように作るべきと考えているか ③ 提案の着眼点、提案に含まれる問題点とその解決方法等 ④ 本業務委託の全体フロー、スケジュール ○④は、受注者が実施する業務と発注者が実施する業務を明確に区別してください ○横書き、長辺綴じ（両面印刷）にしてください ○文字の大きさは10.5ポイント以上にしてください ○要点を分かりやすく簡潔にまとめてください ○それぞれの提案内容については、抽象的な表現を避けできるだけ具体的に記載してください ○枚数の制限はありません。	一次審査④・⑤ 二次審査①・③・④・⑤・⑥
3 企画提案書 (図面類を含む)	様式任意 (A4版)	正本1・副本6	○見積金額は、要領2の(4)の委託料上限額の範囲内としてください ○明細書、積算内訳書を添付のこと ○正本には必ず日付記載、代表者印押印のこと	一次審査⑤ 二次審査⑥
4 見積書	様式任意	正本1・副本6	○会社概要や業務実績が分かるパンフレット、資料等を添付してください	一次審査①・② 二次審査①・②
5 会社概要・業務実績書	【様式3】	正本1・副本6	○直前営業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類	一次審査① 二次審査①
6 財務諸表	写し可	正本1	○令和6年4月1日以降のもの	一次審査① 二次審査①
7 登記簿謄本	写し可	正本1	○法人税、消費税、本市市税について未納がないことを証明するもの (本市市税については、本市に課税義務がある場合のみ) ○令和6年4月1日以降のもの	一次審査① 二次審査①
8 完納証明書	写し可	正本1		一次審査① 二次審査①

※提出書類のうち、6財務諸表、7登記簿謄本及び8完納証明書については、本市の指名競争入札参加資格審査申請において提出済みの場合は省略可とします。

【様式 1】

参加表明書

令和 6 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

I・Tビルリニューアル基本計画策定業務委託に関する公募型プロポーザルによる選定について、下記の書類を添えて、参加を表明します。

なお、当該業務に係る応募資格の要件に該当する者であること及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

	提出書類	提出部数
1	参加表明書【様式 1・本様式】	正本 1
2	業務を行う者の資格、経歴及び実績【様式 2】	正本 1・副本 9
3	企画提案書	正本 1・副本 9
4	見積書	正本 1・副本 9
5	会社概要・業務実績書【様式 3】	正本 1・副本 9
6	財務諸表	正本 1
7	登記簿謄本	正本 1
8	完納証明書	正本 1

《本業務委託のプロポーザルに係る担当者の連絡先》

部 署 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail アドレス	

※書類送付・質問回答等の連絡先となります。

【様式2】

業 務 を 行 う 者 の 資 格 、 経 歴 及 び 実 績

氏 名					
会 社 名		役職		実務経 験年数	年
保有資格					
同種又は類似業務の実績					
担当する業務内容など					

氏 名					
会 社 名		役職		実務経 験年数	年
保有資格					
同種又は類似業務の実績					
担当する業務内容など					

※ 本業務を担当する者について記載してください。様式が不足するときは、適宜複写してください。

【様式 3】

会 社 概 要

令和 6 年 4 月 1 日現在

商 号 又 は 名 称				
住 所				
創 業	年 月 日			
営 業 年 数	年			
貸 借 対 照 表 総 資 本 額	千円			
損 益 計 算 書 税 引 前 当 期 利 益	千円			
常 勤 職 員 の 数	技術職員	事務職員	その他の職員	合 計
	人	人	人	人

※貸借対照表総資本額、損益計算書税引前当期利益は、直前営業年度の数値を記載してください。

業 務 実 績 書

過去に受注した同種又は類似の業務の実績（主なもののみ記載）

	1	2	3
業 務 名			
契 約 金 額	円	円	円
履 行 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
発 注 機 関 名			
業 務 の 概 要 等			

※契約書及び仕様書の写しを添付してください。

【様式4】

質 問 書

I・Tビルリニューアル基本計画策定業務委託に関する公募型プロポーザルについて、以下のとおり質問します。

質 問 事 項	質 問 内 容

会 社 名	
代 表 者 名	
部 署 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail アドレス	

※質問内容が容易に理解できるよう、できるだけ具体的に記載してください。

※質問書の提出は、原則として各社1回とします。

※質問書は、令和6年9月13日（金）午後5時15分まで（必着）に提出してください。

また、質問に対する回答は、令和6年9月20日（金）までに電子メールで返信します。

※原則として、電話及び口頭による質問は受け付けません。

※質問を受け付けたらその旨を電子メールで返信しますので、返信がない場合は電話等で確認してください。

綾部市公告第 1 2 1 号

綾部農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 4 4 年政令第 2 5 4 号）第 1 0 条の規定に該当する軽微な変更をしたので、同法（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項で準用する同法第 1 2 条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧期間

令和 6 年 9 月 4 日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

綾部市役所 農林商工部農政課

綾部市公告第122号

西部地域消防防災拠点施設整備事業・西部地域振興センター整備事業、西部地域消防防災拠点施設・地域振興センター整備工事（電気設備工事）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和6年9月9日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第506 60号 |
| (2) 工 事 名 | 西部地域消防防災拠点施設・地域振興センター整備工事（電気設備工事） |
| (3) 工事場所 | 綾部市物部町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 西部地域消防防災拠点施設・地域振興センター整備 334.55㎡
上記に係る電気設備工事 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和6年10月 9日から
令和7年 5月22日まで（226日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年9月9日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は500円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年9月12日（木）午前9時から午後6時まで

令和6年9月13日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月12日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年9月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年9月20日（金）から

令和6年9月24日（火）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和6年9月26日(木)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和6年10月1日(火)午前9時から午後6時まで
令和6年10月2日(水)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出10月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年10月3日(木)午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

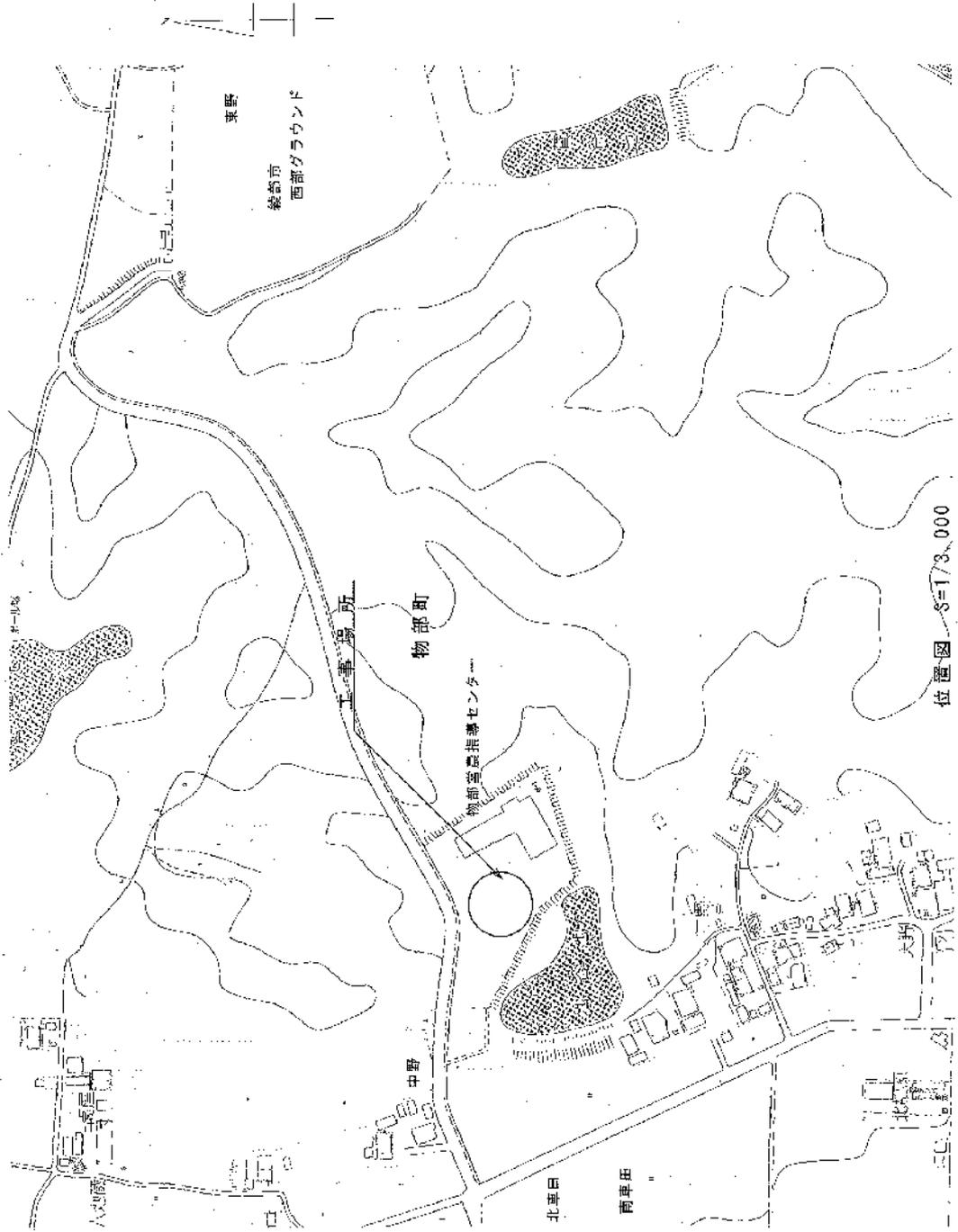
2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第123号

上野試験場線整備事業及び野田須知山線整備事業の市道上野試験場線外1線改良工事と上野試験場線整備事業の市道上野試験場線改良工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和6年9月9日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 工事番号 | 第50677号 |
| (2) 工事名 | 市道上野試験場線外1線改良工事
市道上野試験場線改良工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市上野町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L = 210.7m W = 3.5 ~ 13.0m
側溝工 L = 255m
路床安定処理工 A = 1,000㎡
横断防止柵撤去 L = 168m |
| (5) 予定工期 | 令和6年10月9日から
令和7年3月27日まで（170日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年9月9日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,380円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年9月12日（木）午前9時から午後6時まで

令和6年9月13日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月12日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年9月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年9月20日（金）から

令和6年9月24日（火）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時

から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年9月26日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和6年10月1日（火）午前9時から午後6時まで
令和6年10月2日（水）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年10月3日（木）午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本案件は、市道上野試験場線外 1 線改良工事と市道上野試験場線改良工事を合併して発注するものですが、契約については、2 件に分けて契約するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所在地 京都府綾部市若竹町 8 - 1

綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊟

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手持工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手持工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手持工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手持工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手持工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

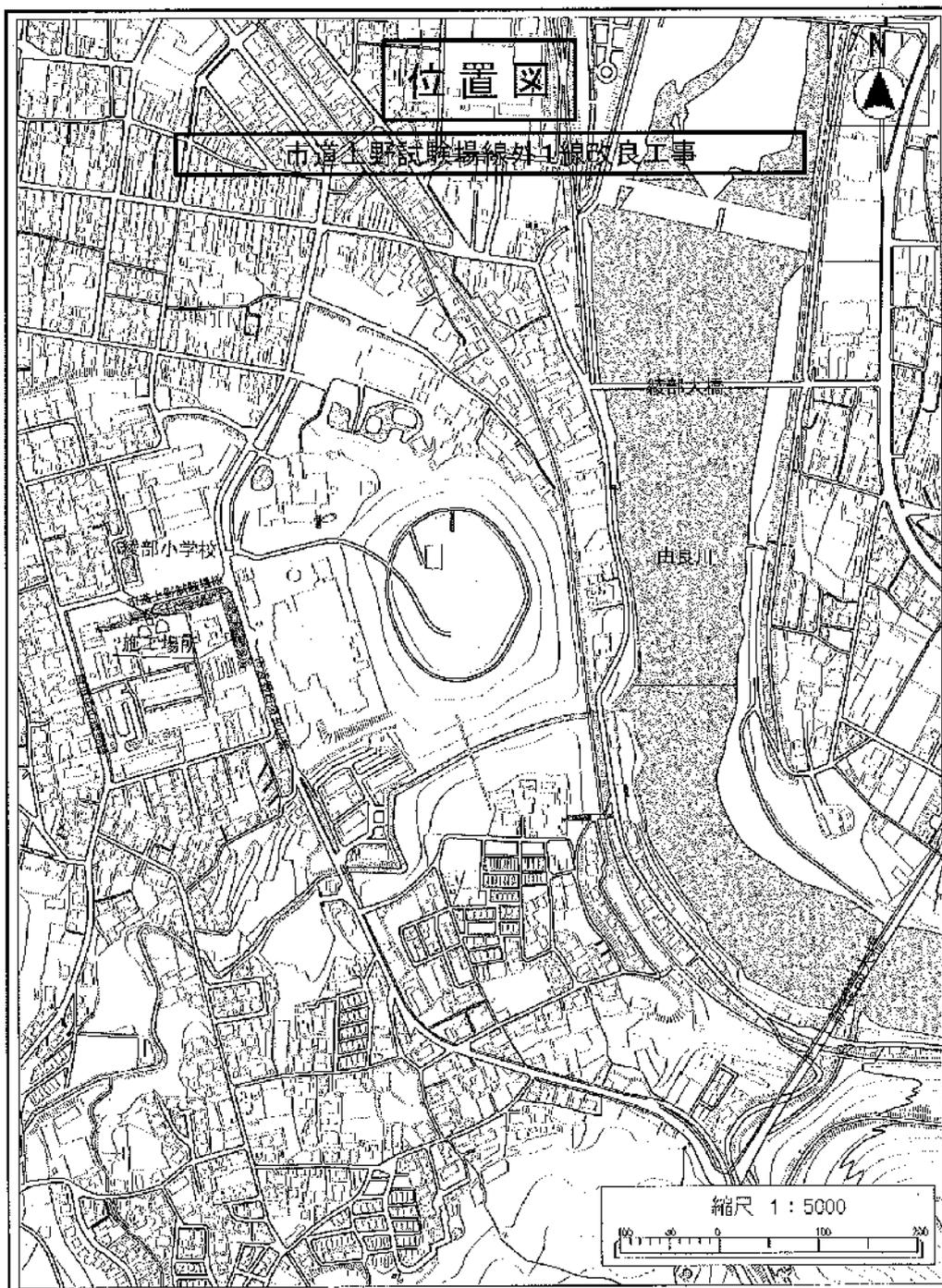
2) 主任技術者

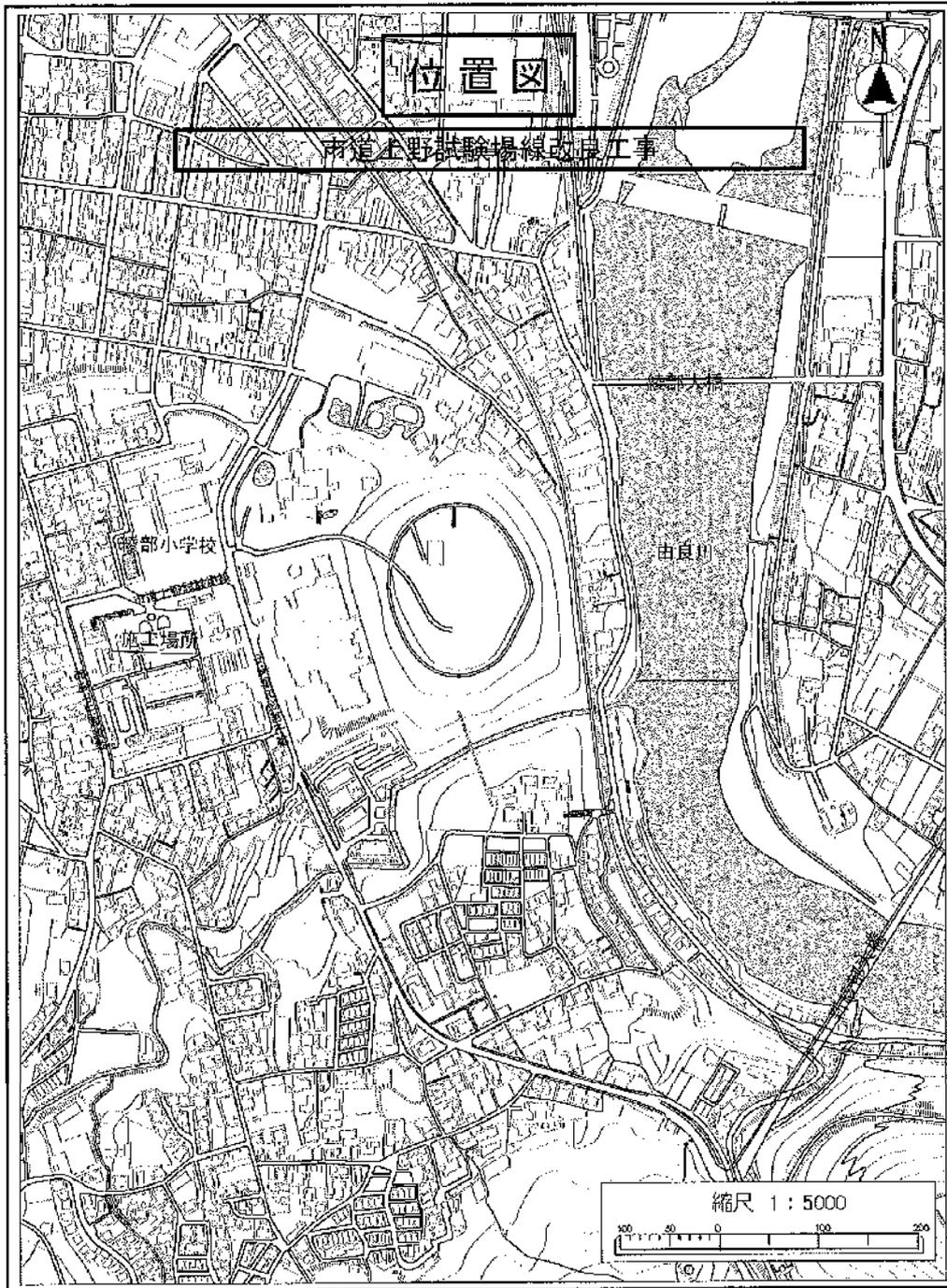
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。





綾部市公告第124号

下水道整備事業の公共下水道舗装復旧（6－2）工事と水量水質安定的対策事業の公共下水道関連舗装復旧（6－2）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和6年9月9日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第506 78号 |
| (2) 工 事 名 | 公共下水道舗装復旧（6－2）工事
公共下水道関連舗装復旧（6－2）工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市上野町外、寺町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | （舗装復旧（6－2））
L＝364.7m W＝5.7～10.9m
アスファルト舗装工 A＝2,130㎡
（公共下水道関連）
L＝246.1m W＝1.5～11.1m
アスファルト舗装工 A＝886㎡ |
| (5) 予定工期 | 令和6年10月 9日から
令和7年 2月15日まで（130日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年9月9日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は670円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年9月12日（木）午前9時から午後6時まで

令和6年9月13日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月12日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年9月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年9月20日（金）から

令和6年9月24日（火）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年9月26日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和6年10月1日（火）午前9時から午後6時まで
令和6年10月2日（水）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年10月3日（木）午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし

ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本案件は、公共下水道舗装復旧（6－2）工事と公共下水道関連舗装復旧（6－2）工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位置図



公共下水道舗装復旧(6-2)工事

位置図



公共下水道関連舗装復旧(6-2)工事

綾部市公告第125号

保健福祉センターE S C O事業に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和6年9月11日

綾部市長 山 崎 善 也

保健福祉センターE S C O事業について、委託業者の選定にあたり別添「保健福祉センターE S C O事業提案募集要領」により実施します。

保健福祉センターE S C O事業
提案募集要領

令和6年9月
綾部市

1. 趣 旨

綾部市（以下、「市」という。）は、「保健福祉センター」の空調設備改修を効率的・効果的に実施し、施設の省エネルギー化を図ることを目的に ESCO（Energy Service Company）事業を活用した提案を公募する。

本募集では、民間事業者（以下、「事業者」という。）から、設計、施工、管理、事業資金計画、運転管理方針及び維持管理等に関する一括提案（以下、「提案」という。）を受けるために公募を行い、市にとって最も優れていると考えられる提案を選定し、最も優れている提案を行った事業者（以下、「優先交渉権者」という。）は、市と契約締結に向けた詳細協議を行い、合意に至った場合のみ契約締結し本事業を実施する。

なお、本プロポーザルは、令和6年9月定例会における令和6年度補正予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前の準備行為として募集の手続きを行うものであり、本業務委託における予算が成立した場合に限り、契約予定者と令和6年11月に契約を行う。

2. 目 的

- (1) 環境負荷の低減及びエネルギーマネジメントの推進
- (2) 光熱水費及び維持管理費の効果的な削減
- (3) 老朽化した設備更新による長寿命化対策

3. 事業名称及び内容等

事業名称

保健福祉センターESCO 事業

契約方式

ギャランティード・セイビングス契約（事業者が提案する事業に要する初期費用分の資金を市が負担する。）

事業内容

事業者は、市と締結する契約に基づき、対象施設において省エネルギー率とCO2削減率をなるべく高く実現させる包括的エネルギーサービス（以下、「ESCO サービス」という。）を提供し、市はESCO サービスに対する報酬（以下、「ESCO サービス料」という。）を支払う。

(1) 提供するサービス

事業者は、市と結ぶ契約に基づき、契約期間内において、自らが行った提案を基に設計・施工・監理した省エネルギー改修設備等（以下、「ESCO 設備」という。）を導入し、設備の運転管理の助言、維持管理、光熱水費削減額やエネルギー等の削減量の保証及び省エネルギー効果を把握するための計測・検証等を含むESCO サービスを提供する。

(2) 運転管理及び維持管理

事業者は、契約期間内において、自らの責任で ESCO 設備の運転管理等及び省エネルギー保証のために必要な維持管理（定期点検等）の計画を示し、市の承諾の下に維持管理を行うものとする。併せて、ESCO 設備及び市の既存設備等に関する運転指針を示し、事業者及び市は、善良なる管理者の注意義務をもって、各々の運転管理を行う。

(3) 計測・検証

事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、省エネルギー効果を保証するものとする。

(4) ESCO 設備の取り扱い

事業者は、ESCO 設備に係る設計・工事の完了検査後、市に ESCO 設備の引き渡しを行う。

(5) ESCO サービス料（いずれも消費税を含む。）

ア 改修工事等サービス料限度額 51,150,000 円

※詳細診断費、設計費、工事費、工事監理費、計測機器設置費等に係る実質の限度額。

イ 維持管理等サービス料限度額 2,805,000 円（3年総額）

※ESCO 設備導入後の定期点検、計測・検証、光熱水費削減保証に係る費用を含む。

(6) ESCO サービスの契約期間は、改修工事等サービス期間及び維持管理等サービス期間3年間とする。

(7) 指定改修設備

必ず更新改修等を要する設備は次のとおりとする。

ア 空調設備を高効率空調に更新

(8) 任意改修設備

必ず更新改修等を要する設備ではないが、次の設備は更新改修等を検討しており、任意提案を受けた場合は審査で評価を行う。なお、その他既存設備の更新改修等についても同様に評価を行う。

ア 施設内のトイレ便器一式交換

イ 施設内の手洗い場の水洗一式交換

ウ 照明設備の LED 化

※上記設備機器の更新に係る配線、動力設備、幹線設備、受変電設備等の改修を含む。また、改修による不要機器・配管等の撤去、補修及び建築附帯・仮設工事等を行うこと。

(9) 対象施設

施設名：保健福祉センター

場 所：綾部市青野町東馬場下15-6

(10) 業務の範囲

事業者が行う ESCO サービスの業務範囲は、次のとおりとする。

- ア 省エネルギーに関する詳細診断、設計、工事、工事監理及びその関連業務
- イ 工事に関連する全ての手続き業務及びその関連業務
- ウ 改修工事等サービスの完了検査後の市への ESCO 設備の引き渡し業務
- エ 契約期間内における ESCO 設備の運転及び維持管理業務
- オ 契約期間内における ESCO 設備及び既存設備の運転管理指針作成及び助言業務
- カ 契約期間内における省エネルギー量の計測・検証業務
- キ 契約期間内におけるエネルギー削減量の保証業務

(11) 事業スケジュール

- | | |
|---------------|---------------------|
| ア 優先交渉権者の決定 | 令和6年11月上旬 |
| イ 契約の締結 | 令和6年11月中旬（予定） |
| ウ 改修工事等サービス期間 | 契約締結日～令和7年3月31日 |
| エ 維持管理等サービス期間 | 令和7年4月1日～令和10年3月31日 |

4. 応募条件

応募者

- (1) 応募者は、ESCO 事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とする。
- (2) グループで応募する場合は、次の「応募者の役割」で示す事業役割を担う代表者を1者選定すること。
- (3) グループでの参加表明時は、構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- (4) 応募者は、提案に係る諸手続（応募を含む。）及び契約に係る諸手続を行うこと。

「応募者の役割」

- (1) 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担すること。
 - ア 事業役割 市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い事業遂行の責を負う。
 - イ 設計役割 設計に関する業務及び監理に関する業務を全て実施する。
 - ウ 建設役割 建設に関する業務を全て実施する。
 - エ その他役割 上記ア～ウ以外の運転、維持管理、計測・検証、運用改善等に関する業務を実施する。
- (2) 事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書を市に提出すること。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全社が、市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むものとする。また、事業役割の構成企業の代表者は、市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負

うものとする。

- (3) 下請け業者や協力事業者等の選定の際は、市内事業者を優先して選定すること。選定していない場合は審査時の評価が低くなる可能性がある。

応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとする。

なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要がある。

- (1) 応募者は、「11. 参加表明提出書類・作成要領」に示す提出書類により、本 ESCO 提案募集要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- (2) 応募者は各種対策により対象施設のエネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には補償措置を講じることができる者であること。
- (3) 応募者は、ESCO 設備改修後のエネルギー削減量及び光熱水費削減額を計測・検証することができる者であること。
- (4) 事業役割を担う応募者は、過去に省エネルギー保証に伴う ESCO 事業の実績（提案のみを除く。）があり、経営等の状況が良好であること。事業役割を担う応募者が複数ある場合は、少なくとも代表者が本要件を満たすこと。
- (5) 設計役割を担う応募者は、一級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気・電子、機械、又は衛生工学）若しくはエネルギー管理士のいずれかの資格者、又はこれらに類する資格者が所属する者であること。ただし、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第2項に規定する建築物の大規模な修繕若しくは模様替えに該当する場合、それに準ずることとする。
- (6) 建設役割を担う応募者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。なお、建設役割を担う応募者は、工事を適切に施工するため、監理技術者資格者証の交付を受けた者を選任すること。

応募者の制限

本募集要領公表の日から提案書提出日までの間に、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 公表の日から提案書提出日までの期間に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者
- (3) 公表の日から提案書提出日までの期間に綾部市建設工事請負業者指名停止基準に基づく入札参加（指名）停止の措置を受けている者
- (4) 公表の日から提案書提出日までの期間に綾部市が行う契約からの暴力団等排除措置要綱別表に基づく入札等除外措置を受けている者
- (5) 綾部市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者である者

- (6) 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
- (9) 国税及び市税を滞納していない者
- (10) 不正な手段を用いて本 ESCO 事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者
- (11) 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

応募に関する留意事項

- (1) 費用負担
応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の取り扱い・著作権
提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、原則として提出書類は返却しない。市は本公募以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。なお、契約を締結した時点で著作権は市に帰属する。
- (3) 特許権等
ESCO 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。
- (4) 市からの提示資料の取り扱い
市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 応募者の複数提案の禁止
応募者は、1つの提案しか行うことができない。
- (6) 複数の応募者の構成員となることの禁止
応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- (7) 構成員の変更の禁止
応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合で、市が変更を認めたときはこの限りではない。
- (8) 提出書類の変更禁止
提出した書類の変更は認めない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、市が変更を認めたときはこの限りではない。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は ESCO 提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は ESCO 提案書を無効とする。

(10) 市内事業者の活用

本事業の実施に当たっては、市内事業者及び既存のメンテナンス業者を最大限に活用し、メンテナンスは原則として現行の水準を下回らないようにすること。

5. 事業者選定の流れ

参加資格要件の審査及び提案要請

参加表明をした応募者の参加資格要件を審査し、条件を満たしている場合は提案書の提出を文書で要請する。

最優秀及び優秀提案者の選定

保健福祉センターESCO 事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の中から最も優れた提案を行った最優秀提案者を1者及び優秀提案者を1者選定する。

詳細協議

最優秀提案者は ESCO 契約に向けての優先交渉権者となり、契約を締結するまでの諸条件（詳細診断、包括的エネルギー管理計画書の作成を含む）について、市と詳細協議を進めるものとする。なお、本協議は、優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は優先交渉権者の負担とする。

事業者の選定

市は、優先交渉権者と詳細協議を行い、協議が整った場合に事業者と契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、優秀提案者を優先交渉権者と定め同様の詳細協議を行う。

6. スケジュール

本公募等に係るスケジュールは次のとおり。なお、変更があった場合は市ホームページに掲載する。

日 程	内 容
令和6年9月11日	公募開始（市ホームページ及び公告）
令和6年9月11日から18日	質問受付
令和6年9月20日	質問回答
令和6年9月27日	参加申請期限
令和6年9月30日	参加資格審査通知及び提案要請書の送付
令和6年10月2日から3日	現場ウォークスルー調査
令和6年10月4日まで	現場ウォークスルー調査に係る質問受付
令和6年10月8日	現場ウォークスルー調査に係る質問回答

令和6年10月8日から25日	ESCO事業提案書類受付
令和6年10月末から11月初旬	プレゼンテーション及びヒアリング（オンラインで実施）
令和6年11月上旬	最優秀及び優秀提案者の選定、結果通知
令和6年11月中旬	選定結果等の公表
令和6年11月中旬	契約締結に向けた詳細協議及び契約
契約締結日から令和7年3月31日まで	設計・工事期間（試運転等含む）
令和7年4月1日から	維持管理期間開始
令和10年3月31日	維持管理期間終了

ESCO 提案募集の手続き

(1) 募集要領の公表

募集要領は、令和6年9月11日(水)から市ホームページで公表する。

(2) 募集要領に関する質問

本要領に関する質問は、次により行うこと。

ア 質問の方法

質問書（様式第1号）に必要事項を記載の上、事務局にメールで提出すること。
電話や口頭による質問は受け付けない。なお、受信確認は必ず行うこと。

イ 受付期間

令和6年9月11日（水）から18日（水）正午必着

ウ 回答

令和6年9月20日（金）

質問者にメールにて回答を行う。なお、回答は本募集要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認書類を持参又は郵送で提出すること。
なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。

ア 受付期間

令和6年9月11日（水）から27日（金）正午必着

イ 提出場所

「16. 事務局（問い合わせ先）」を参照

ウ 提出書類

「11. 参加表明提出書類・作成要領」を参照

(4) 参加資格審査通知及び提案要請書の送付

参加資格審査の結果は、令和6年9月30日（月）に市から応募者（代表者）にメ

ール等により通知する。また、資格が確認できた場合は提案要請書を送付する。

(5) 現場ウォークスルー調査

市が提案要請を行った応募者を対象に、現場ウォークスルー調査を次のとおり実施する。詳細は提案要請書等と併せて通知する。

ア 日時

令和6年10月2日（水）から3日（木）

詳細な日時は、市及び応募者と協議の上で決定する。

イ 場所

保健福祉センター（綾部市青野町東馬場下15-6）

ウ 内容

現地調査及び資料閲覧

(6) 現場ウォークスルー調査に関する質問

現場ウォークスルー調査に関する質問は次のより行うこと。

ア 質問の方法

質問書（様式第1号）に必要事項を記載の上、事務局にメールで提出すること。

電話や口頭による質問は受け付けない。なお、受信確認は必ず行うこと。

イ 受付期間

令和6年10月3日（木）から10月4日（金）午後5時必着

ウ 回答

令和6年10月8日（火）

質問者にメールにて回答を行う。なお、回答は本募集要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(7) ESCO 提案書の提出

提案要請書を交付された応募者は、現場ウォークスルー調査参加後、調査結果及び市が提供する「14. 配布・閲覧資料」に示す資料等を基に「12. ESCO 提案書類・作成要領」に従い、ESCO 提案書類を作成し持参又は郵送で提出すること。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。

ア 受付期間

令和6年10月8日（火）から25日（金）午後5時必着

イ 提出場所

「16. 事務局（問い合わせ先）」を参照

ウ 提出書類

「12. ESCO 提案書類・作成要領」を参照

(8) 提案を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、10月25日（金）

- 午後5時までに提案辞退届(様式第7号)を事務局に持参又は郵送で提出すること。
(9) プレゼンテーション及びヒアリングの開催

令和6年10月末～11月初旬に予定。

ESCO 事業者の選定は公募型プロポーザル方式とし、選定委員会において、事業提案書のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も点数の高かった者を選定する。また、提案者が1者の場合においても、選定委員会を開催する。審査基準については、別紙「保健福祉センターESCO 事業 ESCO 提案審査評価項目(点数判別方式)」(以下「評価項目」という。)を参照のこと。

7. 審査及び通知等

審査及び通知

選定委員会は総合的に ESCO 提案書の審査を行う。

- (1) 応募者の中から最も優れた提案を行った最優秀提案者を1者及び優秀提案者を1者選定する。
- (2) 最優秀提案者を ESCO 契約に向けての最優先交渉権者とする。また、優秀提案者を次選交渉権者とする。
- (3) 審査結果の通知及び公表
 - ア 審査結果は、メール等で通知する。
 - イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
 - ウ 審査結果は、市ホームページで公表する。

失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 期限までに書類が提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記述があった場合
- (3) 価格提案が ESCO サービス料の上限を超える場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (6) 本募集要領の条件に違反すると認められた場合

8. 提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、ESCO 提案提出書類を作成すること。

提示条件

- (1) 省エネルギー率
施設全体の省エネルギー率が15%以上になるような提案を心がけること。
- (2) 提案に関する事項
必ず更新改修等を要する設備は「3(7)指定改修設備」のとおりとする。

改修工事に関する共通条件

- (1) 工事事務所は、敷地内に設置することを可能とし、材料置場、駐車場は、敷地内や既存建築物内の一部を使用可能とするが、不足する場合は事業者において確保すること。
- (2) 改修工事は、契約締結日から令和7年3月31日までに実施すること。原則として、室内の備品等の移動は行わずに、養生を行うこと。工事中の侵入などに対する予防策として、必要に応じて警備員の配置などの措置を講じること。その他、日常の使用や業務に支障が生じないように十分配慮すること。
- (3) 施工のために天井改修等が必要な場合は、事業者の負担で行うこと。天井仕上げ材料は、既存材料と同等のものにこだわらないが、体裁には配慮するものとし、既存の天井との色目の違いが生じる場合は、再塗装を行うこと。
- (4) 事業者が設置した設備には、判別できるシールを貼付すること。
- (5) 石綿を含有している可能性のある建材の撤去、改修工事等を行う場合は、石綿含有の有無の再確認及び含有率分析の上で別途市と協議を行うこと。
- (6) 市は、事業場所において受電設備の運転管理及び保守点検を行う契約を業務受注者と締結している。事業者は ESCO 契約期間中も当該設備の運転管理や保守点検が引き続き支障なく実施できるよう配慮すること。
- (7) 改修した機器、器具の省エネルギー効果の計測・検証方法を示した上で確実に検証結果を示すこと。なお、照明器具における計測・検証方法については、IPMVP (International Performance Measurement and Verification Protocol 国際性能計測・検証議定書) や (財) 省エネルギーセンターのガイドライン、国土交通省のマニュアル等で示されている手法(「計測・検証方法の設定(官庁施設における ESCO 事業導入・実施マニュアル)」)を基に適切な手法を採用すること。

事業の遂行

- (1) 令和7年3月末日までに試運転調整を含む省エネルギー改修工事等を完成させ、令和7年4月1日から ESCO サービスを提供すること。
- (2) 「3 (10) 業務の範囲」に示す業務を確実に行うこと。

設計・施工に関する事項

「14. 配布・閲覧資料」に示される資料を参考に省エネルギー手法とその省エネルギー性能、改修工事費用、光熱水費等削減額及び計測・検証手法を示す ESCO 技術提案書を作成すること。なお、機器更新後の要求環境レベルについては、更新前の現状を維持するものとする。

ベースライン及び削減保証額の設定

- (1) ベースラインの設定
 - ア 応募者は、市から提供される令和元年度、令和4年度、令和5年度の3年間のエネルギー使用量及び光熱水費単価(以下「ベースライン」という。)を改修

計画の基礎となる応募時のベースラインとして設定すること。令和2年度、令和3年度のエネルギー使用量及び光熱水費は、新型コロナウイルス感染症拡大による使用制限等により例年と異なる数値となっているため、使用しないものとする。

- イ 優先交渉権者は、詳細診断をもとにした包括的エネルギー管理計画書の作成時に、独自の推計方法によりベースラインの設定ができるものとする。その際は、外気温、稼働率、施設の使用法、エネルギー単価の変化等によりベースラインが変動することから、ベースライン設定時点での設定条件、計算方法を明示し、市と合意する必要がある。

(2) 光熱水費削減額、削減予定額並びに削減保証額の設定

- ア 応募者は、技術提案の内容に従い計算方法を明示した上で、省エネルギー改修後の光熱水費削減額を算出するものとし、これを「光熱水費削減予定額」とする。なお、計算に用いる光熱水費単価は、ベースラインを参考にする。ただし、エネルギー使用量が大幅に変化する提案等の場合は、応募者の提案による光熱水費単価とする。光熱水費単価は全て税込みとし、算定根拠を明示すること。
- イ 応募者は、光熱水費削減予定額の範囲以内で、最低限保証する「光熱水費削減保証額」を示すこと。また、光熱水費削減保証額は「光熱水費削減予定額」の70%以上とすること。

ESCO サービス料の支払い等

(1) ESCO サービス料の上限

「3 (5) ESCO サービス料」のとおりとする。

(2) ESCO サービス料の内訳

ESCO サービス料は以下に示す費用の合計とする。

ア 改修工事等サービス料

- a 詳細診断、設計を含む包括的エネルギー管理計画書の作成等に係る費用
- b ESCO 設備に係る工事等の設計費用
- c ESCO 設備に係る工事等費用
- d ESCO 設備に係る工事等の工事監理費用
- e 計測・検証用計測機器設置費用
- f その他

イ 維持管理等サービス料

- a ESCO 設備に係る維持管理（定期点検等）費用
- b 計測・検証に係る費用
- c ESCO 設備の運転管理の助言に係る費用
- d その他

(3) ESCO サービス料支払期間

改修工事等サービス期間及び維持管理等サービス期間3年間とする。

(4) 支払方法

- ア 改修工事等サービス料は、ESCO 設備の引渡しを受けた後、支払うものとする。
- イ 維持管理等サービス料は、ESCO 契約期間の各年度にわたる均等払いとし、支払い回数と時期については、市と優先交渉権者との協議によるものとする。
- ウ 事業者は、以下に示す条件に基づき適正に ESCO サービス料を算定して、指定された期日までに市に請求書を送付すること。
- エ 市は、当該各年度において、事業者が保証するエネルギー等の削減効果があることを確認したうえで、所定期日までに ESCO サービス料を支払うものとする。
- オ 「実現した光熱水費削減額」が「光熱水費削減保証額」を下回る場合の当該年度分の維持管理等サービス料は、「光熱水費削減保証額－実現した光熱水費削減額」を維持管理等サービス料から減じた額とする。
- カ 支払いは、市の通常の方法によるものとする。
- キ ESCO サービス料及び支払いの保証と調整方法等の詳細については、優先交渉権者と協議のうえ、「ESCO 契約書」で定めるものとする。

光熱水費削減保証とベースラインの調整方法

- (1) 当該年度の光熱水費のベースラインが、包括的エネルギー管理計画書に定めるベースライン変動要因に当てはまる場合は、事業者の申出を受け、当該申出を市が妥当と判断した場合に、ベースラインの調整を行い、改めて市と事業者の協議のもと、削減保証額を見直すことができる。
- (2) ベースライン変動要因に基づいた見直しにより修正された削減額の算定については、事業者が合理的な根拠を示して資料の作成を行うこと。なお、ベースラインの調整は、別途計算方法等を示し、市との協議により承諾を受けなければならない。
- (3) ESCO サービス料に係る債権は、譲渡又は担保にすることができない。

運転及び維持管理に関する事項

(1) 運転管理方針の提示について

- ア 事業者は、ESCO 設備及びこの ESCO 設備と関連する既存設備の最適な「運転管理指針（案）」を提案し、市との協議で承諾された「運転管理指針」を作成すること。
- イ 市及び事業者は、善良なる管理者の注意義務をもって、その運転管理指針に則り、市職員又は業務受注者が運転管理を行うものとする。また、事業者が作成する運転管理指針に基づいて、市職員又は業務受注者が適切な運転管理を行えるよう、事業者が運転管理指針の教育を実施するものとする。
- ウ 事業者は、既存設備に関する運転状況を市の了解のもと、必要に応じて調整し、市の運転管理が運転管理指針と著しく乖離している場合には、市に対して適切な運転管理の提言を行うことができる。また、事業者は、より効果的な運転

管理について、必要な助言を適宜行うことができる。

(2) ESCO 設備の維持管理について

- ア 事業者は、維持管理計画に基づき ESCO 設備に必要な維持管理を自らの負担で行うものとする。事業者は、維持管理等サービス開始までの間についても、施設運営に支障のないよう維持管理するものとし、この際の維持管理に係る経費は、事業者の負担とする。
- イ 事業者は、ESCO 期間の終了時に ESCO 設備の維持管理要領書を作成し、市の設備管理業務受注者に研修を行い、適切に引継ぎを行うものとする。

計測・検証に関する事項

- (1) 事業者は、提案により示した省エネルギー率、光熱水費削減額及び光熱水費削減保証額が確実に守られていることを証明するための適切な計測・検証手法を市に提示し、ESCO 契約期間中において、ESCO 設備の計測・検証を行うものとする。
- (2) 事業者は、計測・検証結果を毎年度市に報告し、市はそれを確認する。
- (3) 事業者による計測・検証の報告に疑義がある場合、市は第三者に依頼して計測検証を行うことができるものとする。この結果が事業者によるものと著しく乖離する場合、その費用は事業者が負担するものとする。

包括的エネルギー管理計画書の作成

優先交渉権者は、詳細協議終了後、契約締結時までに「8. 提示条件」に示す内容を併せた包括的エネルギー管理計画書（最終提案書）を作成すること。ESCO 提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が大きく乖離する場合は、次選交渉権者との契約交渉を開始することがある。

その他

この要項に定めることその他、ESCO 提案の募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

9. 事業の実施に関する事項

誠実な業務遂行義務

- (1) 事業者は、包括的エネルギー管理計画書、募集要領、配付資料及びに ESCO 契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行しなければならない。
- (2) 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、市と事業者の両方で誠意をもって協議するものとする。

ESCO 契約期間中の事業者と市の関わり

ESCO 事業は、事業者の責により遂行され、市は ESCO 契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

市と事業者との責任分担

- (1) 基本的な考え方

ESCO 提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担しなければならない。ただし、異常気象や運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申出を行うことにより、別途協議を行うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、原則として次表の「予想されるリスクと責任分担」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で ESCO 提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

(3) 事業の継続が困難となった場合における措置

優先交渉権者が詳細診断実施後、ESCO 契約の締結前に、契約が締結されない場合、以下の措置を講ずるものとする。

- ア ESCO 提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、市はそれまでに要した費用を請求できるものとする。
- イ ESCO 契約締結後に事業の継続が困難となった場合の措置については、ESCO 契約書において定めるものとする。

表 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスク内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集要領の誤り	募集要領の記載事項に故意又は重大な誤りのあるもの	○	
	効果保証の未達	ESCO 提案の提言が達成できない場合		○
	安全性の確保	設計・改修・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・改修・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	消費税の変更	○	
		消費税以外の税に関するもの		○
	保険	設計・改修・維持管理における履行保証保険		○
	事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	○
		設備改修に必要な許可等の取得遅延によるもの		○
事業者の事業放棄、破綻によるもの			○	
計画・設	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ (設計費に対して影響のあるもの)	○	○
	設計変更	市の提示条件、指示の不備によるもの	○	

計 段		事業者の指示・判断の不備によるもの		○	
	応募等コスト	応募等コストの負担		○	
階	資金調達	必要な資金の確保に関すること	○	○	
建 設 段 階	第三者賠償	調査・改修における第三者への損害賠償責務		○	
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ (工事費に対して影響のあるもの)	○	○	
	用地の確保	設置場所の確保	○		
	設計変更		市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
			事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完 工		市の責による工事遅延・未完工による引渡の遅延	○	
			事業者の責による工事遅延・未完工による引渡の延期		○
	工事費増大		市の指示・承諾による工事費の増大	○	
			事業者の指示・判断の不備によるもの		○
性能		要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○	
一時的損害		引渡前に改修目的物等に関して生じた損害		○	
		引渡前に改修に起因して施設に生じた損害		○	

リスクの種類		リスク内容	負担者	
			市	事業者
支 払 関 係	支払遅延・不能	市の責による、支払の遅延・不能	○	
	支払遅延・不能 計画変更	計測・検証報告の遅延により支払いを保留する場合		○
		省エネルギー保証行為の不履行		○
		用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○	
維 持 管 理 関 連	計画変更 立入許可	事業者が必要と考える計画変更		○
		合理的な事由によらない場合であって、必要な施設への立入許可がない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	事業者の責による維持管理費用の増大		○
	第三者賠償	維持管理における第三者への損害賠償義務	○	○
	ESCO 設備の損傷	市の過失又は市の施設に起因する ESCO 設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する ESCO 設備の損傷		○
公共施設損傷	事業者の故意・過失又は ESCO 設備に起因する市の施設・設備の損傷		○	
	上記以外の事故・火災による市施設の損傷	○		

	瑕疵担保	ESCO 設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	火災・天災などの不可抗力による市の施設の損傷	○	
		火災・天災などの不可抗力による ESCO 設備の損傷	○	
	設備の不良	ESCO 設備が所定の性能を達成しない場合		○
計測・検証	計測・検証	計測・検証報告への疑義		○
		計測・検証に必要な市からの情報提供の遅延・不能	○	
	光熱水費単価の変動	光熱水費単価の変動	○	
	ベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
上記以外の変動要因の場合		○	○	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、市の施設運営・業務への障害		○

10. 契約に関する事項

契約締結時期

令和6年11月中旬（予定）

契約の概要

本契約は、募集要領、包括的エネルギー管理計画書に基づき、市と優先交渉権者との合意が成立した場合に締結する随意契約であり、事業者が遂行すべき設計、省エネルギー改修工事及び運転・維持管理に関する業務内容や省エネルギー保証量、支払方法などを定めるものとする。また、市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

11. 参加表明提出書類・作成要領

参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを正副2部（副はコピー可）提出すること。

- (1) 参加表明書（様式第2号）
- (2) グループ構成表（様式第3号）
- (3) 履行保証書（様式第4号）
- (4) 財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）
- (5) 会社概要（A4判1部、様式第5号の1から第5号の3）

(6) 特定建設業の許可証明書（写し可）又は、許可通知書（写し）

(7) ESCO 関連事業実績一覧表（様式第6号）

(8) 各資格者免許証の写し

(9) 管理技術者免許証の写し

※(1) から(5) 及び(7) は構成員全て、(6) 及び(9) は建設役割、(8) は該当者が提出すること。

※グループで参加の場合、(1) 以外の提出書類が受付期限までに提出困難の場合は、市との協議により承諾を受けた場合はこの限りではない。

作成要領

(1) 参加表明書（様式第2号）

グループで参加の場合は、代表者名で作成し提出すること。

(2) グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、建設役割、その他役割（分担名を記載のこと））を明確にすること。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の内容を添付すること。また、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員（予定）、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出すること。

(3) 履行保証書（様式第4号）

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。

(4) 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を綴じたものを全ての構成員が提出すること。貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体の他、連結決算分も提出すること。なお、写しでも可とする。また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

(5) 会社概要

ア A4版の用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革および主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを全ての構成員が提出すること。

ア 設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数（書式自由）

(6) 企業状況表（様式第5号の1）

(7) 有資格技術職員内訳表（様式第5号の2）

(8) 各役割の責任者業務実績表（様式第5号の3）

(9) 特定建設業の許可証明書

担当する建設工事に対応した業種の建設業法第3条1項に規定する「特定建設業」の許可証明書又は許可通知書（写し）を提出すること。ただし、担当業務内容によ

- り、建設業者としての審査を受ける必要のない場合は、その旨を明示すること。
- (10) ESCO 関連事業実績一覧表（様式第 6 号）
 様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出すること。
 事業件名：契約書上の正確な名称を記述すること。
 発注者：発注者名を記入すること。
 受注形態：単独又はグループの別を記入すること。
 契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記入すること。（単位：千円）
 契約年月日：契約締結日を記入すること。
 契約期間：契約開始及び終期を記入すること。
 施設の概要：施設の主な用途、構造、規模面積、改修工事完了年月を記入すること。
 主な契約内容：対象機器、省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類、保証の有無、計測・検証の有無も明記すること。実績一覧表に記載された契約を証明できるもの（写し又は契約の判断ができる書類）を添付すること。
- (11) 各資格者免許証の写し
 有資格者技術職員のうち、各代表 1 名分の資格者免許証（表・裏）の写しを提出すること。
- (12) 監理技術者免許証の写し
 建設役割会社における監理技術者免許証（表・裏）の写しを提出すること。
- (13) その他、本 ESCO 事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関連会社の会社概要も添付すること。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

1 2. ESCO 提案書類・作成要領

ESCO 提案時の提出書類

次の提出書類を A 4 縦長ファイルに綴じたものを 1 1 部提出すること。

- (1) 提案書提出届（様式第 8 号）
- (2) 提案書（様式第 8 号から第 1 3 号）
- (3) 主要機器等の設置計画図（様式第 1 4 号）

作成要領

- (1) 一般的事項
 - ア 企画提案書の様式は原則として A 4 版用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは、MS 明朝 1 0. 5 ポイント以上とすること。補足資料は、必要に応じて、A 4 版横、A 3 版横で使用する。A 3 版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。
 - イ 企画提案書のページ下部にページ番号を振ること。

- ウ 使用言語は日本語とすること。ただし、専門用語を除く。
- エ 記述内容については、明瞭かつ具体的な記述とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記述を心がけること。
- オ エネルギーに関する換算値
エネルギーに関する計算においては、下記の換算値で行うものとする。

種 別	一次エネルギー換算	二酸化炭素排出係数
電気	9.76MJ/kWh ※1	0.420kg・CO2/kWh ※2

※1：「エネルギーの使用等の合理化に関する法律施行規則」別表第三による

※2：関西電力（株）の2022年度実績（調整後排出係数）

(2) 提案総括表

- ア 提案概要（様式第10号の1）
提案する ESCO 設備の概要や特徴、ESCO 事業実績等のアピール内容について A4版2枚以内で記述すること。
- イ 改修提案項目一覧（様式第10号の2）
省エネルギー改修項目ごとに、一次エネルギー及び二酸化炭素排出の削減効果、光熱水費年間削減額、工事他投資額、単純回収年について記述すること。ただし、ここで示す光熱水費削減額には、現状のメンテナンス費等の付加分は見込まないものとする。
- ウ 事業内容提案書（様式第10号の3）
光熱水費年間削減予定額、光熱水費年間削減保証額、年間 ESCO サービス料等について記述すること。

(3) 技術提案書

- ア 省エネルギー改修項目等説明書（様式第11号の1）
省エネルギー手法ごとに、改修前と改修後の設備（システム）構成図、対象設備に関するエネルギー消費状況の評価内容、省エネルギー改修項目の内容及びシステム説明、エネルギー消費量等に関する技術的数値的根拠等について簡潔に記述すること。
- イ 施工時の安全性・施設運営に関する配慮計画書（様式第11号の2）
工事施工に当たり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項及び施設の運営・業務への影響、品質管理、環境対策等に関する内容について、A4版3枚以内で記述すること。
- ウ ESCO 設備と既存設備の関係（様式第11号の3）
導入する省エネ手法が既存設備の更新や効率化改修に寄与する事項について記述すること。
- エ 市内企業等の参画（様式第11号の4）

下請事業者又は協力事業者の選定に当たり、綾部市内に主たる営業所を有する者を選定する場合は、その内容を記述すること。

(4) 事業資金計画書

ア 事業収支計画書（様式第12号の1）

ESCO サービス期間における事業全体の収支計画を作成すること。用紙はA4版横書きとする。別途内訳がある場合は添付のこと。

イ 資金計画表（様式第12号の2）

事業費の調達に関する考え方について、自己資本と外部借入金の金額、外部借入金の金額、外部借入等がある場合にはその内訳、借入条件等を記入すること。また、その他の資金調達手法として検討していることがある場合や本事業において資金調達を予定している企業の借入条件等を記入すること。

ウ 改修工事等サービス料に関わる経費計画書（様式第12号の3）

ESCO 設備における改修工事等サービス料について記入の上、市が指定する改修工事及び指定部分を除く改修工事の各々の改修範囲、改修内容及び改修工事等サービス料の内訳を添付すること。

(5) 維持管理等提案書

ア 維持管理計画書（様式第13号の1）

a 維持管理計画

ESCO 設備及び維持管理対象設備の維持管理業務及び定期点検（消耗品を含むフルメンテナンス）に関する計画内容を記述すること。また、維持管理業務を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、併せてA4版2枚以内で記述すること。

b 維持管理見積書

維持管理等サービス期間中に毎年度要する費用と、その算定根拠を示すこと。年度ごとに経費が異なる場合は、平均金額を示すこと。

イ 計測・検証計画書（様式第13号の2）

a 省エネルギー効果の測定・検証方法

エネルギー削減保証量が確実に達成されていることを証明するための、適切な計測・検証方法を示すこと。

b 計測機器設置見積書

計測・検証に必要な機器類の設置費用と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

c 計測・検証費見積書

毎年要する費用とその算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

d その他特記事項

コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば A 4 版 2 枚以内で記述すること。

(6) 運転管理計画書（様式第 1 3 号の 3）

ア 運転管理方針

ESCO 設備及び市の既存設備に関する適切な運転管理の考え方、市と事業者の役割について記述すること。また、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば、併せて A 4 版 1 枚以内で記載すること。

イ 運営管理費見積書

毎年度要する運転管理費用と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

ウ ESCO 設備の信頼性に関する計画書（様式第 1 3 号の 4）

ESCO 契約期間終了後も含めた ESCO 設備の信頼性（機器選定の考え方、安定的な運用についての方策、運転調整の考え方、契約期間終了後のアフターケア等）、故障時、災害時等を含む緊急対応に関する内容について、A 4 版 3 枚以内で記述すること。

エ 主要機器等の設置計画図（様式第 1 4 号）

提案する ESCO 設備の主要機器の設置計画図（平面図、系統図等）及び ESCO 設備と既設設備の取り合い計画等を示すこと。書式の仕様は自由とする。

オ 削減量算出根拠一覧

省エネルギー改修項目ごとの電気・上水道について、省エネルギー改修前と省エネルギー改修後の使用量及び削減量を示すこと。書式の仕様は自由とする。

カ 積算根拠資料

積算根拠を示す資料を作成すること。書式は自由とする。分類としては、全体及び工事別とする。また内訳としては、機器別に台数等の数量までわかる資料とすること。

(7) その他補足資料

提案書を補足説明する場合の書式は自由とする。また、提案書を補強できるカタログやパンフレット、その他の資料については必要最小限のものに限り追加すること。

13. プレゼンテーション・ヒアリングに係る電子データ

作成要領

提案書の概要をまとめた電子データの作成（マイクロソフト社製ソフトウェア「パワーポイント」形式に対応すること）すること。その際は、会社名、氏名等の表示、紹介等は一切

入れないこと。

電子データ提出方法

CD-ROMに収録の上、1枚提出すること。併せて同ファイルを印刷したもの（2スライドを1ページにて表示）を11部提出すること。

受付期限

令和6年10月8日（火）～25日（金）午後5時必着

注意事項

ESCO提案の審査は、ESCO提案書により行うが、本電子データによる説明も、提案の審査において参酌する。

14. 配布・閲覧資料

配布資料

提案要請書と併せて応募者に配布される資料は次のとおりとする。

- (1) 令和元年度、令和4年度、令和5年度の月別光熱水費及び使用量
※令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による使用制限等により例年と異なる数値となっているため、使用しないものとする。
- (2) 光熱水費単価
- (3) 機器リスト
- (4) 指定改修設備仕様書

閲覧資料

以下の資料は、現場ウォークスルー当日のみ閲覧可能とする。各自でデジタルカメラ等を用意し対応すること。市へのコピー依頼等は、一切受け付けない。なお、各種図面等について現状と相違する部分がある場合、現状を優先する。

- (1) 閲覧資料
 - ア 図面（主に建設当時のもの）
 - イ メンテナンス記録
 - ウ その他関連資料
- (2) 閲覧期間
令和6年10月2日（水）から3日（木）まで（現場ウォークスルー当日）
- (3) 閲覧場所
保健福祉センター

15. 留意事項

- (1) 本事業に係る情報公開請求があった場合、綾部市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (2) 事業者から幅広く公募するため、民間事業者の地域要件は定めていないが、応募者

が市外の事業者の場合、下請け業者や協力事業者等の選定の際、市内事業者を優先して選定すること。選定していない場合は審査時の評価が低くなる可能性がある。

- (3) 本プロポーザルは、令和6年9月補正予算の成立を前提に行う契約前準備行為であり、本業務委託における予算が成立した場合には、契約予定者と令和6年11月に契約を行う。なお、本業務委託における予算が成立しなかった場合は契約を行わない。契約を行わなかった場合でも、本プロポーザルに要する費用は応募者の負担とする。

16. 事務局（問い合わせ先）

本 ESCO 提案公募に係る事務局は以下のとおりとする。

担当窓口：綾部市健康こども部保健推進課

住 所：〒623-0011 京都府綾部市青野町東馬場下15-6

電 話：0773-42-0111

F A X：0773-42-5488

Eメール：hokensuisin@city.ayabe.lg.jp

参考

詳細設計及び工事施工に関して提出する書類並びに注意事項

優先交渉権者は、ESCO 契約に先立って詳細設計を行い、包括的エネルギー管理計画書の一部として、主に以下の書類を参考として市に提出するものとする。なお、提出方法等の詳細については別途定める。詳細設計にあたっては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の仕様と機能的に同等程度の各社の設計基準を明確にした上で、設計を行うこととし、市の担当者の承諾を受けなければならない。CD 案や VE 案について積極的な提案を行うこと。

1. 詳細設計

設計にあたっては、市と十分に協議し、主に次の成果品を提出する。なお、提出形態は背張製本 A 2、A 3 各 1 部及び CD-R（CAD データの保存形式は JWW 形式）1 部とする。

(1) 図面

各図面について、現況を現場調査した上で、改修の前後が分かる図面を作成し、改修箇所を明示すること。また、改修工事に必要な仮設図も添付する。

ア 共通図面

表紙、図面リスト、工事区分表、位置図、配置図

イ 機械図面

仕様書、機器リスト、配管系統図、ダクト系統図、各階配管図、各階ダクト図、換気設備図、自動制御図、その他（必要な図面のみ）

ウ 電気図面

仕様書、配置図、受変電設備図（機器仕様図・単線結線図）、幹線設備図、電灯設備図（各階平面・器具姿図）、動力設備図（各階平面）、弱電設備図（各階平面図）

エ 建築図面

仕様書、仕上げ表、平面図、伏図、立面図、断面図、展開図、建具表、その他（必要な図面のみ）

(2) 工事費積算書

(3) 拾い出し図

(4) 積算数量算出書（各工種拾い出し、代価表）

- (5) 積算数量調書（3社見積、問合先一覧、見積原稿、見積比較表、刊行物単価比較表）
- (6) 概略工程表
- (7) 各種技術資料・計算書
- (8) リサイクル計画書
- (9) 官公庁打合記録
- (10) その他必要な図面・書類

2. 工事施工時

- (1) 事業者は、建設業法に規定される監理技術者を設置し、施工監理を行うものとする。
- (2) 事業者は、各工事の「標準仕様書」（最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）及び「監理指針」（最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の仕様と同等程度の各社の施工基準、管理基準を明確にし、適正な施工を行うものとする。
- (3) 事業者は、定期的に施工状況の報告を行うものとする。
- (4) 事業者は、市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うものとする。また、工事現場での施工状況の確認を行うものとする。
- (5) 事業者は本業務の履行に際し、事業者の責に帰すべき事由により市または第三者に損害を与えた場合、市に直ちに報告して原状に復すること。なお、原状に復するための費用は事業者の負担とする。
- (6) 工事中の安全対策・施設管理者及び近隣住民との調整等は、事業者において十分に行うものとする。
- (7) 工事施工にあたっては、以下の書類を提出し市の確認を受けること。
 - (工事着工時)
 - ・現場代理人・主任技術者（監理技術者）届、経歴書及び資格証明書
 - ・産業廃棄物収集運搬・処分の契約書写し
 - ・労災保険成立証明書
 - ・施工計画書
 - ・施工体制台帳写し及び施工体系図写し
 - ・石綿の事前調査書類一式
 - ・安定器のPCB含有の確認
 - (工事完成時)
 - ・完成写真
 - ・工程写真
 - ・試験結果報告書
 - ・産業廃棄物監理票（マニフェスト）
 - ・納品書、出荷証明書
 - ・質疑回答書

- ・完成図面製本 黒表紙 A4 版（金文字）4 部
 - ※変更の行われた部分については設計図を訂正して完成図として提出すること。
 - ※納入設置した機器類の仕様書についても末尾に追加添付すること。
 - ・完成図の電子媒体
 - CD-R 1 部（JWW 形式 解像度 300dpi 程度）
 - ・完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、各種試験成績書 各種許認可書の写しなど）各書類ともファイル綴じすること。
- (8) その他必要に応じて、各種許認可等の書類を作成し、その写しを市に提出するものとする。

保健福祉センターE S C O事業
提出書類様式

令和6年9月
綾部市

様 式 リ ス ト

使用 時期	書類 符号	様式番号	書 類 名	提出 部数
質問		様式第1号	質問書	各 1 部
参加 表明		様式第2号	参加表明書	
		様式第3号	グループ構成表	
		様式第4号	履行保証書	
		様式第5号の1	企業状況表	
		様式第5号の2	有資格技術職員内訳表	
		様式第5号の3	各役割の責任者業務実績表	
		様式第6号	E S C O関連事業実績一覧表	
		様式第7号	提案辞退届	
提案 共通		様式第8号	提案書提出届	11部
		—	提出書類の体裁（共通）	—
		様式第9号	提案書表紙（共通）	各 1 1 部
提案	①	様式第10号の1	提案総括表 (ア) 提案概要	
	①	様式第10号の2	提案総括表 (イ) .改修提案項目一覧表	
	①	様式第10号の3	提案総括表 (ウ) 事業内容提案書	
	②	様式第11号の1	技術提案書 (ア) 省エネルギー改修項目等説明書	
	②	様式第11号の2	技術提案書 (イ) 施工時の安全性・施設運営に関する配慮計画書	
	②	様式第11号の3	技術提案書 (ウ) E S C O設備と既存設備の関係	
	②	様式第11号の4	技術提案書 (エ) .市内企業等の参画	
	③	様式第12号の1	事業資金計画書 (ア) 事業収支計画書	
	③	様式第12号の2	事業資金計画書 (イ) 資金計画表(1)(2)	
	③	様式第12号の3	事業資金計画書 (ウ) 改修工事等サービス料に関わる経費計画書	
	④	様式第13号の1	維持管理等提案書 (ア) 維持管理計画書	
	④	様式第13号の2	維持管理等提案書 (イ) 計測・検証計画書	
	④	様式第13号の3	維持管理等提案書 (ウ) 運転管理計画書	
	④	様式第13号の4	維持管理等提案書 (エ) E S C O設備の信頼性に関する計画書	
⑤	様式第14号	主要機器等の設置計画図		

(様式第1号)

質 問 書

令和 年 月 日

(あて先) 綾部市長

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

担当者氏名
電 話 番 号
F A X 番 号
電 子 メ ー ル

保健福祉センターESCO事業

標記事業について、以下のとおり質問します。

質問内容：

- ※質問は、具体的かつ簡潔に記入すること
- ※グループで参加予定の場合は、代表者が提出すること

(様式第2号)

参 加 表 明 書

令和 年 月 日

(あて先) 綾部市長

(※) 所 在 地
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号
F A X 番 号

(代表者印)

保健福祉センターE S C O事業

標記事業の提案書に基づく選定について、参加の希望を表明します。なお、この参加表明書および添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

※グループで参加の場合は、代表者が提出すること

※建設業法上主たる営業所と登記簿上の所在地が異なる場合は、登記簿上の所在地を()書きで上段に記入すること

(様式第3号)

グループ構成表

令和 年 月 日

(あて先) 綾部市長

綾保健福祉センターE S C O事業

標記事業の提案書に基づく選定の参加に関しまして、以下の構成員で申請いたします。

代表者：

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(代表者印)

電話番号

F A X 番号

担当役割 [事業役割・設計役割・建設役割・その他 ()]

グループ構成員：

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(代表者印)

担当役割 [事業役割・設計役割・建設役割・その他 ()]

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(代表者印)

担当役割 [事業役割・設計役割・建設役割・その他 ()]

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(代表者印)

担当役割 [事業役割・設計役割・建設役割・その他 ()]

注 必要事項を記入し、対応する部分には○を付けること。

(様式第4号)

履 行 保 証 書

令和 年 月 日

(あて先) 綾部市長

■■■■■■■は、▲▲▲▲▲▲が保健福祉センターE S C O事業に関するE S C O事業提案の優秀提案として採用され、最終的に市と▲▲▲▲▲▲がE S C O契約を締結した場合、▲▲▲▲▲▲に係るE S C O事業の遂行を保証いたします。

万一、提案者である▲▲▲▲▲▲において、E S C O事業の遂行に支障のある場合には、■■■■■■■は保証人として責任を持って事業を遂行し、綾部市の運営に支障を及ぼさないために、綾部市と▲▲▲▲▲▲が締結したE S C O契約に基づく一切の義務を引き継ぎ、誠意を持って迅速に履行することを誓約します。

保証人：

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

■■■■■■■

(代表者印)

電 話 番 号

F A X 番 号

(様式第 5 号の 1)

企 業 状 況 表

住 所	
商号または名称	
代 表 者 名	
建設業許可番号	
ISO 9000 シリーズ 認証取得状況	(認証部署等) (適用規格) (審査登録機関) (登録番号)
ISO 14000 シリーズ 認証取得状況	(認証部署等) (適用規格) (審査登録機関) (登録番号)
地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当する者	有 無 (有の場合の理由)
本募集要領の公表の日 (以下「公表の日」という。) から提案書提出日までの期間に、建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による営業停止の処分を受けている者	有 無 (有の場合の理由)
公表の日から提案書提出日までの期間に綾部市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者	有 無 (有の場合の理由)
公表の日から提案書提出日までの期間に綾部市が行う契約からの暴力団等排除措置要綱別表に基づく、入札等排除措置を受けている者	有 無 (有の場合の理由)
役員が、暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (令和 3 年法律第 21 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。) 又は暴力団員等 (綾部市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員等及び同 4 条に規定する暴力団密接関係者) である者	有 無 (有の場合の理由)
商法 (明治 32 年法律第 48 号) の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者	有 無 (有の場合の理由)
民事再生法 (令和 11 年法律第 225 号) の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者	有 無 (有の場合の理由)
会社更生法 (令和 14 年法律第 154 号) の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者	有 無 (有の場合の理由)
国税及び本市市税を滞納していない者	有 無 (有の場合の理由)

注) 必要事項を記入し、対応する部分には○をつけること。

(様式第5号の2)

有資格技術職員内訳表

有資格技術職員内訳			人 数		合 計	
建 築 工 事	一級建築士		人			
	一級建築施工管理技士		人			
	二級建築施工管理技士	建築	人	小計		_____人
		躯体	人			
		仕上げ	人			
	監理技術者		人			
	その他(*1)		人			
電 気 工 事	一級電気工事施工管理技士		人			
	二級電気工事施工管理技士		人			
	監理技術者		人			
	その他(*1)		人			
管 工 事	一級管工事施工管理技士		人			
	二級管工事施工管理技士		人			
	監理技術者		人			
	その他(*1)		人			
技 術 士	建設	人	小計	_____人		
	電気・電子	人				
	機械	人				
	衛生工学	人				
エネルギー管理士		人				
建築設備士		人				
その他(*1)		人		人		

*1：その他については、可能な範囲で具体的に記入すること。

(企業名：)

(様式第 5 号の 3)

各役割の責任者業務実績表

分 担 氏名・年齢	実務経験年数	過去に従事した ESCO 事業等 類 似 業 務 の 実 績
	資 格	実施年度 立場 業務概要
事業役割責任者 社名 氏名 年齢 才	経験年数 年	
	資格の種類：	
設計役割責任者 社名 氏名 年齢 才	経験年数 年	
	資格の種類：	
建設役割責任者 社名 氏名 年齢 才	経験年数 年	
	資格の種類：	
その他役割責任者 社名 氏名 年齢 才	経験年数 年	
	資格の種類：	

注：本提案における実務上の各役割の責任者を記入のこと。

ESCO 事業等とは、省エネ診断、建築・設備設計、工事の実績も含む。

(グループ名(企業名)：)

(様式第 6 号)

ESCO関連事業実績一覧表

事業 件 名	発 注 者	受注形態	契約金額 (千円)	契約年月日	契約期間	施 設 の 概 要			主 な 契 約 内 容									
						用 途	構 造 ・ 規模面積	工 事 完 了 年 月 年	対 象 機 器	対 象 建 物 全 体 の 省 エ ネ ル ギ ー 率	パ フ ォ マ ン ス 契 約 の 有 無 と 種 類 (ギ ャ ラ テ ン テ ィ ー ド / シ ー ビ ン グ ス)	保 証 の 有 無	計 測 ・ 検 証 の 有 無					
							m ²	年 月 年		%		有(G・S)・無	有・無	有・無				
							m ²	年 月 年		%		有(G・S)・無	有・無	有・無				
							m ²	年 月 年		%		有(G・S)・無	有・無	有・無				
							m ²	年 月 年		%		有(G・S)・無	有・無	有・無				
							m ²	年 月 年		%		有(G・S)・無	有・無	有・無				
							m ²	年 月 年		%		有(G・S)・無	有・無	有・無				
							m ²	年 月 年		%		有(G・S)・無	有・無	有・無				
							m ²	年 月 年		%		有(G・S)・無	有・無	有・無				

注 1) 受注形態の欄には、単独、JVの別を記入すること。

注 2) 構造は、構造種別・地上階数/地下階数を記述すること。(例：RC-5/1)

注 3) ESCO 事業におけるパフォーマンスマンズ契約とは、省エネルギー改修による経費削減分で全ての経費を賄う契約であり、その中で、ギャランティード・セイビングス契約では実際の金融負担を発注者が負い、シェアード・セイビングス契約は ESCO 事業者が実際の金融負担を負う形態となる。

注 4) 上記の各契約を証明できる書類を提出すること。

(企業名：)

(様式第7号)

提 案 辞 退 届

令和 年 月 日

(あて先) 綾部市長

(※) 所 在 地
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号
F A X 番 号

(代表者印)

保健福祉センターE S C O事業

標記事業への提案書に係る選定の参加を以下の理由により、辞退します。

提案辞退理由：

※グループで参加の場合は、代表者が提出すること

※建設業法上主たる営業所と登記簿上の所在地が異なる場合は、登記簿上の所在地を（ ）書きで上段に記入すること

(様式第8号)

提 案 書 提 出 届

令和 年 月 日

(あて先) 綾部市長

(※) 所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

(代表者印)

保健福祉センターE S C O事業

提案要請番号：第 号

標記事業に関しまして、下記の提案書類を提出いたします。

記

- ①提案総括表
- ②技術提案書
- ③事業資金計画書
- ④維持管理等提案書
- ⑤工事工程表
- ⑥主要機器等の設置計画図
- ⑦市内企業選定計画書

担当責任者氏名
所 属 ・ 職 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電 子 メ ー ル

※グループで参加の場合は、代表者が提出すること。

【記載例】

提出書類の体裁（共通）（サイズはA4版とする）

(1) 提案要請番号

ページ右下すみに「提案要請番号」を記入すること。

文字の大きさ：MS 明朝体 10.5 ポイント程度

(2) 通し番号

提案書本文の各ページ下部中央に通し番号を記入すること。（例：②－1）

文字の大きさ：MS 明朝体 10.5 ポイント程度

(3) 本文

文字の大きさ：MS 明朝体 10.5 ポイント程度

字数：40行×40文字程度

(3) 本文

(2) 各提案書番号 - ページ番号 → ②-1

保健福祉センターE S C O事業
(提案要請番号：●●)

(1) 提案要請番号

(様式第9号)

保健福祉センターESCO事業提案書

① 提案総括表

提出日 令和 年 月 日

(様式第10号の1)

① 提 案 総 括 表

(ア) 提案概要

ESCO 設備の概要や特徴、ESCO 事業実績等のアピール内容を記述すること。

--

注) A4版2枚以内で記述すること。(図表も記入可)

① 提案総括表

(イ) 改修提案項目一覧表 (消費税10%込み)

提案項目	電気・上水道 削減量		一次エネルギー ベース量 MJ/年		二酸化炭素 ベース量 kg-CO ₂ /年		光熱水費 年間 削減保証額 円/年 A	工事他 投資額 円 B	単 回収年 年 B/A
	種別	削減保証量 単位	削減保証量 MJ/年	削減率 %	削減保証量 kg-CO ₂ /年	削減率 %			
計	-	-							

注) 上水道については、一次エネルギー・二酸化炭素の削減量・削減率は計上しないこと。

(様式第10号の3)

① 提案総括表

(ウ) 事業内容提案書

ESCO 事業期間における事業収支を下表に基づき記入すること。

(消費税 10%込み)

①	光熱水費年間削減予定額	円/年	
②	光熱水費年間削減保証額	円/年	①の70%以上
③	年間維持管理等サービス料	円/年	
④	削減保証額とサービス料の差(年額)	円/年	②-③
⑤	契約期間	3年	
⑥	光熱水費削減予定総額	円	①×3
⑦	光熱水費削減保証総額	円	②×3
⑧	維持管理等サービス料総額	円	③×3
⑨	削減保証額とサービス料(3年間)の差(総額)	円	②×3-⑧

<参考>

	一次エネルギー削減予定量	MJ/年	
	一次エネルギー削減予定率	%	
	一次エネルギー削減保証量	MJ/年	
	一次エネルギー削減保証率	%	
	二酸化炭素排出削減予定量	kg-CO2/年	
	二酸化炭素排出削減予定率	%	
	二酸化炭素排出削減保証量	kg-CO2/年	
	二酸化炭素排出削減保証率	%	

保健福祉センターESCO事業
(提案要請番号:)

(様式第9号)

保健福祉センターESC O事業提案書

② 技術提案書

提出日 令和 年 月 日

(様式第11号の1)

② 技術提案書

(ア) 省エネルギー改修項目等説明書

提案する省エネルギー手法毎に下記の内容について記述すること。

1. 改修前と改修後の構成（システム）図
2. 対象設備に関するエネルギー消費状況の評価内容
3. 省エネルギー改修項目の内容およびシステム説明
4. エネルギー削減量、光熱水費削減額、CO₂削減等に関する技術的、数値的根拠

注) 図表も記入可

(様式第 1 1 号の 2)

② 技 術 提 案 書

(イ) 施工時の安全性・施設運営に関する配慮計画書

工事施工に当たり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項及び施設の運営・業務への影響、品質管理、環境対策等に関する内容について記述すること。

注) A 4 版 3 枚衣内で記述すること。

(様式第 1 1 号の 3)

② 技 術 提 案 書

(ウ) ESCO 設備と既存設備の関係

ESCO 設備と既存設備の関係、特に導入する省エネ手法が既存設備の更新や効率化改修に寄与する事項について記述すること。

注) A 4 版 3 枚以内で記述すること。

(様式第 1 1 号の 4)

② 技 術 提 案 書

(エ) 市内企業等の参画

下請事業者又は協力事業者の選定に当たり、綾部市内に主たる営業所を有する者を選定する場合は、その内容を記述すること。

(様式第9号)

保健福祉センターESC O事業提案書

③ 事業資金計画書

提出日 令和 年 月 日

③ 事業資金計画書

(ア) 事業収支計画書

(維持管理等サービス期間 3 年)

(消費税 10%込み 単位：円)

収支内訳		施工年度	初年度	2 年度	3 年度	合計
① 収入 (年間光熱水費削減保証額)						
年間光熱水費削減保証額		—				
② 支出 (工事費他)						
A：改修工事費等サービス料		計 (a～f)	—	—	—	—
詳細診断費	(様式第 1 2 号の 3)	a	—	—	—	—
設計費	(様式第 1 2 号の 3)	b	—	—	—	—
工事費	(様式第 1 2 号の 3)	c	—	—	—	—
工事監理費	(様式第 1 2 号の 3)	d	—	—	—	—
計測機器設置費	(様式第 1 2 号の 3)	e	—	—	—	—
その他 ※1		f	—	—	—	—
B：維持管理等サービス料		計 (g～j)	—			
維持管理費	(様式第 1 3 号の 1)	g				
計測・検証費	(様式第 1 3 号の 2)	h				
運転管理費	(様式第 1 3 号の 3)	i				
その他 ※1		j				
削減保証額とサービス料の差 (①-②)		—				

注) 版横書きで作成すること。(一の欄には記入しないこと。)

※1：その他について、別途内訳がある場合は添付すること。

③ 事業資金計画書

(イ) 資金計画表 (1)

1) 事業費の調達に関する考え方

自己資本と外部借入金の金額を記入すること。資金調達企業毎の内訳も分かる形で記入すること。

事業費総額	百万円	資金調達企業主体名		
		自己資本	百万円	百万円
		外部借入金	百万円	百万円

2) 外部借入等について

外部借入等について、その内訳、借入条件等を記入すること。資金調達企業毎の内訳も分かる形で記入すること。
資金調達企業名 []

外部借入金	民間金融機関※			百万円
	借入条件			
	(借入時期、期間、金利、見直時期等)			
	政府系金融機関※			百万円
	借入条件			
	(借入時期、期間、金利、見直時期等)			
その他社債等※				百万円
	発行条件			
	(発行時期、償還年限、表面利率等)			

注) 現在検討している金融機関名或いは社債内容について具体的に記入すること。

保健福祉センター E S C O 事業
(提案要請番号:)

③ 事業資金計画書

(イ) 資金計画表 (2)

3) その他

資金調達手法として検討していることがある場合は記入すること。

4) 過去の主な借入実績

本件事業において資金調達を予定している企業について、現在借入残高のある長期借入の金額とその借入条件及び短期資金の借入条件を記入すること。

資金調達企業名 []

民間金融機関※	百万円
借入条件 (借入時期、期間、金利、見直時期等)	
政府系金融機関※	百万円
借入条件 (借入時期、期間、金利、見直時期等)	
その他社債等※	百万円
発行条件 (発行時期、償還年限、表面利率等)	

注) 金融機関名或いは社債内容等については具体的に記入すること。

(様式第 1 2 号の 3)

③ 事業資金計画書

(ウ) 改修工事等サービス料に関わる経費計画書

ESCO 設備における改修工事等サービスに係る費用について記入のうえ、本市が指定する改修工事及び指定部分を除く改修工事の各々の改修範囲、改修内容及び改修工事等サービス料の内訳を添付すること。

(消費税 10%込み)

項 目	金額(円)	備 考
詳細診断費		包括的エネルギー管理計画書作成費含む
設計費		
工事費		
工事監理費		
計測機器設置費		様式第 13 の 2
その他		
合 計		

※計測機器設置費を他の設備と一体のものとして、BEMS を整備する場合は工事費に含む。

BEMS 以外に係る費用がある場合は記載すること。

※その他の費用計上がある場合は、その内容と内訳を添付すること。

注 1) 各種合計金額と関連項目の金額が一致するように留意すること。

注 2) 金額には消費税を含め、積算根拠の記載にあたっては消費税額が分かるようにすること。

保健福祉センター E S C O 事業
(提案要請番号：)

(様式第9号)

保健福祉センターESCO事業提案書

④ 維持管理等提案書

提出日 令和 年 月 日

(様式第13号の1)

④ 維持管理等提案書

(ア) 維持管理計画書

a 維持管理計画

ESCO 設備及び維持管理対象設備の維持管理業務及び定期点検（消耗品を含むフルメンテナンス）に関する計画内容を記述すること。また、維持管理業務を行う上で、コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば、A4版2枚以内で記述すること。

b 維持管理費見積書

(消費税10%込み)

項 目	金額 (円/年)	備考（積算根拠共）
合 計		

注) 毎年度かかる経費を記入し、内訳を添付すること。

保健福祉センターESCO事業
(提案要請番号:)

(様式第13号の2)

④ 維持管理等提案書

(イ) 計測・検証計画書

a 省エネルギー効果の測定・検証方法

省エネ改修項目	省エネ効果の測定・検証方法

b 計測機器設置費見積書

(消費税10%込み)

名 称	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (千円)	備 考
合 計					

c 計測・検証費見積書

(消費税10%込み)

項 目	金 額 (円/年)	備 考 (積算根拠共)
合 計		

注) 毎年度かかる経費を記入し、内訳を添付すること。

d その他特記事項

計測・検証や性能検証等の業務を行う上で工夫している点があれば、A4版2枚以内で記述すること。

保健福祉センターESCO事業
(提案要請番号:)

(様式第13号の3)

④ 維持管理等提案書

(ウ) 運転管理計画書

a 運転管理方針

ESCO 設備および本市の既存設備に関する適切な運転管理の考え方、本市と事業者の役割について記述すること。

また、運転管理を行う上で、コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば、併せてA4版1枚以内で記述すること。

b 運転管理費見積書

(消費税10%込み)

項 目	金額 (円/年)	備考 (積算根拠共)
合 計		

注) 毎年度かかる費用を記入すること。また、別途作成する内訳がある場合は、添付すること。

保健福祉センターESCO事業
(提案要請番号：)

(様式第13号の4)

④ 維持管理等提案書

(エ) ESCO 設備の信頼性に関する計画書

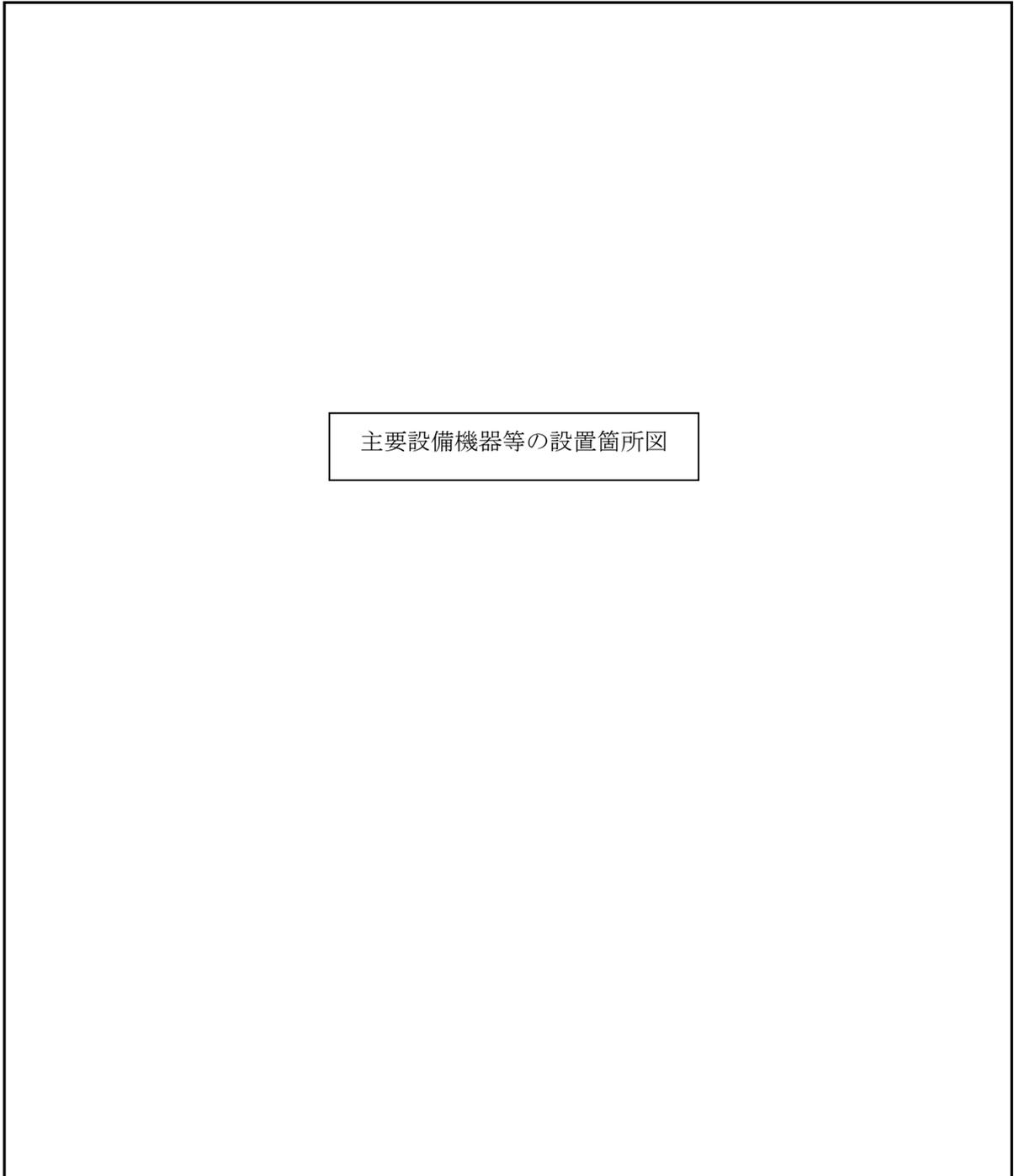
ESCO 契約期間終了後も含めた ESCO 設備の信頼性（機器選定の考え方、安定的な運用についての方策、運転調整の考え方、契約期間終了後のアフターケア等）、故障時、災害時等を含む緊急対応に関する内容について記述すること。

注) A4版3枚以内で記述すること。

保健福祉センターESCO事業
(提案要請番号：)

⑤ 主要機器等の設置計画図

ESCO 設備の主要機器の設置計画図（平面図、系統図等）、および ESCO 設備と既存設備の
取り合い計画等を示すこと。



※書式の仕様は自由とする。

保健福祉センターESCO事業
(提案要請番号：)

保健福祉センターESCO事業
ESCO提案審査評価項目

評価項目		採点基準	配点	小計	主な対象様式	点数 (1～5点)	係 数	評価点 (点数×係数)	備考
1	環境	省エネルギー率が15%以上になるような提案であり、さらに省エネルギー効果が高いこと。	最高値を「5」点とし、その他の得点を（当該値／最高値）×5で算出	50	環境的事項 小計 (100点満点)		10		
		二酸化炭素排出の削減効果が高いこと。	最高値を「5」点とし、その他の得点を（当該値／最高値）×5で算出	50		①提案総括表 (様式第10号の2・3) ②提案総括表 (様式第10号の2・3)	10		
3	財政	改修工事等サービス料が安いこと。	最低値を「5」点とし、その他の得点を（最低値／当該数値）×5で算出	50	財政的事項 小計 (100点満点)	①提案総括表 (様式第10号の2) ③事業資金計画書 (様式第12号の3)	10		
4		維持管理費等サービス料が安いこと。	最低値を「5」点とし、その他の得点を（最低値／当該数値）×5で算出	20			4		
5	6	光熱水費削減保証額が高いこと。	最高値を「5」点とし、その他の得点を（当該数値／最高値）×5で算出	30	①提案総括表 (様式第10号の3)	①提案総括表 (様式第10号の3)	6		
6		経営状況に問題がなく、ESCO事業の実績が豊富で、優れたESCOサービスの提供ができる信頼性があること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い	15			3		
7	8	本事業の目的、意図を十分に理解し、本市にとって、具体性・妥当性のある優れた技術提案であること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い	15	①提案総括表 (様式第10号の1) ②技術提案書(様式第11号の1、2、3)	①提案総括表 (様式第10号の1) ②技術提案書(様式第11号の1、2、3)	3		1 募集の趣旨
8		提案された省エネルギー量や工事費などの算出根拠に妥当性があること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い	10			2		
9	10	工事が施設の運営・業務に支障をきたさないこと。また、ESCO設備の信頼性・安全性・故障時・災害時等を含む緊急時対応策が明確であること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い	15	技術的事項 小計 (110点満点)	①提案総括表(様式第10号の2) ②技術提案書(様式第11号の1) ③事業資金計画(様式第12号の1) ④技術提案書(様式第11号の2) ⑤維持管理等提案書(様式第13号の4) ⑥主要機器等の設置計画	3		
10		維持管理、計測・検証方法及び将来にわたる運転管理の提案に具体性・妥当性があること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い	15			3		
11	12	市内企業等の参画について配慮がされていること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い 0：ない	20	②技術提案書(様式第11号の4) ①提案総括表(様式第10号の1) ②技術提案書(様式第11号の1、3) ③事業資金計画(様式第12号の1)	②技術提案書(様式第11号の4)	4		
12		更新を指定していない既存設備について更新や適切な維持管理手法など優れた提案があること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い 0：ない	20			4		
環境点小計									
財政点小計									
技術点小計									
合計									

※評価項目1から5については相対評価とし、評価点に小数点以下が発生する場合は切捨てとする。

綾部市公告第 1 2 6 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 6 年 9 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告 1 2 7 号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 1 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市農業委員会事務局
- 2 縦覧期間 令和 6 年 9 月 1 7 日から令和 6 年 9 月 3 0 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

綾部市公告第 1 2 8 号

綾部市就職情報ウェブサイト導入及び運用業務に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和 6 年 9 月 1 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市就職情報ウェブサイト導入及び運用業務について、委託業者の選定にあたり別添「綾部市就職情報ウェブサイト導入及び運用業務プロポーザル実施要領」により実施します。

綾部市就職情報ウェブサイト導入及び運用業務
プロポーザル実施要項

令和6年9月

綾部市農林商工部商工労政課

1 目的

人口減少で人材不足が続く中、若者のU I J ターン促進や市内企業の魅力発信を行うため、市内企業の求人検索機能やオンライン相談等の就職情報を一元化したウェブサイトを作成し、安定した雇用の確保と地元就労、移住・定住を促進する。

2 業務概要

(1) 業務名

綾部市就職情報ウェブサイト導入及び運用業務

(2) 業務内容

別添1「綾部市就職情報ウェブサイト導入及び運用業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日(月)まで

(4) 契約金上限額

3,163,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 発注者

綾部市

3 委託予定者の選定方式

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式

4 参加資格要件

参加者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

- (1) 過去5年間に本業務と同種もしくは類似業務の実績を有していること。なお、実績については現在業務実施中のものも含むものとする。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 綾部市暴力団等排除措置要綱(平成23年綾部市告示第10号)別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (5) 国税及び本市市税を滞納していないこと。
- (6) 都道府県または市町村から指名停止を受けている期間中でないこと。

(7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触しないこと。

5 スケジュール(予定)

期 日	項 目	備 考
令和6年 9月17日(火)	募集開始	ホームページ掲載及び公告
令和6年 9月20日(金) 午後5時	質問書提出期限	電子メール
令和6年 9月30日(月)	質問書回答期限	電子メール(必要に応じホームページ掲載)
令和6年10月 8日(火) 午後5時	企画提案書等提出期限	持参又は郵送
令和6年10月 9日(水)	一次審査(書類審査)	参加者が4者以上あった場合のみ
令和6年10月11日(金)	一次審査結果通知及び二次審査案内	郵送及び電子メール
令和6年10月25日(金) 午後	二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	綾部市役所まちづくりセンター2階第2会議室
令和6年10月29日(火)	審査結果通知	郵送及び電子メール
令和6年11月初旬	委託業者決定・委託契約締結	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

6 参加方法

仕様書の業務内容を踏まえ、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書等届出書(様式第1号)

②業務実施体制書(様式第2号)

③企画提案書(任意様式)

- ・用紙の規格は、A4判縦横書きとする。
- ・文章を補完するために、写真、イラスト、図面等を使用しても構わない。
- ・仕様書の業務内容に掲げる各事項について、具体的な提案事項、業務の実施手順及び実施体制、スケジュール等を記載

④見積書(任意様式)

- ・A4判、積算内訳を記入し提出

- ・令和6年度の導入及び運用にかかる費用と、令和7年度に必要と想定される運用にかかる費用の見積書をそれぞれ提出

⑤会社概要書（様式第3号）

⑥業務実績書（様式第4号）（発注者、委託業務名、業務内容、契約期間、契約金額を記載し、契約書の写しなど業務の概要が分かる資料を添付）

⑦財務諸表

- ・直前営業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類

⑧登記簿謄本

- ・提出の3か月以内に発行のもの

⑨納税証明書

- ・法人税、消費税、本市市税について未納がないことを証明するもの（本市市税については、本市に課税義務がある場合のみ）
- ・提出の3か月以内に発行のもの

(2) 提出部数

正本1部、副本6部（副本については複写可とする）

（①、⑦、⑧、⑨は正本1部（写し可）とする）

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出期限

令和6年10月8日（火）午後5時まで

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

(5) 提出先

13に記載の事務局

7 要領等の配布

(1) 要領、提出書類様式及び仕様書の配布方法

- ① 本市ホームページよりダウンロード
- ② 事務局での直接配付

(2) 配布期間

令和6年9月17日（火）から10月8日（火）まで

※直接配付は平日の午前9時から午後5時までとする。

8 一次審査及び二次審査の概要

一次審査

(1) 選定方法

参加者が4者以上の場合、選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類をもとに書類審査し、上位3者を選定する。

(2) 審査基準

①審査項目・配点

項 目	配 点
①会社概要	10点
②業務実績、業務遂行能力	10点
③業務の全体フロー、スケジュール等の適格性	10点
④提案内容等の適格性	10点
⑤見積金額	10点
合 計	50点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
10点	10	8	6	4	2

(3) 審査結果の通知

審査結果は、参加者に対して郵送及び電子メールで通知する。なお、参加者が3者以下のため、一次審査を行わなかった場合もその旨通知する。

*通知予定日：令和6年10月11日（金）

二次審査

(1) 選定方法

一次審査通過者（参加者が3者以下の場合は参加者）の中から、提出書類に記載された内容等に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会において審査し、優先交渉権者として選定する。

(2) 実施日

令和6年10月25日（金）午後

※詳細は、一次審査結果と併せて通知する。

※状況によってはオンライン開催とする。

(3) 時間配分

参加者ごとに約30分間（機材設置、片付けの時間は別とする。）

① 企画提案書等の説明・プレゼンテーション（20分）

② 質疑応答・ヒアリング（10分）

(4) 出席者

参加人数は特に制限しないが、最小限に留めること。

(5) その他

提案説明の際、スクリーン又は大型モニターは本市で用意する。パソコン、プロジェクター等は各参加者で準備すること。

(6) 審査基準

① 審査項目・配点

審査項目・審査の視点	順位（1位～3位）		
	A社	B社	C社
① 実施体制について			
・組織内の役割分担が明確で、経験豊かな有資格者が参画する体制が整っているか。			
② 受注実績について			
・本件の類似業務の過去の受注実績は十分か。			
③ セキュリティ・保守・サポート体制について			
・運用にあたり、セキュリティ・保守・サポート体制は十分か。			
④ 魅力・機能について			
・若者の利用促進につながるデザイン性を持った提案であるか。			
・ハローワークインターネットサービス等と連携した求人検索機能やマッチングイベント情報、企業問い合わせフォーム、企業紹介ページ等の利便性の高い機能はあるか。			
⑤ 実現可能性について			
・内容・スケジュールが実現可能な提案であるか。			
⑥ 見積額			
・見積額が契約上限金額以内か。			
順位合計数			

② 審査項目ごとの採点基準

3者より順位付けを行い、最も合計数が少ない者が優先交渉権を得る。

最も合計数が少ない参加者が複数となった場合、委員全員による投票によって選定する。

なお、投票によっても同得票となり、決しない場合は、選定委員会委員長が決する。

(7) 審査結果の通知

審査結果は、参加者に対して郵送及び電子メールで通知する。

※通知予定日：令和6年10月29日（火）

9 契約の締結

(1) 8により選定された優先交渉権者と契約締結に向けた交渉を行う。

(2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

※この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果が上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 契約金上限額を超えた場合
- (6) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (7) 提案に対して談合等、不正行為があった場合
- (8) その他選定委員会が不適切と認めた場合

11 質問等の受付及び回答

本業務の概要や要領、仕様書の内容等について、質問等がある場合は、以下のとおり質問書を提出し、本市から回答する。

- (1) 提出書類：質問書【様式第5号】
- (2) 提出期限：令和6年9月20日（金）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法：電子メールによる提出のみ（syokorosei@city.ayabe.lg.jp）
- (4) 回 答：令和6年9月30日（月）までに電子メールで回答

※質問等の内容について電話で確認することがある。

※必要に応じ、質問等の内容を本市ホームページで公開することがある。

12 その他

- (1) 提出書類の作成、参加、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプ

- ロポータルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、参加者に返却しない。
 - (3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
 - (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は認めない。
 - (5) 参加申請受理後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（任意様式）を必ず提出すること（提出方法は事務局と調整のこと。）。
 - (6) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
 - (7) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

1 3 事務局

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市農林商工部商工労政課工業・雇用促進担当 担当：梅原、四方

TEL：0773-42-4264

FAX：0773-42-4406

E-mail：syokorosei@city.ayabe.lg.jp

綾部市就職情報ウェブサイト導入及び運用業務仕様書

1. 業務名

綾部市就職情報ウェブサイト導入及び運用業務

2. 業務目的

人口減少で人材不足が続く中、若者のUIJターン促進や市内企業の魅力発信を行うため、市内企業の求人検索機能やオンライン相談等の就職情報を一元化したウェブサイトを作成し、安定した雇用の確保と地元就労、移住・定住を促進する。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

4. 業務の概要

(1) 綾部市就職情報ウェブサイトの導入

本業務の目的を達成するために、若者が使いやすく且つ効果的な機能を持ったウェブサイトを構築・提供し適切に利用できるよう運用する。加えて、パソコン、スマートフォンの表示サイズに合わせて最適な文字サイズ、画像サイズ、配置レイアウトに自動的に切り替わるような「レスポンシブウェブデザイン」とする。また、効果的且つ迅速に情報発信できるウェブサイトとなるようCMSを導入し構築を実施する。また、管理者（本市職員）の業務効率化を図るため、部分的に操作性に優れたコンテンツマネジメントシステムを構築する。

(2) 業務委託の範囲

本業務の範囲は以下のとおりとする。なお、優先交渉権者選定時に提出された企画提案書等に記された内容及びプレゼンテーションと質疑応答にて説明された内容は、令和7年3月1日のテスト運用までに追加費用無しで実現できるものとする。ただし、必ずしも受注者から提出された企画提案書のとおりシステムを構築するとは限らない。

- ・公開サーバ及びCMSの構築
- ・トップページ等各種ページのデザイン作成及びコーディング作業
- ・CMS導入に関わる各種支援
- ・CMSの操作マニュアル作成
- ・新規ドメイン取得及びサーバ費用
- ・システム保守及びウェブサイト運用業務(月1回)
- ・上記の業務に必要となる、関係事業者との調整及び管理者（本市職員）への報告などの窓口機能
- ・プロジェクト管理

(3) ウェブサイトの公開、本業務期間中の更新運用・システム/サーバ保守管理

本業務では、ウェブサイトを公開することが可能な段階となった後、本市の判断により公開時期を決定する予定である。サイト公開に必要なサーバはデータセンターに置き、24時間、常時安定稼働するものとし、これに必要となる運用環境の提供、公開後の本業務期間中の維持管理等、一切を含む。

(4) マニュアル作成、研修等の実施

導入後に管理者（本市職員）向けのマニュアルを作成のうえ、説明会を実施すること。

5. 導入要件

(1) 機器構成・機器の性能等

機器構成、ネットワーク構成、機器の性能は、提案業者の仕様とするが、正常稼働に支障のない構成・性能等とし、システム構成図等を本市に提出し、承認を得ることとする。

(2) テスト要件

提案業者は、ウェブサイトの公開までにテストアップを行い、本市の承諾を得るものとする。

提案業者は、テストアップ及び運用マニュアルを提出し、これに基づいて両者でテストを実施する。また、テスト環境は提案業者が用意することとし、本市が適宜テスト環境を確認できる等、協議の上進めること。

(3) 研修

提案業者は、本市が用意する施設にて、管理者（本市職員）を対象に、本システムの運用及び操作についての研修を実施するものとする。クライアントPC及びネットワーク環境、電源等は本市で用意する。提案業者は、研修で利用するマニュアルを作成し、必要となる部数を印刷し、提出するものとする。研修受講者の想定人数は協議による。

6. 運用保守要件

本業務では、ウェブサイトを開示することが可能な段階になった後、本市の判断により公開時期を決定する予定であるため、公開後の運用保守に関しての要件は、以下のとおりとする。

(1) 運用・保守管理

ウェブサイト公開から業務履行期間終了までの間、ウェブサイト運用・保守管理を行い、本市と協議の上、必要な維持管理を行うこと。

(2) システム等の運用・管理

本業務又は本業務に関連する事項について、本市からの依頼や問い合わせがあった場合、適切な助言を行うとともに、必要な支援を行うこと。また、運用の安定化、効率化につながる事項などについては、本市に積極的な提案を心掛けること。

なお、提案業者は、サーバ・システムの維持管理を行うとともに、サーバ機器・部品の故障の対応も行うこと。

(3) バックアップ

サイトのデータ、DBの登録データ等のバックアップは、常時バックアップデータを行う。

(4) システム等のアップデート

① OS・ブラウザのアップデート対応

提案業者は、OS (iOS、Android) 及びブラウザのバージョンアップに伴う対応、動作検証を遅延なく行うものとする。

動作検証の結果、使用に支障が認められる場合は、OS等のバージョンアップに伴う対応を実施するまでの間、支障の内容、対応の見込み等について、お知らせ機能等を利用して利用者に周知するための文案を本市に示し、承認を得た上で、対応を進めるものとする。

② 脆弱性対応

提案業者は、技術的脆弱性対策を行うものとする。パッチの適用、設定の修正等によりOS・サービス・システムを再起動する場合、利用者に影響が出る場合は、事前に本市の承認を得る。

(5) 運営・管理支援

ウェブサイト運営・管理においては、本システムの利便性・有益性が向上するよう、必要な情報収集を行うとともに、積極的な提案を行うこと。

また、操作に関する助言等のサポートを行うものとし、管理者（本市職員）の操作により更新できないデータ・コンテンツがある場合は、その作業について、提案業者が行うものとする。

7. 業務スケジュール概要（※目安であり、詳細は受託時に決定する）

(1) 綾部市就職情報ウェブサイトの開発・導入準備期間

契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで

(2) 稼働開始予定

令和7年3月1日よりテスト運用開始～3月31日より本格稼働

8. 実績

受注者がこれまでに構築及び運用している類似業務については以下の条件を満たすこと

- ・他の地方公共団体において1団体以上導入実績があること
- ・運用開始から1年以上経過していること

9. 業務の継続性

本契約における業務委託は、特別な事情がない限り、翌年度以降、継続して運用することを前提とする。ただし、本市において予算の減額などがあった場合はこの限りではなく、協議及び調整を行うものとする。

10. 情報セキュリティ要件・サーバ要件

以下のとおりとする。

項目	仕様
情報セキュリティ要件	個人情報の保護に配慮するなど、利用者が安心して利用できる対策を実施していること。 ・ウイルス対策・不正アクセス対策（脆弱性対応）を行うこと。 ・サーバソフトウェア・システム・DB 等への不正アクセス等の状況を適切に確認すること。
サーバ要件	データを預けるデータセンターは堅牢な設備を有していること。 ・データの常時バックアップを維持すること。 ・火災や地震、停電等への対策がされていること。

11. 納品資料

本業務における納品物を以下のとおり定める。

No.	納品物	内容
1	業務実施計画書	作業項目、工程表、業務実施体制などの記載のあるもの。
2	設定確認表	システムの設定内容を記載した資料
3	就職情報ウェブサイト	
4	管理者操作マニュアル	管理者（本市職員）用操作マニュアル
5	業務完了報告書	

12. 保守・運用

以下、運用・保守業務について明記すること。

- ・月1回の情報更新業務
- ・本市からの問い合わせ対応
- ・導入サーバ保守
- ・導入ソフトウェア保守

13. 特記事項

(1) 再委託

基本的に委託業務の一部を第三者に委託若しくは委託に準じた作業を依頼（以下「再委託」という。）することは認めない。但し、業務遂行上再委託が必要と判断した場合のみ、再委託の内容、再委託先、再委託理由、再委託管理体制を文書で本市へ提出し、承諾を得る必要がある。

なお、再委託先の行為については、提案業者が全責任を負うこと。

(2) 契約不適合責任

正当な理由なく、本仕様書で要求した内容が実現できていないことが判明した時、または設計ミスによる不良が判明した時には、本契約不適合を知ってから1年以内に通知した場合には、本市と協議の上、無償で改修すること。

(3) 業務の引継ぎに関する事項

契約履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他契約の終了事由のいかなを問わず、本業務が終了となる場合、提案業者は本市の指示のもと、本業務終了日までに本市が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じ、他者のシステムに移行する作業の支援を行うこと。

業務引継ぎに伴いデータ移行等が発生する場合は、本市・他者に対して誠意を持って協力する

こと。

(4) 守秘義務と個人情報保護

本業務を履行するにあたっては、以下を遵守すること。

- ・本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約履行期間の満了又は解除後も同様とする。
- ・成果物(本業務の過程で得られた記録等を含む)を本市の許可なく、第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。
- ・本業務の遂行のために本市が提供した資料、データ等は、本業務以外の目的で使用しないこと。また文書・支給品等の管理を行うこと。さらに、これらの資料、データ等は、契約履行期間の満了又は解除後、本市に返却及び複写したデータは消去すること。
- ・本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

(5) 法令遵守

本業務を履行するにあたっては、本市の「情報セキュリティポリシー」、「個人情報保護条例」、法令等を遵守すること。

(6) 著作権

成果物の著作権は、著作権法に従い事業者に帰属するものとする。ただし、成果物に、本市の著作物が含まれている場合、当該著作物(当該著作物の改変を含む)の著作権は、従前からの著作権者に帰属する。

(7) その他留意事項

本市の施設等に入入りする場合は、事前に連絡し、承諾を得ること。また、施設等の出入りに当たっては、本市の担当者の指示に従うこと。

(8) その他

本業務を進める上で本仕様書に記載のない事項については、本市と提案業者が協議の上、その都度決定するものとする。

14. 事務局(問い合わせ先)

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市農林商工部商工労政課工業・雇用促進担当 担当：梅原、四方

TEL：0773-42-4264

FAX：0773-42-4406

E-mail：syokorosei@city.ayabe.lg.jp

(様式第1号)

企画提案書等届出書

令和 6年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所
商号又は名称
代表者 印

綾部市就職情報ウェブサイト導入及び運用業務に関する公募型プロポーザル選定について、企画提案書等を提出します。

なお、当該業務に係る参加資格の要件に該当するものであること及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

	提出書類	提出部数
①	企画提案書等届出書 (様式第1号)	正本1
②	業務実施体制書 (様式第2号)	正本1・副本6
③	企画提案書	正本1・副本6
④	見積書	正本1・副本6
⑤	会社概要書 (様式第3号)	正本1・副本6
⑥	業務実績書 (様式第4号)	正本1・副本6
⑦	財務諸表	正本1
⑧	登記簿謄本	正本1
⑨	納税証明書	正本1

《本業務のプロポーザルに係る担当者の連絡先》

部 署 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - m a i l	

※書類送付・質問回答等の連絡先となります。

(様式第2号)

業務実施体制書

商号又は名称	
法人番号	

①総括管理者

氏名	
役職・年齢	(歳)
保有資格	
業務経験日数	
主な業務実績①	業務名：
	内 容：
主な業務実績②	業務名：
	内 容：

②業務担当者

氏名	
役職・年齢	(歳)
保有資格	
業務経験日数	
主な業務実績①	業務名：
	内 容：
主な業務実績②	業務名：
	内 容：

※契約期間を通して本業務に従事する総括管理者及び業務担当者を記載すること。

※本調書は担当者的人数に応じて複写して使用すること。

(様式第3号)

会社概要書

令和6年4月1日現在

商号又は名称				
代表者氏名				
所在地				
電話番号		F A X 番号		
設立年月日				
貸借対照表総資本額				
損益計算書税引前当期利益				
常勤職員の数	技術職員	事務職員	その他の職員	合 計
	人	人	人	人
主たる営業品目				
本業務に係る部署名				
代表者氏名				
所在地				
電話番号		F A X 番号		
取扱業務				
その他特記すべき事項				

※会社概要が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付のこと。

※貸借対照表総資本額、損益計算書税引前当期利益は、直前営業年度の数値を記載すること。

(様式第 4 号)

業務実績書

商号又は名称

発注者	委託業務名	業務内容	契約期間	契約金額 (税込)

※過去 5 年以内 (平成 31 年 4 月 1 日以降) において、地方公共団体において、同種・類似の事業に関する業務の履行実績を記載してください (主に近畿圏での実績を優先してください)。

※契約書の写し、業務の概要が分かる資料を添付してください。

(様式第5号)

令和 6年 月 日

住所
 商号又は名称
 担当者所属・氏名
 電話番号
 E-mail

質問書

質 問 事 項	質 問 内 容

- ※質問内容が容易に理解できるよう、できるだけ具体的に記載してください。
- ※質問書の提出は、原則として各社1回とします。
- ※質問書は、令和6年9月20日（金）午後5時（必着）までに提出してください。
- ※原則として、電話及び口頭による質問は受け付けません。

綾部市公告第129号

現年発生農地等災害復旧事業、後山道路、吉国水路、小畑大池復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和6年9月24日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第506 80号
- (2) 工 事 名 後山道路、吉国水路、小畑大池復旧工事
- (3) 工事場所 綾部市小畑町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 後山道路（528-504）
 復旧延長 L = 10.0 m
 アスファルト舗装 A = 17 m²
 フトン竈工3段積 L = 7 m
 盛土復旧工 A = 60 m²
 吉国水路（528-505）
 復旧延長 L = 52.0 m
 柵渠復旧工（既設流用） L = 18 m
 柵渠復旧工（新設） L = 10 m
 階段水路工 N = 7
 盛土復旧工 A = 30 m²
 小畑大池（528-506）
 復旧延長 L = 7.0 m
 コンクリートブロック積工 L = 7 m A = 21 m²
- (5) 予定工期 令和6年10月23日から
 令和7年 3月31日まで（160日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31

日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。

- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年9月24日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は550円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年9月27日（金）午前9時から午後6時まで

令和6年9月30日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月27日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年10月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和6年10月4日（金）から
令和6年10月7日（月）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年10月9日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和6年10月15日（火）午前9時から午後6時まで
令和6年10月16日（水）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年10月17日（木）午後1時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

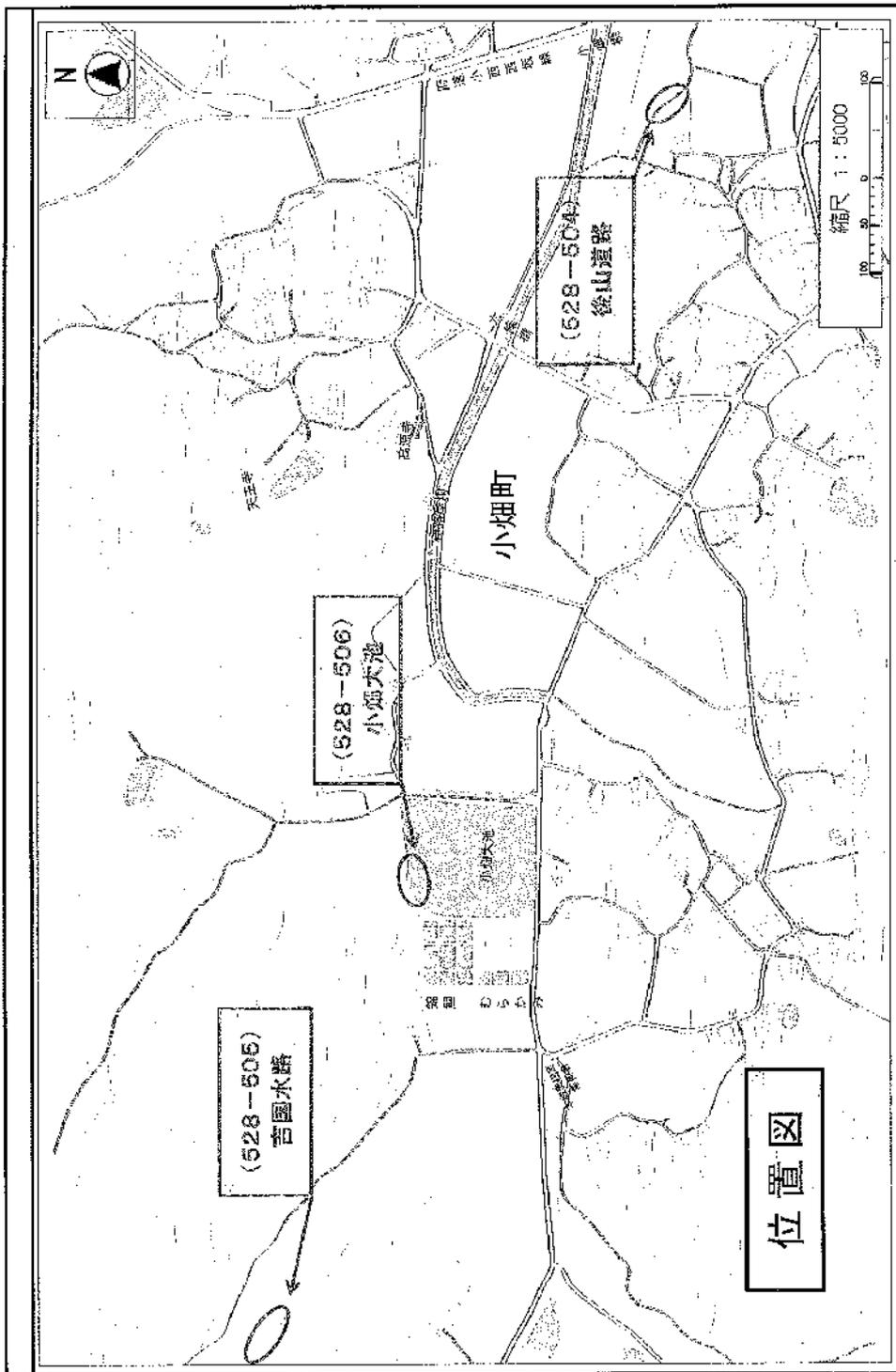
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第130号

防災基盤整備事業、栗町防火水槽新設工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和6年9月24日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第506 81号 |
| (2) 工 事 名 | 栗町防火水槽新設工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市栗町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 鉄筋コンクリート組立式防火水槽新設（有蓋40m ³ ）
N=1基 |
| (5) 予定工期 | 令和6年10月23日から
令和7年 3月11日まで（140日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年9月24日(火) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は540円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年9月27日(金) 午前9時から午後6時まで

令和6年9月30日(月) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月27日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年10月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年10月4日(金) から

令和6年10月7日(月) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年10月9日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行

いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和6年10月15日(火) 午前9時から午後6時まで
令和6年10月16日(水) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年10月17日(木) 午後1時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

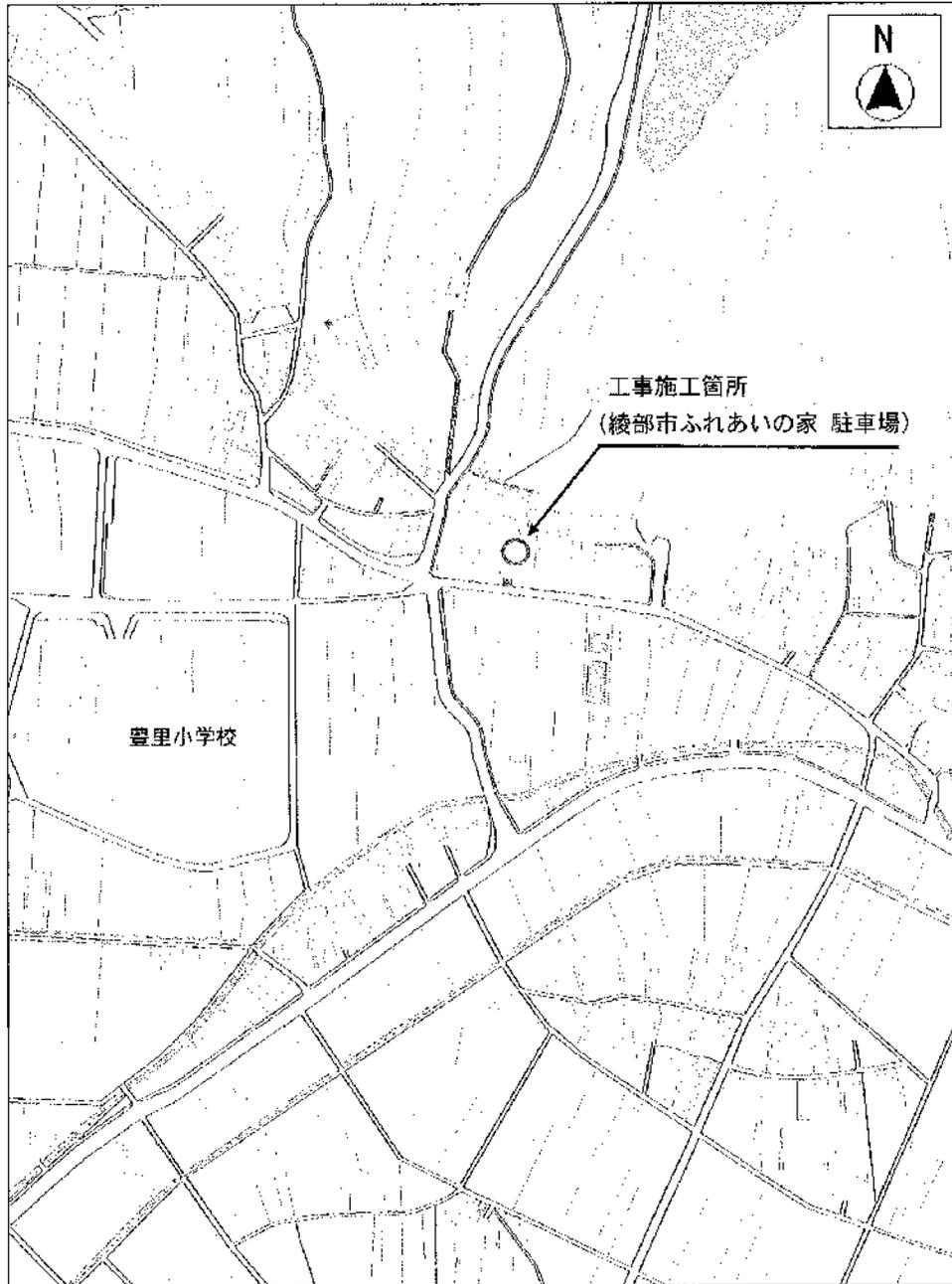
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位 置 図



綾部市公告第131号

現年発生農地等災害復旧事業、下山岡1・2、茶ノ木ヶ鼻農地復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和6年9月24日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第506 82号 |
| (2) 工 事 名 | 下山岡1・2、茶ノ木ヶ鼻農地復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市坊口町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 下山岡農地1（528-11）
復旧延長 L=18.0m
フトン籠工2段積 L=12m
盛土復旧工 A=84㎡
下山岡農地2（528-12）
復旧延長 L=20.0m
フトン籠工2段積 L=20m
盛土復旧工 A=133㎡
茶ノ木ヶ鼻農地（528-13）
復旧延長 L=10.0m
フトン籠工2段積 L=10m
盛土復旧工 A=19㎡ |
| (5) 予定工期 | 令和6年10月23日から
令和7年 3月11日まで（140日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。

- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2)2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年9月24日(火)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は440円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年9月27日(金)午前9時から午後6時まで

令和6年9月30日(月)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月27日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年10月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和6年10月4日（金）から
令和6年10月7日（月）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年10月9日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和6年10月15日（火）午前9時から午後6時まで
令和6年10月16日（水）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年10月17日（木）午後2時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続きを行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

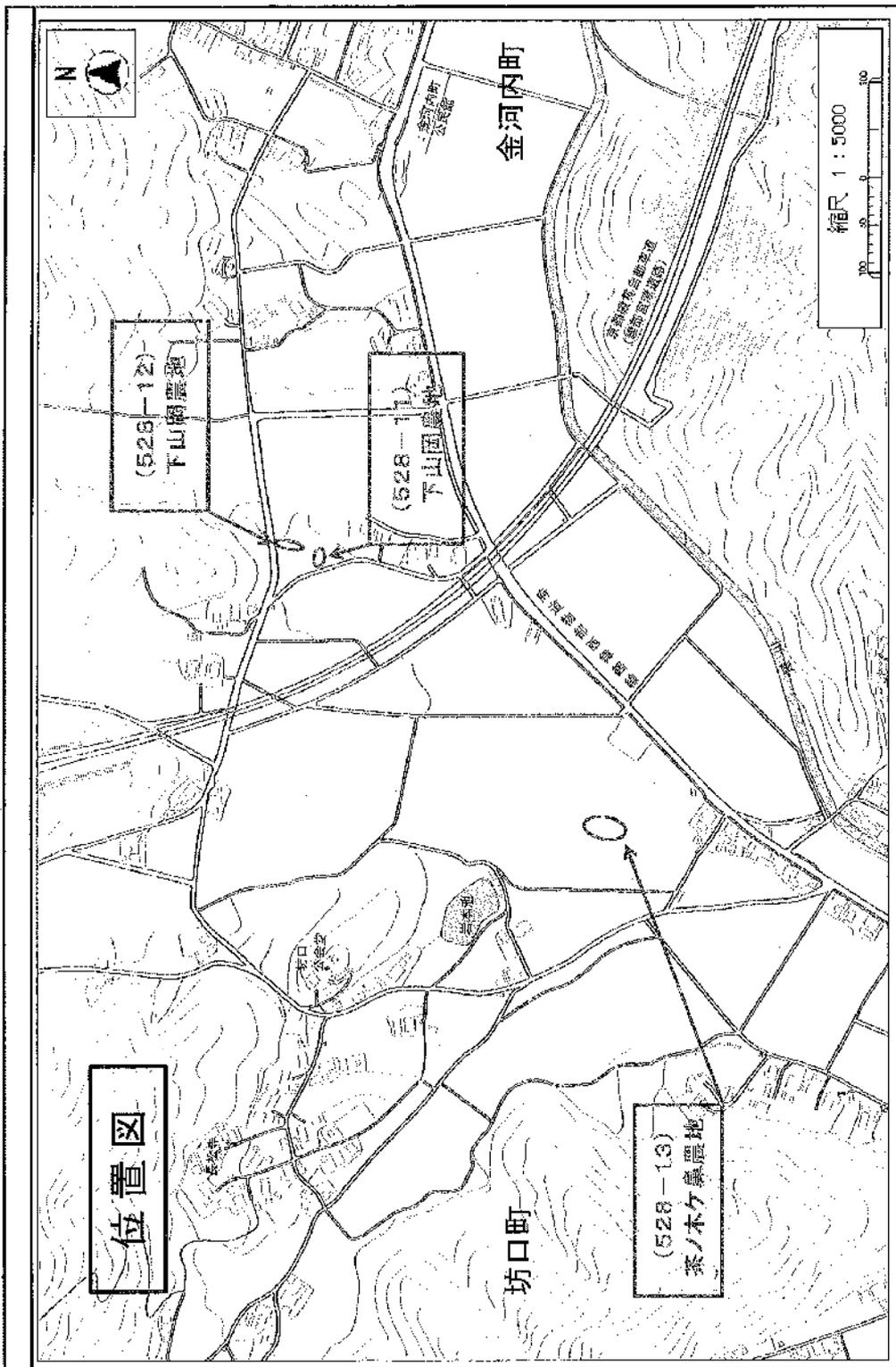
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 3 2 号

現年発生農地等災害復旧事業、八幡 1・2 農地復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 6 年 9 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 6 8 3 号 |
| (2) 工 事 名 | 八幡 1・2 農地復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市金河内町 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | 八幡農地 (5 2 8 - 1 0)
復旧延長 L = 1 6 . 0 m
フトン籠工 2 段積 L = 1 3 m
盛土復旧工 A = 8 3 m ²
八幡農地 (5 2 8 - 1 4)
復旧延長 L = 2 4 . 0 m
フトン籠工 2 段積 L = 1 3 m
盛土復旧工 A = 1 2 5 m ² |
| (5) 予定工期 | 令和 6 年 1 0 月 2 3 日から
令和 7 年 3 月 1 日まで (1 3 0 日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 6 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、令和 6 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年9月24日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は340円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年9月27日（金）午前9時から午後6時まで

令和6年9月30日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月27日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年10月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年10月4日（金）から

令和6年10月7日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること

としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年10月9日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①日時 令和6年10月15日（火）午前9時から午後6時まで
令和6年10月16日（水）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和6年10月17日（木）午後2時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

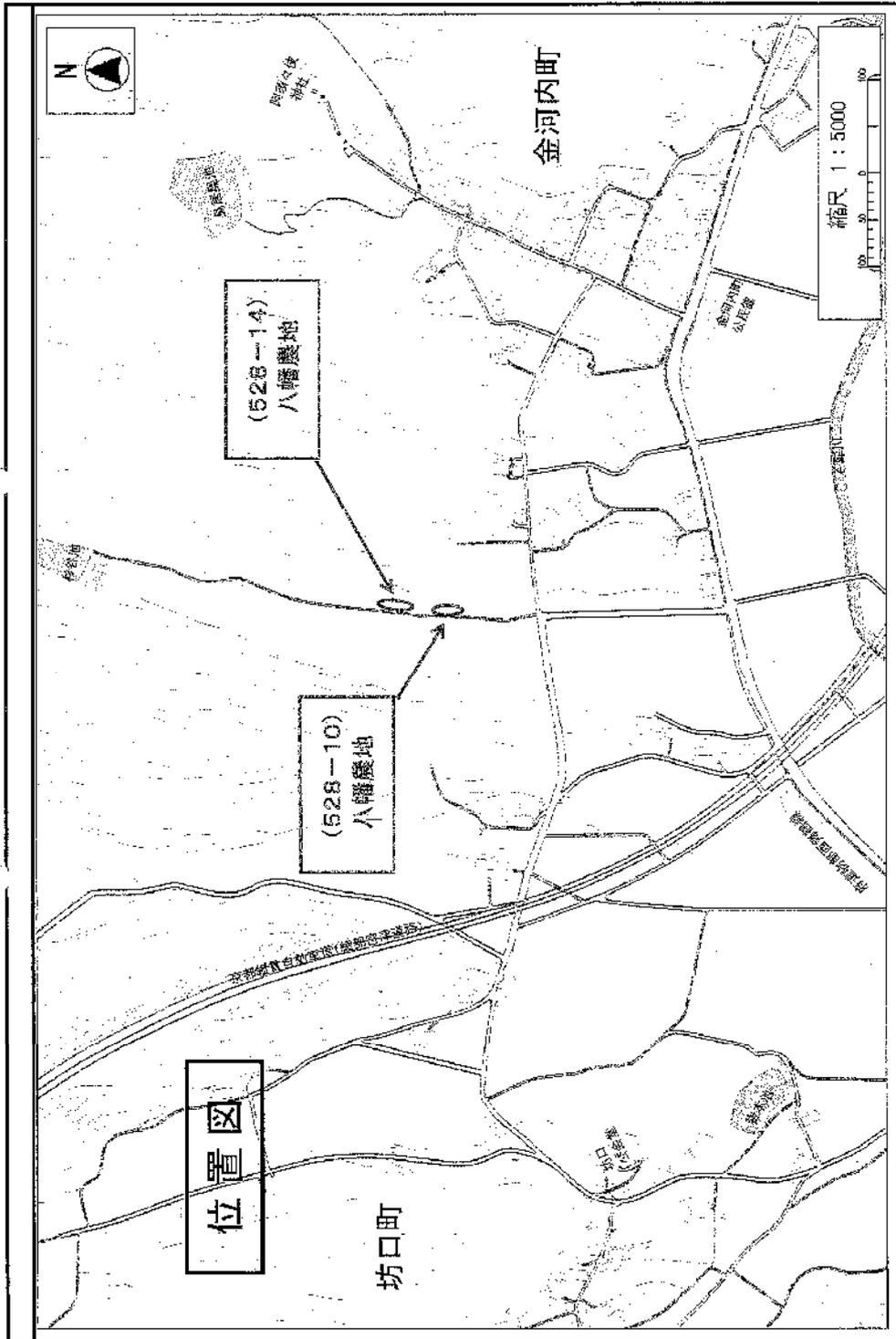
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第133号

こども家庭センター整備事業、こども家庭センター整備工事（建築本体工事）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和6年9月24日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第506 87号 |
| (2) 工 事 名 | こども家庭センター整備工事（建築本体工事） |
| (3) 工事場所 | 綾部市青野町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | こども家庭センター整備 改修面積 107.27㎡
上記に係る建築工事及び機械設備工事 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和6年10月23日から
令和7年 1月20日まで（90日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のB等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年9月24日(火) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は320円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年9月27日(金) 午前9時から午後6時まで

令和6年9月30日(月) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月27日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年10月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年10月4日(金) から

令和6年10月7日(月) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年10月9日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行

いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和6年10月15日(火) 午前9時から午後6時まで
令和6年10月16日(水) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年10月17日(木) 午後2時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

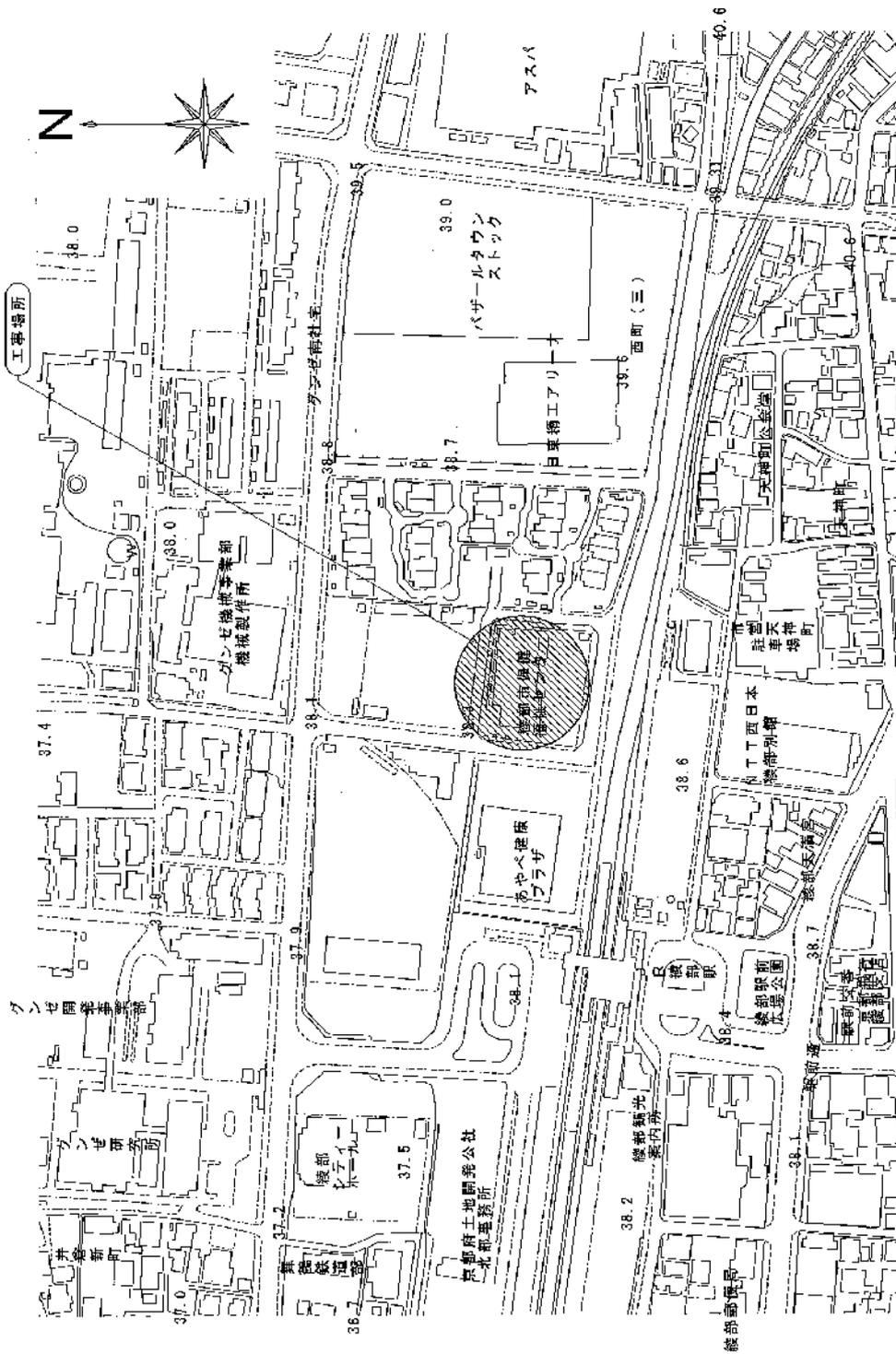
2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が8,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が8,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が8,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が8,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



こども家庭センター整備工事 付近見取り図 1/2,500

綾部市公告第134号

下水道整備事業、公共下水道舗装復旧（6-3）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和6年9月24日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第506 88号 |
| (2) 工 事 名 | 公共下水道舗装復旧（6-3）工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市味方町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L=168.1m W=2.7~3.9m
アスファルト舗装工 A=604m ² |
| (5) 予定工期 | 令和6年10月23日から
令和7年 1月20日まで（90日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のB等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年9月24日(火)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は310円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年9月27日(金)午前9時から午後6時まで

令和6年9月30日(月)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月27日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年10月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年10月4日(金)から

令和6年10月7日(月)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年10月9日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システ

ムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにはファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和6年10月15日(火) 午前9時から午後6時まで
令和6年10月16日(水) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年10月17日(木) 午後3時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

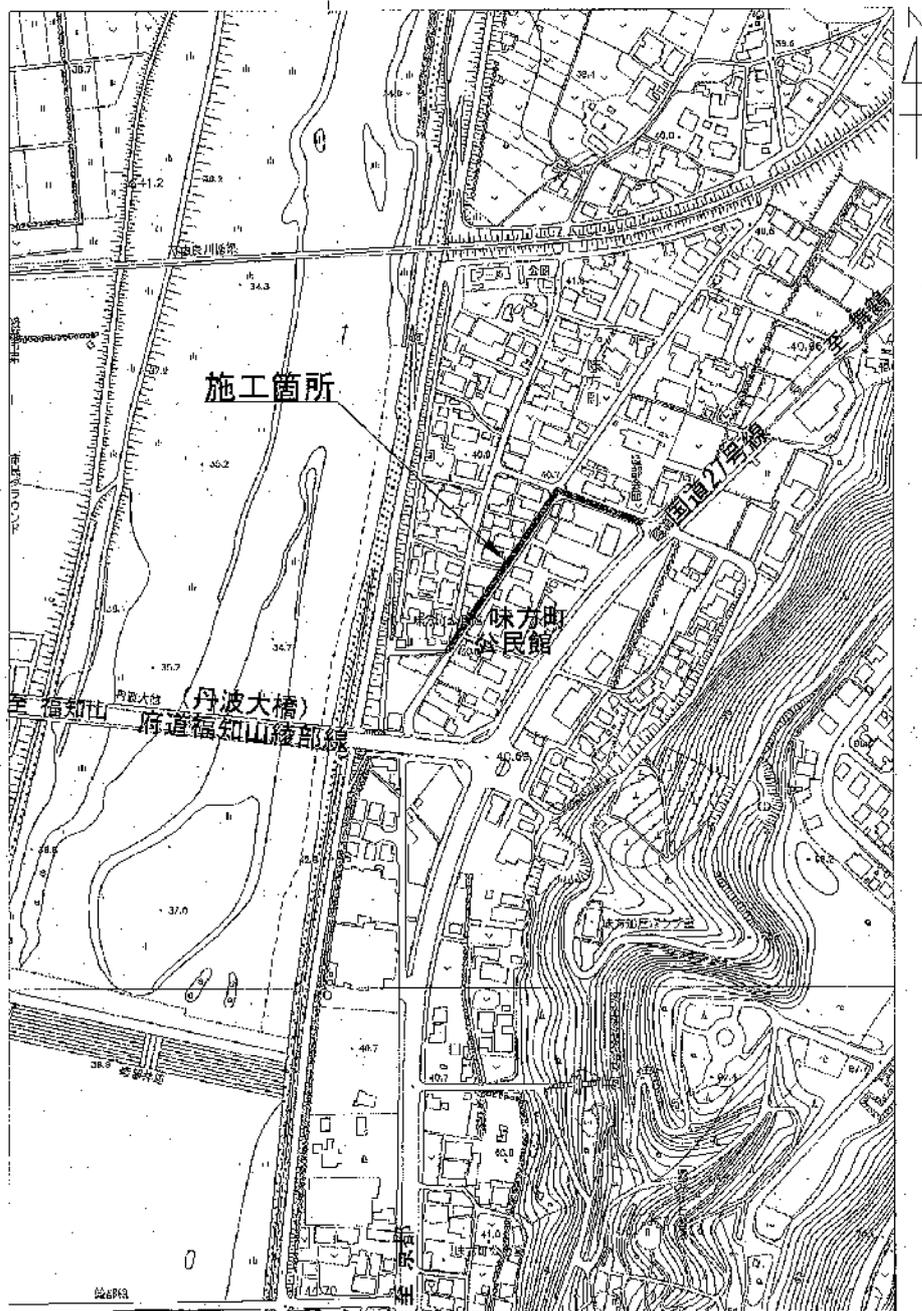
- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位 置 図



公共下水道鋪裝復旧(6-3)工事

綾部市公告第 1 3 5 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 6 年 9 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第136号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和6年9月30日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第137号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和6年9月30日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第138号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定に基づきインフルエンザ予防接種を実施するので、予防接種法施行令（政令197号）第5条の規定に基づき公告する。

令和6年10月1日

綾部市長 山崎 善也

- 1 実施期間 令和6年10月1日（火）～令和7年1月31日（金）
- 2 自己負担額 1,500円
ただし、市民税非課税世帯、生活保護法による被保護世帯については免除制度あり（事前に申請手続きが必要）
- 3 対 象 綾部市に住所を有し、接種を希望する下記の人
 - (1) 接種日に満65歳以上の人
 - (2) 接種日に60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により、日常生活が極度に制限される人（身体障害者手帳1級相当）
- 4 実施医療機関

名称	所在地
綾 部 市 立 病 院	青野町大塚20-1
綾 部 ル ネ ス 病 院	大島町二反田7-16
京 都 協 立 病 院	高津町三反田1
あ や べ 協 立 診 療 所	駅前通1
大 久 保 医 院	本町8丁目115
志 賀 整 形 外 科 ク リ ニ ッ ク	宮代町15
白 波 瀬 医 院	岡町鳥居27-3
西 村 医 院	栗町小東4-3
野 間 医 院 八 田 診 療 所	上杉町渋市2
畑 内 科 医 院	青野町高田91
安 村 外 科 内 科 診 療 所	井倉町大將軍37
柳 川 整 形 外 科 医 院	大島町二反田7-20
山 下 整 形 外 科 医 院	青野町西青野28-3
由 良 産 婦 人 科 小 児 科 医 院	本町1丁目20
横 山 医 院	若松町庵ノ上58-10
綾 部 市 志 賀 郷 診 療 所	志賀郷町北町19-2
綾 部 市 中 上 林 診 療 所	八津合町神谷2-2
綾 部 市 奥 上 林 診 療 所	故屋岡町三反田15

綾部市公告第139号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定に基づき新型コロナウイルス感染症予防接種を実施するので、予防接種法施行令（政令197号）第5条の規定に基づき公告する。

令和6年10月1日

綾部市長 山崎 善也

- 1 実施期間 令和6年10月1日（火）～令和7年1月31日（金）
- 2 自己負担額 3,000円
ただし、市民税非課税世帯、生活保護法による被保護世帯については免除制度あり（事前に申請手続きが必要）
- 3 対 象 綾部市に住所を有し、接種を希望する下記の人
 - (1) 接種日に満65歳以上の人
 - (2) 接種日に60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により、日常生活が極度に制限される人（身体障害者手帳1級相当）
- 4 実施医療機関

名称	所在地
綾 部 市 立 病 院	青野町大塚20-1
綾 部 ル ネ ス 病 院	大島町二反田7-16
京 都 協 立 病 院	高津町三反田1
あ や べ 協 立 診 療 所	駅前通1
綾 部 市 志 賀 郷 診 療 所	志賀郷町北町19-2
大 久 保 医 院	本町8丁目115
畑 内 科 医 院	青野町高田91
安 村 外 科 内 科 診 療 所	井倉町大將軍37
山 下 整 形 外 科 医 院	青野町西青野28-3
由 良 産 婦 人 科 小 児 科 医 院	本町1丁目20
横 山 医 院	若松町庵ノ上58-10

綾部市教育委員会告示第12号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和6年度第7回（9月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和6年9月27日

綾部市教育委員会

教育長 小林 治

- 1 日 時 令和6年9月30日（月）午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項

・議第14号 専決処分事項の報告について